（財産承継の場合の所得の計算）

第十六條　旧組合の財産のうち、第十一條、第十二條又は第十四條の規定により中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に帰属した財産の価格は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得の計算上、その中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の益金及びその旧組合の損金に算入しない。

（財産承継の場合の登録税）

第十七條　第四條又は第十一條から第十四條までの規定により不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の価額の千分の四とする。但し、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

2　前項の不動産又は船舶の価格は、承継の直前における旧組合の帳簿価格による。

（財産承継の場合の有価証券移転税）

第十八條　第四條又は第十一條から第十四條までの規定により有価証券を承継する場合においては、その移転に関しては、有価証券移転税を課さない。

（財産承継の場合の地方税）

第十九條　第四條又は第十一條から第十四條までの規定により財産を承継する場合においては、その移転に関しては、地方公共團体は、地方税を課することができない。

（産業組合の信用協同組合への組織変更）

第二十條　この法律施行の際現に存する旧産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）による信用事業を行う産業組合又はその合併によつて設立した産業組合は、総会の議決を経て、第三條第二項の期間内に新法による信用協同組合になることができる。この場合において、その産業組合の定款又は組織が新法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならない。

2　前項の産業組合が同項の規定により信用協同組合になつた場合において、その産業組合が無限責任の組合であつたときは、産業組合の組合員で信用協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた産業組合の債務については、旧産業組合法第二條第二項の規定による責任を免れることができない。

3　前項の規定による責任は、第一項の規定による組織変更の後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

4　第一項の規定による組織変更については、第四條第二項及び第三項、第五條から第七條まで並びに前三條の規定を準用する。

（商工組合中央金庫法の改正）

第二十一條　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第七條第一項、第二十七條第一項但書、第二十八條第一項第六号及び第二十九條第一項第三号中「商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

第三條第一項中「、銀行又ハ市街地信用組合」を「又ハ銀行」に、同條同項、第三項及び第四項中「商工協同組合ヲ組合員トスル商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

（農林中央金庫法の改正）

第二十二條　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「日本馬事会」の下に「又ハ蚕糸業、林産若ハ塩業ニ関スル中小企業等協同組合」を加え、「蚕糸協同組合、」、「林業会、林産組合、」及び「、塩業組合連合会又ハ塩業組合」を削る。

（登録税法の改正）

第二十三條　登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「商工協同組合中央会、」の下に「中小企業等協同組合、」を、「商工協同組合法、」の下に「中小企業等協同組合法、」を加える。

（印紙税法の改正）

第二十四條　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十一ノ二号中「市街地信用組合」を「中小企業等協同組合」に改め、同條同項第十二号中「水産加工業協同組合連合会、」の下に「中小企業等協同組合、」を加え、「蚕糸協同組合、」、「林産組合、林業会、」及び「商工協同組合、」を削る。

第五條第六号及び第二十九條第一項第三号中「商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

第三條第一項中「、銀行又ハ市街地信用組合」を「又ハ銀行」に、同條同項、第三項及び第四項中「商工協同組合ヲ組合員トスル商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

（農林中央金庫法の改正）

第二十五條　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「日本馬事会」の下に「又ハ蚕糸業、林産若ハ塩業ニ関スル中小企業等協同組合」を加え、「蚕糸協同組合、」、「林業会、林産組合、」及び「、塩業組合連合会又ハ塩業組合」を削る。

（登録税法の改正）

第二十六條　登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「商工協同組合中央会、」の下に「中小企業等協同組合、」を、「商工協同組合法、」の下に「中小企業等協同組合法、」を加える。

（印紙税法の改正）

第二十七條　地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十七條第二項第五号の次に次の一号を加える。

五ノ二　中小企業等協同組合

（事業者團体法の改正）

第二十八條　事業者團体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「ニ　市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五号）」を「ニ　旧市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十

五号）に、「へ　林業会法（昭和二十一年法律第三十五号）」を「へ　旧林業会法（昭和二十一年法律第三十五号）」に、「ト　商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）」を「ト　旧商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）」に、「チ　旧中小企業等協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）」を「チ　旧中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）」に改める。

（金融機関経理應急措置法等の改正）

第二十九條　左に掲げる規定中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」に改める。

金融機関経理應急措置法（昭和二十一年法律第六号）第二十七條第一項第一号

臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一條第一項

（金融緊急措置令の改正）

第三十條　金融緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八條中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

（國民貯蓄組合法の改正）

第三十一條　國民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「市街地信用組合、商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

第二條第四号中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

第四條第一項中「市街地信用組合貯金」を「信用協同組合等貯金」に改める。

（経済関係罰則の整備に関する法律の改正）

第三十二條　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中「二十　市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合」を「二十　中小企業等協同組合法ニ依ル信用協同組合及同法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

（関係法令改正の経過規定）

第三十三條　旧組合については、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條及び前四條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお從前の例による。

（罰則の経過規定）

第三十四條　この法律施行前（旧組合については、第三條第一項の規定により効力を有する旧法の失効前）にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後（旧組合については、同條同項の規定により効力を有する旧法の失効後）でも、なお從前の例による。

（蚕糸業法の経過規定）

第三十五條　蚕糸業法第三十一條第三項、第三十九條及び第五十一條（但し、第三十九條において第二十三條第二項を準用する場合に限る。）の適用については、第二條の規定にかかわらずなお從前の例による。

附　則

この法律は、中小企業等協同組合法施行の日から施行する。但し、第一條中市街地信用組合法の廃止に関する部分は、この法律施行の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

参　照

○蠶絲業法（昭和二十年十二月二十二日法律第五十七號）

第二十一條　蠶絲業者ハ其ノ蠶絲業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ蠶絲協同組合ヲ設立スルコトヲ得

蠶絲協同組合ハ法人トス

第二十二條　蠶絲協同組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行ウコトヲ得

一　組合員ノ生產又ハ取扱ニ係ル蠶絲ノ加工又ハ販賣

二　組合員ノ事業ニ必要ナル物ノ共同購入及共同設備ノ設置

三　組合員ノ生產シタル蠶絲ノ檢查

四　前各號ニ揭グルモノノ外蠶絲協同組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

第二十三條　蠶絲協同組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ名稱中ニ蠶絲協同組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フベシ蠶絲協同組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ蠶絲協同組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第二十四條　蠶絲協同組合ヲ設立セントスルトキハ蠶絲業者七人以上設立者ト爲リ定款ヲ作成シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後二週間以内ニ勤令ノ定ムル所ニ依リ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

蠶絲協同組合ハ前項ノ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第二十五條　蠶絲協同組合ノ組合員ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

第二十六條　蠶絲協同組合ニ總會ヲ置ク

總會ハ總組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

蠶絲協同組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

第二十七條　組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ二ヲ超エザル範圍内ニ於テ出資口數ニ應ジ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第二十八條　蠶絲協同組合ニ理事及監事ヲ置ク

理事及監事ハ組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

特別ノ事由アルトキハ理事及監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第二十九條(第一項)　蠶絲業者又ハ其ノ團體(農業團體ヲ含ム)ハ蠶絲業ノ改良發達及統制ヲ圖ル目的ヲ以テ蠶絲業會ヲ設立スルコトヲ得

第三十條(第一項)　蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

二　蠶絲業ノ聯絡及統制ニ關スル施設

同條(第二項)　蠶絲業會ハ前項各號ニ掲グル事業ノ外第二十二條第一號乃至第三號ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ得

第三十一條(第二項)　全國ヲ地區トスル蠶絲業會ヲ設立セントスル場合ニ於テ特別ノ事由ニ因リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ蠶絲業者二十五人以上設立者ト爲リ設立ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第三十七條　主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶絲業會ノ申請ニ因リ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ當該蠶絲業會ニ加入スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八條　全國ヲ地區トスル蠶絲業會ニシテ命令ヲ以テ定ムル者ヲ會員トスルモノハ繭及生絲ノ價格ノ安定ヲ圖ル爲命令ノ定ムル所ニ依リ繭絲價格安定資金ヲ設定スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繭絲價格安定資金ニ繰入レタル金額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人稅法ニ依ル各事業年度ノ普通所得ノ計算上之ヲ益金ニ算入セザルコトヲ得

第三十九條(第三項)　第二十四條ノ規定ハ蠶絲業會ノ設立ニ之ヲ準用ス

第四十條(第一項)　蠶絲業者又ハ其ノ團體(農業團體ヲ含ム)ハ蠶絲業ノ改良發達及統制ヲ圖ル目的ヲ以テ蠶絲業會ヲ設立スルコトヲ得

第三十條(第一項)　蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

二　蠶絲業ノ聯絡及統制ニ關スル施設

同條(第二項)　蠶絲業會ハ前項各號ニ掲グル事業ノ外第二十二條第一號乃至第三號ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ得

第三十一條(第二項)　全國ヲ地區トスル蠶絲業會ヲ設立セントスル場合ニ於テ特別ノ事由ニ因リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ蠶絲業者二十五人以上設立者ト爲リ設立ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第三十七條　主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶絲業會ノ申請ニ因リ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ當該蠶絲業會ニ加入スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八條　全國ヲ地區トスル蠶絲業會ニシテ命令ヲ以テ定ムル者ヲ會員トスルモノハ繭及生絲ノ價格ノ安定ヲ圖ル爲命令ノ定ムル所ニ依リ繭絲價格安定資金ヲ設定スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繭絲價格安定資金ニ繰入レタル金額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人稅法ニ依ル各事業年度ノ普通所得ノ計算上之ヲ益金ニ算入セザルコトヲ得

第三十九條(第三項)　第二十四條ノ規定ハ蠶絲業會ノ設立ニ之ヲ準用ス

第四十條(第一項)　蠶絲協同組合又ハ蠶絲業會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十一條　行政官廳ハ蠶絲協同組合又ハ蠶絲業會ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキハ其ノ決議ヲ取消シ、役員ノ改選ヲ命ジ、業務ヲ停止シ又ハ解散ヲ命ズルコトヲ得

第四十二條　本法ニ規定スルモノノ外蠶絲協同組合又ハ蠶絲業會ノ設立、管理、解散、清算其ノ他ノ蠶絲協同組合又ハ蠶絲業會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條　蠶絲協同組合及蠶絲業會ニハ地方稅法ニ依ル營業稅ヲ課セズ

所屬ノ會員ヲシテ出資ヲ爲サシメザル蠶絲業會ニハ所得稅及法人稅ヲ課セズ

第四十四條　行政官廳必要アリト認ムルトキハ蠶絲業者、蠶絲協同組合、蠶絲業會其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ其ノ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

第四十五條　第二條、第四條第一項、第七條、第八條、第九條第三項、第十三條、第十五條若ハ第十六條ノ規定又ハ第十八條、第二十條若ハ第三十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス第四條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ原原蠶種ノ製造ヲ行ハシメタル者亦同ジ

第五十條　蠶絲協同組合又ハ蠶絲業會本法中蠶絲協同組合若ハ蠶絲業會ニ關スル規定若ハ之ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ理事、監事又ハ清算人ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス

第五十一條　第二十三條第二項(第三十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

○鹽專賣法(明治三十八年一月二日法律第十二號)

第十七條ノ八(第三項)　組合員ノ責任ハ前項ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス但シ鹽業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノト爲スコトヲ得

○農業協同組合法(昭和二十二年十二月十九日法律第百三十二號)

第五十九條　發起人ハ、創立總會終了ノ後遲滯ナク、定款及ビ事業計畫ヲ行政廳ニ提出シテ、設立ノ認可ヲ申請シなければならない。

發起人ハ、行政廳ノ要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第六十條　行政廳ハ、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續又ハ定款若しくは事業計畫の內容が法令又は法令に基いてする行政廳の處分に違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

第六十一條　第五十九條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受理した日から二箇月以內に、發起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

行政廳が、前項の期間內に同項の通知を発しなかつたときは、その期間滿了の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合に於て、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第七十四條(第二項)　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　第二十八條第一項第一号乃至第三号の事項

二　事務所

三　出資組合にあつては、出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂込んだ出資の総額

四　存立時期を定めたときは、その時期

五　役員の氏名及び住所

六　公告の方法

同條(第三項)　組合は、設立の登記をした後二週間以內に從たる

事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第八十二條（第一項）　組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

第八十三條　組合の設立の登記は、役員の全員の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の拂込のあつたことを証する書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

合併に因る出資組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第六十五條第四項において準用する第四十九條の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第八十四條　第七十四條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

○金融機関再建整備法（昭和二十一年十月八日法律第三十九号）

第三十七條の八（第一項）　前七條の規定は、第二十五條第三項若しくは第四項又は第三十六條第二項若しくは第三項の規定によりその債権の全部又は一部が消滅した譲渡金融機関からその事業の全部の譲渡又は保険契約の全部の移轉を受けた金融機関に、これを準用する。

第四十二條の二　第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十一條第一項の規定により他の金融機関（以下譲受金融機関という。）に新勘定の事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は新勘定の保険契約の全部若しくは一部を移轉する金融機関（以下譲渡金融機関という。）は、第二十六條第二項の規定の適用を受ける譲渡金融機関については、第二十七條第一項の認可を受けた日、その他の譲渡金融機関については、第四十條第一項の認可又は第四十一條第一項の命令のあつた日以後に退職する役員又は従業員（以下退職者という。）に対しては、法令の規定、定款の定又は契約の條項にかかわらず、退職金を支給してはならない。

譲渡金融機関は、前項の規定にかかわらず、退職者で新勘定及び旧勘定の区分の消滅の日までに譲受金融機関の役員又は従業員とならなかつたものに対して、その翌日以後退職金を支給することができる。

前項の規定によつて支給する退職金には、退職の日以後の利息を附することができる。

第四十二條の三　譲渡金融機関の退職者で第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日以後新勘定及び旧勘定の区分の消滅の日までに譲受金融機関の役員又は従業員となつたものの当該譲渡金融機関における役員又は従業員としての在職期間は、退職金の計算については、これを当該譲受金融機関における役員又は従業員としての在職期間とみなす。

第四十二條の四　金融機関は、任意積立金の三分の一に相当する金額と厚生年金保険法附則第十條乃至第十二條の規定による旧退職積立金退職手当法により積立てた退職手当積立金又は準備積立金の金額との合計金額の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日において当該金融機関の従業員である者に対して当該金融機関又は譲受金融機関が退職金を支給するため留保を必要とする積立金の金額を定めることができる。

前項の規定により定められた積立金の金額は、第十三條第一項第二号の合計額に加算するものとし、第十八條第一号イ、第二十條第一項第二号、第二十四條第一項第二号及び第二十五條第一項第二号の積立金には、これを含めないものとする。

第一項の規定により留保すべき積立金の金額を定めた場合において、当該金融機関が譲受金融機関に対し新勘定の事業の全部若しくは一部の譲渡又は新勘定の保険契約の全部若しくは一部の移轉をなしたときは、当該金融機関は、主務大臣の認可を受けて当該積立金の全部又は一部を取り崩してこれに相当する資産を当該譲受金融機関に譲渡しなければならない。

前項の場合において、譲受金融機関は、同項の規定により譲り受けた資産に相当する金額を積み立てなければならない。

金融機関が第一項の規定により留保した積立金又は譲受金融機関が前項の規定により積み立てた積立金は、第三項の場合又は清算若しくは破産の場合を除く外、主務大臣の認可を受けなければ、第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日において第一項の金融機関の従業員であつた者に対する退職金の支拂以外の目的に、これを使用しなくてはならない。

第四十二條の五　譲渡金融機関が前條第三項の規定により譲受金融機関に譲渡した資産に相当する金額又は譲受金融機関が前條第四項の規定により積み立てた金額は、法人税法による各事業年度の普通所得、特別法人税法による各事業年度の剰余金又は地方税法により営業税を課する場合における各事業年度の純益の計算上、これを損金又は益金に算入しない。

○産業組合法（明治三十三年三月七日法律第三十四號）

第二條（第二項）　無限責任組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ連帯無限ノ責任ヲ負擔シ、有限責任組合ニ在リテハ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔シ、保證責任組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス

○商工組合中央金庫法（昭和十一年五月二十七日法律第十四號）

第一條（第一項）　商工組合中央金庫ハ商工協同組合、貿易組合及貿易組合聯合會ニ對スル金融ノ圓滑ヲ圖ル爲必要ナル業務ヲ營ムコトヲ目的トス

第三條（第一項）　商工協同組合ヲ組合員トスル商工協同組合、貿易組合聯合會、銀行又ハ市街地信用組合ハ商工組合中央金庫ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

第七條（第一項）　政府、商工協同組合、貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ

第三十七條（第一項）　商工組合中央金庫ニ評議員二十人以内ヲ置キ主務大臣之ヲ命ス但シ其ノ半數以上ハ商工協同組合及貿易組合ノ關係者中ヨリ之ヲ命ズルコトヲ要ス

第二十八條（第一項）　商工組合中央金庫ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ業務ヲ營ムモノトス

六　商工協同組合、貿易組合、貿易組合聯合會、公共團體其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ヨリ預金ノ受入ヲ爲スコトヲ得

第二十九條（第一項）　商工組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

三　商工協同組合、貿易組合、貿易組合聯合會又ハ食糧營團ニ對シ短期貸附ヲ爲スコト

同條（第三項）　商工協同組合ヲ組合員トスル商工協同組合又ハ貿易組合聯合會ハ商工組合中央金庫ニ對シ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

同條（第四項）　前項ノ規定ニ依リ債務ノ保證ヲ爲シタルトキハ商工協同組合ヲ組合員トスル商工協同組合又ハ貿易組合聯合會ハ商工組合中央金庫ノ委任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

○農林中央金庫法（大正十二年四月六日法律第四十二號）

第五條（第一項）　政府、農業協同組合連合會、農業協同組合、蠶絲業會、蠶絲協同組合、森林組合聯合會、森林組合、林業會、林産組合、産業組合聯合會、産業組合、市街地信用組合、漁業協同組合連合會、漁業協同組合、水産加工業協同組合連合會、水産加工業協同組合、農業保險組合聯合會、農業保險組合、家畜保險組合、漁船保險組合、耕地整理組合聯合會、耕地整理組合、牧野組合、日本馬事會←、鹽業組合聯合會又ハ鹽業組合ノ外農林中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ

○登錄稅法（明治二十九年三月二十八日法律第二十七號）

第十九條　左ニ掲クルモノニハ登錄稅ヲ課セス但シ第二號ノ二、第八號乃至第九號ノ四、第十一號、第十一號ノ三、第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

七　日本銀行、恩給金庫、大日本育英會、農地開發營團、食糧營團、農業協同組合、農業協同組合連合會、産業組合、産業組合連合會、消費生活協同組合、勞働組合、國民更生金庫、南方開發金庫、外資金庫、庶民金庫、戰時金融金庫、復興金融金庫、損害保險料率算出團體、帝都高速度交通營團、住宅營團、産業設備營團、法令ニ依ル公團、特別調達廳、蠶絲協同組合、蠶絲業會、水産業協同組合、林業會、市街地信用組合、商工協同組合、商工協同組合中央會、←貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合、貸室組合聯合會、鹽業組合、鹽業組合聯合會、鹽業組合中央會、持株會社整理委員會又ハ閉鎖機關整理委員會ニ付日本銀行法、恩給金庫法、大日本育英會法、農地開發法、食糧管理法、農業協同組合法、産業組合法、消費生活協同組合法、勞働組合法、國民更生金庫法、南方開發金庫法、外資金庫法、庶民金庫法、戰時金融金庫法、復興金融金庫法、損害保險料率算出團體ニ關スル法律、帝都高速度交通營團法、住宅營團法、産業設備營團法、公團ニ關スル法令、特別調達廳法、蠶絲業法、水産業協同組合法、林業會法、市街地信用組合法、商工組合中央金庫法、商工協同組合法、←貸家組合法、鹽專賣法、持株會社整理委員會令又ハ閉鎖機關整理委員會令ニ基キテ爲ス登記

○印紙稅法（明治三十二年三月十日法律第五十四號）

第四條（第一項）　左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一册一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ

十一ノ二　市街地信用組合ノ發スル貯金證書

勞働組合、國民更生金庫、南方開發金庫、外資金庫、庶民金庫、戰時金融金庫、復興金融金庫、損害保險料率算出團體、帝都高速度交通營團、住宅營團、産業設備營團、法令ニ依ル公團、特別調達廳、蠶絲協同組合、蠶絲業會、水産業協同組合、林業會、市街地信用組合、商工組合中央金庫、商工協同組合、商工協同組合中央會、←貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合、貸室組合聯合會、鹽業組合、鹽業組合聯合會、鹽業組合中央會、持株會社整理委員會又ハ閉鎖機關整理委員會ニ付日本銀行法、恩給金庫法、大日本育英會法、農地開發法、食糧管理法、農業協同組合法、産業組合法、消費生活協同組合法、勞働組合法、國民更生金庫法、南方開發金庫法、外資金庫法、庶民金庫法、戰時金融金庫法、復興金融金庫法、損害保險料率算出團體ニ關スル法律、帝都高速度交通營團法、住宅營團法、産業設備營團法、公團ニ關スル法令、特別調達廳法、蠶絲業法、水産業協同組合法、林業會法、市街地信用組合法、商工組合中央金庫法、商工協同組合法、←貸家組合法、鹽專賣法、持株會社整理委員會令又ハ閉鎖機關整理委員會令ニ基キテ爲ス登記

○印紙稅法（明治三十二年三月十日法律第五十四號）

第四條（第一項）　左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一册一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ

十一ノ二　市街地信用組合ノ發スル貯金證書

十二　農業協同組合連合會、産業組合聯合會、消費生活協同組合連合會、漁業生産組合、漁業協同組合連合會、水産加工業協同組合、←水産加工業協同組合連合會、蠶絲協同組合、蠶絲業會、林産組合、林業會、商工組合中央金庫、商工協同組合、貿易組合、貿易組合聯合會ノ發スル出資證券

第五條　左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

六　農業協同組合、産業組合、消費生活協同組合若ハ漁業協同組合若ハ鹽業組合ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券

六ノ七　市街地信用組合ノ發スル出資證券、貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書

九ノ三　市街地信用組合ノ發スル貯金證書ニシテ、其ノ記載金高百圓未滿ノモノ

○所得稅法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十七号）

附則第五條（第一項）　改正後の第一條第一項の規定に該当する個人が、この法律の施行地において支拂を受ける公債、社債、銀行預金、銀行貯蓄預金、農業協同組合貯金、産業組合貯金、市街地信用組合貯金、その他命令で定める預金の利子及び命令で定める合同運用信託の利益については、改正後の第九條第一項第一号及び第十三條の規定にかかわらず、納稅義務者の申

告により、他の所得とこれを区分し、利子又は利益の支拂の際、その利子金額又は利子又は利益金額を課稅標準とし、百分の六十の稅率により、その所得稅を課することができる。

○法人稅法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十八号）

第九條（第五項）　農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合、産業組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合、貸室組合連合会、市街地信用組合、商工協同組合、←漁業会、製造業会、道府縣水産業会、中央水産業会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、都道府縣林業会、日本林業会、蚕糸協同組合、蚕糸業会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、塩業組合、塩業組合連合会及び塩業組合中央会が取り扱つた物の数量、價額その他事業の分量に対して分配すべき金額は、これらの法人が第十八條乃至第二十二條の申告書に当該分配金額に関する申告の記載をなした場合においては、第一項の普通所得の計算上、これを損金に算入する。

○地方稅法（昭和二十三年七月七日法律第百十号）

第六十七條（第二項）　前項の特別法人とは、左に掲げる法人をいう。

五　商工協同組合

○事業者團体法（昭和二十三年七月二十九日法律第百九十一号）

第六條（第一項）　この法律の規定は、左に掲げる團体に対しては、これを適用しない。但し、第三條の規定は、この限りではない。

一　私的独占禁止法第二十四條各号に掲げる要件を備え、且つ、左に掲げる法律の規定に基いて設立された協同組合その他の團体

イ　産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）
ロ　塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）
ハ　貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）
ニ　市街地信用組合法（昭和十八年法律第五十一号）
ホ　蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）
ヘ　林業会法（昭和二十一年法律第三十五号）
ト　商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）

○金融機関経理應急措置法（昭和二十一年八月十五日法律第六号）

第二十七條（第一項）　この法律において、金融機関とは、左に掲げる者（この法律施行前既に解散した者及び主務大臣の指定する者を除く。）をいう。

一　銀行（日本銀行を除く。）信託会社、保険会社、無盡会社、戰時金融金庫、南方開発金庫、外資金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、國民更生金庫、生命保険中央会、損害保険中央会、地方農業会、市街地信用組合及び産業組合（産業組合法第一條第一項第一号に掲げる事項のみを目的とするものに限る。）

○臨時金利調整法（昭和二十二年十二月十三日法律第百八十一号）

第一條（第一項）　この法律において、金融機関とは、銀行、信託会社、保険会社、無盡会社、農林中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会、市街地信用組合その他貯金の受入又は資金の融通を業とするものをいう。

○金融緊急措置令（昭和二十一年二月十七日勅令第八十三号）

第八條　本令ニ於テ金融機関トハ郵便官署、銀行、信託會社、保険會社、無盡會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、國民更生金庫、復興金融金庫、地方農業會、漁業會及市街地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ爲ス組合ヲ謂フ

○國民貯蓄組合法（昭和十六年三月十三日法律第六十四號）

第一條　本法ニ於テ國民貯蓄組合トハ左ノ各號ノ一ニ掲グル者ヲ以テ組織シ國民貯蓄ノ增强ニ資スル爲組合員ノ貯蓄ノ斡旋ヲ爲スモノヲ謂フ

三　農業協同組合、産業組合、消費生活協同組合、市街地信用組合、商工協同組合其ノ他同業者ノ組織スル團體ノ構成員

第二條　國民貯蓄組合ノ斡旋ヲ爲ス貯蓄ハ左ノ方法ニ依ルベシ

四　農業協同組合、産業組合、市街地信用組合其ノ他命令ヲ以テ定ムル産業團體ヘノ貯金

第四條（第一項）　國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依ル銀行預金、貯蓄銀行預金、農業協同組合貯金、産業組合貯金、市街地信用組合貯金、無盡會社ヘノ預ケ金、勤務先預ケ金、其ノ他ノ預金又ハ金錢信託ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ元本ガ三万圓ヲ超エザルトキハ其ノ利子又ハ利益ニ付テハ所得稅ヲ課セズ國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依リ買入レ命令ノ定ムル所ニ依リ保管ヲ委託シ又ハ登錄ヲ爲シタル國債、地方債又ハ社債ニシテ額面金額三万圓ヲ超エザルモノノ利子ニ付亦同ジ

○經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律

（昭和十九年二月十日法律第四号）

第二條　特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業其ノ他其ノ性質上當然ニ獨占ト爲ルベキ事業ヲ營ミ若ハ臨時物資需給調整法其ノ他經濟ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ關スル業務ヲ爲ス會社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

別表乙號

二十　市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合

◎工業標準化法

（昭和二十四年六月一日公布
法律第百八十五号
昭和二十四年七月一日施行）
（厚生・農林・通商産業・運輸・労働・建設大臣署名）

工業標準化法

（法律の目的）

第一條 この法律は、適正且つ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによつて、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「工業標準化」とは、左に掲げる事項を全國的に統一し、又は單純化することをいい、「工業標準」とは、工業標準化のための基準をいう。

一 鉱工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び食料品その他指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）による指定農林物資を除く。以下同じ。）の種類、型式、形狀、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度

二 鉱工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原單位又は鉱工業品の生産に関する作業方法若しくは安全條件

三 鉱工業品の包装の種類、型式、形狀、寸法、構造、性能若しくは等級又は包装方法

四 鉱工業品に関する試験、分析、鑑定、検査、検定又は測定の方法

五 鉱工業の技術に関する用語、略語、記号、符号、標準数又は單位

六 建築物その他の構築物の設計、施行方法又は安全條件

（日本工業標準調査会）

第三條 通商産業省に日本工業標準調査会（以下「調査会」という。）を置く。

2 調査会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、工業標準化の促進に関し、関係各大臣の諮問に應じて答申し、又は関係各大臣に対し建議することができる。

第四條 調査会は、委員二百五十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係各廳の職員のうちから、関係各大臣の推薦により、通商産業大臣が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由があるときは、任期中これを解任することを妨げない。

第五條 調査会に、委員の互選による会長を置く。

2 会長は、調査会の事務を総理する。

第六條 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 第四條第二項の規定は、臨時委員に準用する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任する。

第七條 調査会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

3 専門委員は、会長の申出により、通商産業大臣が委嘱する。

第八條 調査会の委員、臨時委員及び専門委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けるものとする。

第九條 調査会の庶務は、工業技術廳において処理する。

第十條 前七條及び國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に定めるものの外、調査会に関し必要な事項は、省令で定める。

（工業標準の制定）

第十一條 主務大臣は、工業標準を制定しようとするときは、あらかじめ調査会の議決を経なければならない。

第十二條 利害関係人は、省令の定めるところにより、原案を具して工業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、調査会の意見を徴し、その申出に係る工業標準を制定すべきものと認めるときは、工業標準の案を調査会に附議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を附してその旨を申出人に通知しなければならない。

第十三條 調査会は、省令で定める公正な手続にしたがい、工業標準の案を審議し、その結果を主務大臣に答申しなければならない。

2 主務大臣は、調査会が制定すべきものと答申した工業標準の案がすべての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、且つ、その適用に当つて同様な條件の下にある者に対して不当に差別を附するものでなく、適当であると認めるときは、これを工業標準として制定しなければならない。

（工業標準の確認、改正及び廃止）

第十四條 前三條の規定は、工業標準の確認、改正又は廃止に準用する。

第十五條 主務大臣は、第十一條の規定により制定した工業標準がなお適正であるかどうかを、その制定の日から少くとも三年を経過するごとに、調査会の審議に附し、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

（公示）

第十六條 主務大臣は、工業標準を制定し、確認し、改正し、又は廃止したときは、これを公示しなければならない。

（日本工業規格）

第十七條 第十一條の規定により制定された工業標準は、日本工業規格という。

2 何人も、第十一條の規定により制定された工業標準でないものを日本工業規格と称してはならない。

（公聽会）

第十八條 主務大臣は、工業標準化のため必要があると認めるときは、公聽会を開いて利害関係人の意見をきくことができる。

2 調査会又は工業標準に実質的な利害関係を有する者は、工業標

準がすべての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用に当つて同様な條件の下にある者に対して不当に差別を附するものでないかどうかについて、主務大臣に公聴会の開催を請求することができる。

3　主務大臣は、前項の請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。

4　主務大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、工業標準の改正を必要と認めるときは、工業標準を調査会に附議し、その改正について適切な審議を行わせなければならない。

5　前四項に定めるもの外、公聴会について必要な事項は、省令で定める。

（表示）

第十九條　主務大臣が特に必要があると認めて調査会の議決を経て鉱工業品の品目を指定したときは、その製造業者は、主務大臣の許可を受けてその製造する当該鉱工業品又はその包装若しくは容器に、当該鉱工業品が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することができる。

2　主務大臣は、前項の許可をしようとするときは、その製造業者の申請に係る鉱工業品の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産條件を審査しなければならない。

3　主務大臣は、前項の規定による審査の結果に基き、許可をするかどうかを決定し、その旨を申請人に通知するとともに、許可に係る品目及び許可を受けた製造業者の氏名又は名称を公示しなければならない。

4　第一項の表示に関し必要な事項は、省令で定める。

5　第一項の規定により指定された品目の鉱工業品（以下「指定商品」という。）については、第一項の許可を受けた製造業者でなければ、何人も、その取り扱う指定商品又はその包装若しくは容器に、その指定商品が日本工業規格に該当するものであることを示す表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

（手数料）

第二十條　前條の規定による許可を受けようとする者は、政令で定める手数料を納めなければならない。

（表示についての申出）

第二十一條　第十九條第一項の表示の附してある指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当しないと認める者は、主務大臣にその旨を申し出ることができる。

（検査）

第二十二條　主務大臣は、前條の規定による申出を受けたとき、その他必要があると認めるときは、その職員に第十九條第一項の許可を受けた製造業者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、指定商品若しくはその原材料又はその製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産條件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十三條　主務大臣は、前條第一項の規定による検査の結果、表示の附してある指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当せず、又は許可を受けた鉱工業品の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産條件が適正でないと認めるときは、その製造業者に対し、表示の変更若しくは指定商品の販売の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

（聽聞）

第二十四條　主務大臣は、前條の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該製造業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　主務大臣は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、前條の規定による処分をしようとする理由並びに聽聞の期日及び場所を当該製造業者に通知し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3　聽聞においては、当該製造業者又はその代理人は、自己のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

（罰則）

第二十五條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十九條第五項の規定に違反した者

二　第二十三條の規定による処分に違反した者

第二十六條　第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

◎臨時鉄くず資源回収法

（昭和二十四年五月三十一日公布　法律第百七十二号　昭和二十四年六月一日施行）（通商産業・運輸大臣署名）

臨時鉄くず資源回収法

（目的）

第一條　この法律は、鉄鋼業その他鉄くずを原料又は材料として使用する産業の回復及び振興に必要な鉄くずの供給を確保することを目的とする。

（くず化物件の指定）

第二條　通商産業大臣は、銑又は鋼（鋼を主要な成分とする合金を含む。）を主要な材料とする物件（國有の物件を除く。）で、左に掲

げるもののうち、現に本來の用途に供せられていず、且つ、將來もその見込のないものの全部又は一部をくず化物件として指定することができる。但し、第二号の物件については、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

一　建造物
二　艦船
三　機械、器具、設備又は裝置
四　車両

2　前項の指定は、同項の物件を鉄くずとして利用することが國民經濟上最も有効であると認められる場合でなければ行うことができない。

3　通商産業大臣は、第一項の指定をしたときは、直ちにその物件の名称、所在地、所有者又は占有者の氏名その他省令で定める事項をその物件の所有者及び占有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第三條　前條第三項の規定による通知があつたときは、その物件の所有者又は占有者は、第十二條第一項の規定による命令による場合の外、その物件につき譲渡その他の処分をし、又はその形質を変更してはならない。但し、省令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（異議の申立及び利害関係人の意見）

第四條　くず化物件の所有者、占有者又はこれにつき担保権を有する者は、第二條第一項の規定によるくず化物件の指定に異議があるときは、同條第三項の規定による公告のあつた日から四十日以内に、通商産業大臣に異議を申し立てることができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、八十日以内に、くず化物件審議会にはかつて決定しなければならない。

3　前項の期間内に異議の決定がないときは、その申立を容認する旨の決定があつたものとみなす。

4　通商産業大臣は、第二項の規定により異議の申立を容認する旨の決定をした場合又は前項の場合には、直ちに指定を取り消し、又は変更し、且つ、その旨を公告しなければならない。

第五條　前條第一項の規定による異議の申立があつたときは、そのくず化物件の利害関係人は、省令の定めるところにより、くず化物件審議会に出席して、そのくず化物件の指定の当否に関し意見を述べることができる。

（くず化物件審議会）

第六條　通商産業省にくず化物件審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第七條　審議会は、第四條第二項及び第十二條第四項に規定するものの外、通商産業大臣の諮問に應じ、左に掲げる事項を調査審議する。

一　くず化物件の指定の基準に関する事項
二　くず化物件の解体を促進する方策に関する事項
三　前各号の外、くず化物件に関する重要事項

2　審議会は、くず化物件に関する事項について、関係行政廳に建議することができる。

第八條　審議会は、会長一人及び委員十五人以内をもつて組織する。

第九條　審議会の会長は、通商産業大臣をもつて充てる。

2　審議会の委員は、関係各廳の職員、学識経験のある者、鉄くずの集荷又は販賣を業とする者及び鉄くずの需要者の中から、通商産業大臣が委嘱する。

第十條　審議会の委員は、予算に定める金額の範囲内において手当及び旅費を受けるものとする。

第十一條　この法律に定めるもの外、審議会に関し必要な事項は省令で定める。

（通商産業大臣の命令権）

第十二條　通商産業大臣は、経済安定本部総裁が定める方策に基き、左の事項に関して、必要な命令をすることができる。

一　くず化物件の割当、譲渡若しくは引渡又は譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止
二　くず化物件の解体によつて生じた鉄くずの割当、配給、譲渡若しくは引渡又は使用、譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止

2　政府は、前項第一号に掲げるくず化物件の譲渡又は引渡に関する命令により損失を受けた者に対し、その損失を補償する。

3　前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。

4　第二項の規定による補償の金額は、通商産業大臣が大藏大臣に協議して、審議会の意見を聽いて定める。

5　前三項に定めるもの外、損失の補償に関し必要な事項は、省令で定める。

6　第一項の規定による命令をする場合における担保権の処理その他必要な事項は、政令で定める。

（報告、検査）

第十三條　通商産業大臣は、くず化物件若しくは鉄くずの所有者、占有者若しくは需要者又は鉄くずの集荷若しくは販賣を業とする者に対し、鉄くずの需給調整上必要があると認める事項につき、報告を命ずることができる。この場合において、報告を命ぜられた者が報告をせず、又はその報告が虚偽であると認められるときは、通商産業大臣は、その職員にその者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又はくず化物件若しくは鉄くず、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

（罰則）

第十四條　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第三條の規定に違反した者

二　第十二條第一項の規定による命令に違反した者

2　前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第十五條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十三條第一項の規定による檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に関して第十四條第一項又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　この法律は、昭和二十七年六月一日にその効力を失う。

3　前項の時までにした行爲に対する罰則の適用に関しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

◎鉱山保安法

（昭和二十四年五月十六日公布　法律第七十号　昭和二十四年五月十六日一部施行　同　昭和二十四年八月十二日一部施行　（商工・労働大臣署名））

目次

第一章　総則（第一條―第三條）
第二章　保安（第四條―第三十一條）
第三章　監督機関（第三十二條―第五十四條）
第四章　罰則（第五十五條―第五十八條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、鉱山労働者に対する危害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第二條　この法律において「鉱業」とは、砂鉱業を含む。

2　この法律において「鉱業権者」とは、砂鉱権者、旧重要鉱物増産法（昭和十三年法律第三十五号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第十七條ノ二の規定による使用権者及び石炭鉱業等臨時措置法（昭和二十三年法律第百五十四号）第十七條の規定による使用権者を含む。

3　この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。但し、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。

4　この法律において「鉱山労働者」とは、鉱山において鉱業に從事する者をいう。

5　第三項但書の附属施設の範囲は、省令で定める。

第三條　この法律において「保安」とは、鉱業に関する左の各号の事項をいう。

一　鉱山における人に対する危害の防止

二　鉱物資源の保護

三　鉱山の施設の保全

四　鉱害の防止

2　前項第一号の鉱山における人に対する危害の防止には、衞生に関する通氣及び災害時における救護を含む。

第二章　保安

（鉱業権者の義務）

第四條　鉱業権者は、左の各号のため必要な措置を講じなければならない。

一　落ばん、崩壞、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災の防止

二　ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理に伴う危害又は鉱害の防止

三　機械、器具（衞生用保護具を除く。以下同じ。）又は火薬類その他の材料、動力及び火氣の取扱に伴う危害の防止

四　通氣の確保及び救護組織の設置

五　鉱物資源の保護

六　機械、器具、建設物及び工作物の保全

七　土地の掘さくによる鉱害の防止その他の保安

（鉱山労働者の義務）

第五條　鉱山労働者は、鉱山においては、保安のため必要な事項を守らなければならない。

（保安教育）

第六條　鉱業権者は、鉱山労働者にその作業を行うに必要な保安に関する教育を施さなければならない。

2　省令で定める特に危険な作業について、保安のため鉱山労働者に施すべき教育の程度及びこれを修了しない者の就業の制限は、省令で定める。

（機械、器具等に関する制限）

第七條　鉱業権者は、省令の定めるところにより、機械、器具又は火薬類その他の材料であつて危険性の大きいものは、検定に合格したものでなければ、鉱山の坑内において使用し、又は設置してはならない。

2　商工大臣は、鉱山において実地の状況により必要があると認めるときは、特に危険性の大きい機械、器具又は火薬類その他の材料の坑内における使用又は設置を禁止することができる。

（施設計画の認可、届出等）

第八條　鉱業権者は、その鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設の設置又は変更の工事をしようとするときは、省令の定める

ところにより、その計画につき、あらかじめ鉱山保安監督部長（石炭鉱業については炭鉱保安監督部長。以下本章において同じ。）の認可を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項但書の場合においては、鉱業権者は、省令の定めるところにより、工事着手の十四日前までにその計画を鉱山保安監督部長に届け出なければならない。

3　鉱山保安監督部長は、前項の規定による届出のあつた工事に関し、保安のため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、その工事の着手を禁止し、又はその計画の変更を命ずることができる。

4　鉱業権者は、第一項の工事が完成したとき、又は同項の建設物、工作物その他の施設を廃止したときは、十四日以内にその旨を鉱山保安監督部長に届け出なければならない。

（性能検査等）

第九條　鉱業権者は、省令の定めるところにより、機械、器具、建設物、工作物その他の施設について、その設置又は変更が完了したとき、及びその完了後一定期間を経過するごとに、鉱山保安監督部長の行う検査を受け、これに合格したものでなければ、使用してはならない。

（保安規程）

第十條　鉱業権者は、鉱山における保安を確保するため、省令の定めるところにより、保安規程を定めなければならない。

2　鉱業権者が保安規程を定め、又は変更するには、第十九條の規定による保安委員会の議に附さなければならない。

3　鉱山保安監督部長は、保安のため必要があると認めるときは、保安規程の変更を命ずることができる。

4　保安規程の設定又は変更は、鉱山保安監督部長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十一條　保安規程は、この法律及びこの法律に基く省令その他の法令の規定並びに第二十五條第一項の規定による鉱山保安監督部長の命令に違反することができない。

第十二條　鉱業権者及び鉱山労働者は、保安規程を守らなければならない。

（保安技術職員）

第十三條　鉱業権者は、省令の定めるところにより、鉱山において、保安管理者、副保安管理者及び係員を選任しなければならない。

2　鉱山保安監督部長は、保安のため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、保安管理者、副保安管理者又は係員の解任を命ずることができる。

3　鉱山保安監督部長は、前項の規定による命令をしようとするときは、その鉱業権者及び当該保安管理者、副保安管理者又は係員に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行わなければならない。

4　前項の通知を受けた者は、同項の聴聞に際し、鉱山保安監督部長に対し、意見を陳述し、及び証拠の申出をすることができる。

5　鉱業権者は、保安管理者、副保安管理者又は係員を選任し、又は解任したときは、省令の定めるところにより、これを鉱山保安監督部長に届け出なければならない。

第十四條　保安管理者は、保安に関する事項を管理する。

2　副保安管理者は、保安管理者を補佐する。

3　係員は、保安管理者及び副保安管理者の指揮（保安管理者及び副保安管理者を選任しない鉱山においては鉱業権者の指揮）を受け、保安に関する事項を分掌する。

4　前三項に定めるものの外、保安管理者、副保安管理者及び係員の職務に関し必要な事項は、省令で定める。

第十五條　鉱業権者は、省令の定めるところにより、鉱山において、保安監督員を選任しなければならない。

2　保安監督員は、保安に関し、保安管理者、副保安管理者及び係員に勧告する。

3　第十三條第二項から第五項まで及び前條第四項の規定は、保安監督員に準用する。

第十六條　鉱業権者は、保安管理者、副保安管理者又は保安監督員が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合にその職務を行わせるため、省令の定めるところにより、あらかじめ代理者を選任し、これを鉱山保安監督部長に届け出なければならない。

2　前項の代理者がその職務を行う場合は、この法律及びこの法律に基く省令の規定の適用については、これを保安管理者、副保安管理者又は保安監督員とみなす。

第十七條　鉱山労働者は、保安管理者、副保安管理者及び係員がこの法律又はこの法律に基く省令の規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

第十八條　保安管理者、副保安管理者、係員及び保安監督員（以下「保安技術職員」と総称する。）は、省令の定めるところにより、國家試験に合格し、且つ、一定の資格を有するものでなければならない。

（保安委員会）

第十九條　鉱業権者は、保安に関する重要事項を調査審議し、保安管理者（保安管理者を選任しない鉱山においては鉱業権者。以下本條において同じ。）の保安に関する職務の執行に協力し、これに勧告を行わせるため、省令の定めるところにより、鉱山に保安委員会を設けなければならない。

2　保安委員会は、保安管理者及び委員をもつて組織し、保安管理者が議長となる。

第二十條　保安委員会の委員は、鉱業権者が、その鉱山の鉱山労働者の中から選任する。

2　前項の委員の半数は、その鉱山の鉱山労働者の過半数の推せんにより選任しなければならない。但し、その推せんがないときは、この限りでない。

第二十一條　保安委員会は、議長が招集し、その議事は、出席した

委員の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が決する。

（監督上の行政措置）

第二十二條　鉱山保安監督部長は、鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）第四十四條（砂鉱法（明治四十二年法律第十三号）第二十三條、旧重要鉱物増産法附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第十七條ノ二十二第二項及び石炭鉱業権等臨時措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による施業案中保安に関する事項の実施を監督する。

2　鉱山保安監督部長は、施業案中保安に関する事項について、商工局長（石炭鉱業については石炭局長。以下本章において同じ。）と協議し、理由を示して、その変更を命ずることができる。

第二十三條　鉱業権者は、海底、河底若しくは湖沼底の地下又は土地の掘さくにより鉱害を生ずるおそれの特に多い地下において鉱物を掘採しようとするときは、省令の定めるところにより、特別掘採計画を定め、鉱山保安監督部長の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様である。

2　鉱山保安監督部長は、理由を示して、特別掘採計画の変更を命ずることができる。

3　鉱業権者は、第一項に規定する地下においては、特別掘採計画によらなければ、鉱物を掘採してはならない。

第二十四條　商工大臣は、鉱業の実施により、危害若くは鉱害を生じ、鉱物資源若しくは施設を損じ、又はそのおそれが多いと認める場合において、必要があるときは、鉱業権者に対し、その鉱業の停止を命ずることができる。

第二十五條　鉱山保安監督部長は、鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火氣の取扱その他鉱業の実施の方法が、この法律又はこの法律に基く省令に違反していると認めるときは、鉱業権者に対し、その施設の使用の停止、改造、修理若しくは移轉又は鉱業の実施の方法の指定その他保安のため必要な事項を命ずることができる。

2　前項の規定による命令をしようとするときは、鉱山保安監督部長は、商工局長に協議しなければならない。但し、急迫の危険のある場合は、この限りでない。

第二十六條　鉱業権が消滅した後でも五年間は、鉱山保安監督部長は、鉱業権者であつた者に対し、その者が鉱業を実施したことにより生ずる危害又は鉱害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

2　前項の規定による命令を受けた者は、その命令に係る事項を実施するため必要な範囲内において、鉱業権者とみなす。

第二十七條　商工大臣又は鉱山保安監督部長は、第二十二條第二項、第二十三條第二項、第二十四條、第二十五條第一項又は前條第一項の規定による命令をしようとするときは、その鉱業権者又は鉱業権者であつた者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聽聞を行わなければならない。但し、第二十五條

第一項の規定による命令をする場合において、保安に関し急迫の危険があるときは、この限りでない。

2　前項の通知を受けた者は、同項の聽聞に際し、商工大臣又は鉱山保安監督部長に対し、その意見を陳述し、及び証拠の申出をすることができる。

（報告）

第二十八條　商工大臣又は鉱山保安監督部長は、省令の定めるところにより、鉱業権者に保安に関する必要な報告をさせることができる。

（保安図）

第二十九條　鉱業権者は、省令の定めるところにより、保安図を作成し、これを鉱業事務所に備え、且つ、その複本を鉱山保安監督部長に提出しなければならない。

（省令への委任）

第三十條　第六條から第十條まで、第十二條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第十九條、第二十三條及び前二條に定めるもの外、鉱業権者が第四條の規定によつて講ずべき措置及び保安技術職員その他の鉱山労働者が第五條の規定によつて守るべき事項は、省令で定める。

（適用除外）

第三十一條　第四條、第八條、第九條、第二十二條、第二十四條、第二十五條及び第二十八條の規定は、第二條第三項及び第五項の規定による附属施設については、廃水、鉱さい及び鉱煙の処理に伴う鉱害の防止についてのみ適用する。

第三章　監督機関

（鉱山保安局及び保安監督部）

第三十二條　この法律を施行するために、商工省に内部部局として鉱山保安局を、並びに地方支分部局として鉱山保安監督部及び炭鉱保安監督部を置く。

2　鉱山保安局は、鉱業の保安に関する事務をつかさどる。

3　鉱山保安監督部は、鉱山保安局の所掌事務のうち、石炭鉱業以外の鉱業の保安に関する事務を、炭鉱保安監督部は、鉱山保安局の所掌事務のうち、石炭鉱業の保安に関する事務を分掌する。

4　鉱山保安監督部又は炭鉱保安監督部は、商工大臣の直接の管理に属し、それぞれ商工局又は石炭局に附置する。

5　鉱山保安監督部又は炭鉱保安監督部の管轄区域は、その附置された商工局又は石炭局の管轄区域によるものとし、その名称は、商工大臣が定める。

6　鉱山保安監督部及び炭鉱保安監督部の内部組織は、省令で定める。

（職員）

第三十三條　鉱山保安局に置かれる職員の種類及びその定員は、別表第一の通りとする。

2　鉱山保安監督部及び炭鉱保安監督部に置かれる職員の種類及びその定員は、通じて別表第二の通りとする。

第三十四條　鉱山保安局の長は、鉱山保安局長とし、鉱山保安監督部又は炭鉱保安監督部の長は、それぞれ鉱山保安監督部長又は炭鉱保安監督部長（以下「保安監督部長」という。）とする。

（鉱務監督官の権限）

第三十五條　鉱務監督官は、保安の監督上必要があるときは、鉱山及び鉱業の附属施設に立ち入り、保安に関する業務若しくは施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係人に対して質問することができる。

2　鉱務監督官が前項の規定により立入検査をし、又は質問する場合は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第三十六條　鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火氣の取扱その他鉱業の実施の方法が、この法律に基く省令に違反し、且つ、保安に関し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第二十五條第一項に規定する保安監督部長の権限を行うことができる。

2　前項の規定により鉱務監督官がした命令は、保安監督部長が第二十五條第一項の規定によりしたものとみなす。

第三十七條　鉱務監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

（保安監督部長又は鉱務監督官に対する申告）

第三十八條　鉱山にこの法律又はこの法律に基く省令に違反する事実があり、且つ、危害を生じ、又はそのおそれが多いときは、鉱山労働者は、その事実を保安監督部長又は鉱務監督官に申告することができる。

2　鉱業権者は、前項の申告をしたことを理由として、鉱山労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

（鉱山保安試験審査会）

第三十九條　保安技術職員の國家試験を行い、及び保安技術職員の資格に関する事項を調査審議するため、商工省に鉱山保安試験審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第四十條　審査会の委員は、十人とし、左の各号に掲げる資格を有する者のうちから、商工大臣が委嘱する。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した者又は人事院がこれと同等以上の学力及び技能があると認めた者であること。

二　十年以上鉱業又は鉱業に関する研究に従事したこと。

三　三十歳以上であること。

2　商工大臣は、必要があると認めるときは、前項の資格を有する者のうちから、臨時委員を委嘱することができる。

第四十一條　審査会の委員の任期は、三年とする。但し、再任を妨げない。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四十二條　審査会に会長を置く。会長は、商工大臣が委員のうちから命ずる。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、商工大臣の指名する委員が、その職務を代理する。

第四十三條　審査会の庶務は、鉱山保安局において処理する。

第四十四條　審査会の委員及び臨時委員に対しては、手当及び旅費を支給することができる。但し、他の國家公務員の職にある者に対する手当については、この限りでない。

（保安協議会）

第四十五條　商工省に中央鉱山保安協議会（以下「中央協議会」という。）を、鉱山保安監督部に地方鉱山保安協議会を、炭鉱保安監督部に地方炭鉱保安協議会を置く。

第四十六條　商工大臣は、第六條第二項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條、第十條第一項、第十三條第一項、第十四條第四項（第十五條第三項において準用する場合を含む。）、第十五條第一項、第十六條第一項、第十八條、第十九條第一項、第二十三條第一項若しくは第三十條の規定による省令の制定若しくは改廃を行うとき、又は第二十四條の規定による命令をするときは、中央協議会の議に附さなければならない。

2　保安監督部長は、第十條第四項又は第二十三條第一項の規定による認可の基準を定めるときは、地方鉱山保安協議会又は地方炭鉱保安協議会の議に附さなければならない。

3　中央協議会及び地方協議会は、商工大臣又は保安監督部長の諮問を受けて、保安に関する重要事項について調査審議し、且つ、商工大臣又は保安監督部長に建議することができる。

第四十七條　中央協議会及び地方協議会は、それぞれ会長一人及び委員三十人以内をもつて組織する。

第四十八條　中央協議会の会長は、商工大臣をもつて、地方協議会の会長は、保安監督部長をもつて充てる。

2　中央協議会及び地方協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者について、各々同数を、中央協議会にあつては商工大臣が、地方協議会にあつては保安監督部長が委嘱する。

第四十九條　中央協議会の庶務は、鉱山保安局において、地方協議会の庶務は、鉱山保安監督部又は炭鉱保安監督部において処理する。

第五十條　関係行政機関の職員は、会長の承認を受けて、中央協議会又は地方協議会に出席し、意見を述べることができる。

第五十一條　第四十二條第二項及び第四十四條の規定は、中央協議会及び地方協議会に準用する。

（鉱務監督官研修所）

第五十二條　鉱務監督官に対して、必要な技術及び実務を教授するため、商工省に鉱務監督官研修所を置く。

2　鉱務監督官研修所の名称、位置その他必要な事項は、省令で定める。

（保安技術講習所）

第五十三條　保安技術職員又は保安技術職員になろうとする者に対して、必要な技術及び実務を教授するため、商工省に保安技術講習所を置く。

2　保安技術講習所の名称、位置その他必要な事項は、省令で定める。

（労働大臣及び労働基準局長の勧告）

第五十四條　労働大臣は、鉱山における危害の防止に関し、商工大臣に勧告することができる。

2　労働省労働基準局長は、鉱山における危害の防止に関し、鉱山保安局長に勧告することができる。

第四章　罰則

第五十五條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三條第一項又は第三項の規定に違反した者

二　第七條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第二項、第二十四條、第二十五條第一項又は第二十六條第一項の規定による命令又は処分に違反した者

第五十六條　左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第六條第二項の制限に違反して鉱山労働者を就業させた者

二　第七條第一項、第八條第一項、第九條、第十條第一項、第十三條第一項、第十五條第一項、第十六條第一項又は第三十八條第二項の規定に違反した者

三　第八條第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項（第十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は処分に違反した者

五　第三十條の規定による省令に違反して、第四條に定める措置を講ぜず、又は第五條に定める事項を守らない者

第五十七條　左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一　第六條第二項又は第二十九條の規定に違反した者

二　第八條第四項又は第十三條第五項（第十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第二十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第三十五條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をしなかつた者

第五十八條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行

為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。但し、第一條から第三條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十九條から第五十四條まで及び附則第五項から第十項までの規定は、公布の日から施行する。

2　鉱業法の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條　削除

第四十一條中「、第七十二條」を削り、「命令」の下に「若ハ鉱山保安法第二十四條若ハ第二十五條第一項ノ命令」を加える。

第四十四條中「採掘権者」を「鉱業権者」に、「採掘」を「掘採」に改め、第二項として次の一項を加える。

鉱山監督局長前項ノ認可ヲ為サントスルトキハ鉱山保安監督部長ニ協議スベシ

第四十五條に次の一項を加える。

鉱山監督局長前項ノ命令ヲ為サントスルトキハ鉱山保安監督部長又ハ炭鉱保安監督部長ニ協議スベシ

第四十七條を次のように改める。

第四十七條　削除

「**第四章**　鉱業警察」を「**第四章**　削除」に、第七十一條から第七十四條までを次のように改める。

第七十一條乃至**第七十四條**　削除

第九十六條第一号中「第四十四條」の下に「第一項若ハ第三項」を加え、同條第二号中「、第四十五條、第七十二條、第七十三條第一項又ハ第七十四條第一項」を「又ハ第四十五條第一項」に改め、同條第三号及び第四号を削る。

第九十七條第一号中「乃至」を「又ハ」に改める。

3　砂鉱法の一部を次のように改正する。

第十六條ノ三を削る。

第二十條第一号及び第三号から第五号までを削り、同條第二号中「第十條第二項」の下に「又ハ第四十四條第一項若ハ第三項」を加え、同号を第一号とし、同條に第二号として次の一号を加える。

二　第二十三條ニ於テ準用スル鉱業法第四十五條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十三條中「第三十八條乃至第四十三條、」の下に「第四十四條、第四十五條、」を加え、「第七十一條乃至」を「第七十四條ノ二、」に改める。

4　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五章中第五十五條の次に次の一條を加える。

第五十五條の二　この章の規定は、鉱山保安法第二條第三項及び第五項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）については、これを適用しない。

5　労働省設置法（昭和二十二年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号中「保安及び」を削る。

10　臨時石炭鉱業管理法（昭和二十二年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一條中「生産に関する事務」の下に「（保安に関する事務を除く。）」を加える。

11　石炭鉱業権等臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項第三号中「、第七十二條又は」を「若しくは」に改め、「命令」の下に「又は鉱山保安法第二十四條若しくは第二十五條第一項の命令」を加える。

第三十三條中「第七十二條」を「第七十四條ノ二」に、同條第一項但書中「第七十四條第二項及び第七十四條ノ二第一項中「鉱業権消滅」とあるのは「鉱業権消滅ニ因リ使用権消滅」と、第七十四條ノ二第一項中「鉱業権消滅ノ時」とあるのは「」を「第七十四條ノ二第一項中「鉱業権消滅セル場合」と、「鉱業権消滅ノ時」とあるのは「」に改める。

第三十六條第一号中「、第四十五條、第七十二條、第七十三條第一項又は第七十四條第一項」を「又は第四十五條第一項」に改め、同條第二号中「第四十四條」の下に「第一項又は第三項」を加える。

12　試掘権者又は砂鉱権者（改正前の砂鉱法第十六條ノ三第一項の規定による命令を受けた者を除く。）は、この法律施行の日から一年間は、鉱業法第四十四條第一項及び第三項（砂鉱法第二十三條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その鉱業を行うことができる。

13　改正前の砂鉱法第十六條ノ三第一項又は第二項の規定による認可を受けた施業案は、改正後の同法第二十三條において準用する鉱業法第四十四條第一項の規定により認可を受けた施業案とみなす。

14　鉱業権者は、この法律施行の日から六箇月間は、第十八條の規定にかかわらず、この法律施行の際現に鉱業警察規則（昭和四年商工省令第二十一号）の規定による技術管理者、技術管理者の代理者又は係員である者を保安技術職員に選任することができる。

15　鉱業権者は、この法律施行の日から一年間は、第十八條の規定にかかわらず、審査会の選考を経た者を保安技術職員に選任することができる。

16　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、なお従前の例による。

別表第一

職員の種類＼級別	一級	二級	三級	計
鉱務監督官	一人	七人	九人	一七人
商工技官		六	一〇	一六
商工事務官		二	三	五
計	一	一五	二二	三八

別表第二

職員の種類＼級別	二級	三級	計
鉱務監督官	七四人	九二人	一六六人
商工技官	一一	二一	三二
商工事務官	七	一二	一九
計	九二	一二五	二一七
雇員			二八人
総計			二四五人

雇員		二二人
総計		五〇人

参照

○重要鑛物增産法（昭和十三年三月二十九日法律第三十五號）

第十七條ノ二　鑛業權ハ本法ノ定ムル所ニ從ヒ之ニ使用權ヲ設定スルコトヲ得

第十七條ノ二十二（第二項）　砂鑛法第十二條乃至第十八條及第二十三條第二項ノ規定ハ使用權ノ砂鑛權ニ關シ之ヲ準用ス

○石炭鉱業等臨時措置法（昭和二十三年七月十二日法律第百五十四号）

（使用権の設定）

第十七條　鉱業権は、この法律の定めるところに従い、これに使用権を設定することができる。

（使用権の取消）

第二十九條（第一項）　石炭局長は、左の各号の一に該当する場合においては、地方炭鉱管理委員会に諮問して、使用権を取り消すことができる。

三　使用権者が第三十三條において準用する鉱業法第四十三條ノ三、第七十二條又は第七十四條ノ四第三項の命令←に従わないとき。

（鉱業法の準用）

第三十三條　鉱業法第五條、第九條第二項本文前段、第十二條、第十五條、第十六條、第三十八條、第三十九條、第四十三條ノ三から第四十六條まで、第四十九條から第七十條まで、第七十二條から第七十四條ノ十五まで、第九十二條第一項から第三項まで及び第九十三條の規定は、使用権者の鉱業に関して、これを準用する。但し、第七十四條第一項及び第七十四條ノ二第一項中「鉱業権消滅」とあるのは「鉱業権消滅に因り使用権消滅」と、第七十四條ノ二第一項中「鉱業権消滅ノ時」とあるのは、「鉱業権消滅ニ因ル使用権消滅ノ時」と、第七十四條ノ二第二項中「二以上ノ鉱区ノ鉱業権者」とあるのは「二以上ノ使用権者又ハ鉱業権者及使用権者」と、第七十四條ノ二第三項中「鉱業権者ソノ鉱業権ヲ譲渡シタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者及其ノ後ノ鉱業権者」とあるのは「使用権ノ譲渡、設定又ハ消滅アリタルトキハ損害発生ノ時ノ使用権者又ハ鉱業権者及其ノ後ニ於ケル使用権者又ハ鉱業権者」と、第七十四條ノ三第二項中「鉱業権ヲ譲受ケタル者」とあるのは「使用権譲渡ノ場合ニ在リテハ使用権ノ譲受人、使用権設定ノ場合ニ在リテハ使用権者、使用権消滅ノ場合ニ在リテハ鉱業権者」と「鉱業権者」とあるのは「鉱業権者又ハ使用権者」と第七十四條ノ六中「鉱業権者其ノ鉱業権ヲ譲渡シ又ハ消滅セシメ」と、「譲受人」とあるのは「譲受人又は鉱業権者」と読み替える。

2　使用権の設定がある場合においては、鉱業法第四十三條ノ三から第四十六條まで、第五十條から第七十條まで、第七十二條から第七十四條ノ十五まで、第九十二條第一項から第三項まで及び第九十三條の規定は、当該規定が使用権者の鉱業に関して準用される限度において、鉱業権者の鉱業に関してはこれを適用しない。

第三十六條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一　第三十三條において準用する鉱業法第四十三條ノ三、第四十五條、第七十二條、第七十三條第一項又は第七十四條第一項の規定による命令に違反した者

二　第三十三條において準用する鉱業法第四十四條←の規定に違反した者

○鑛業法（明治三十八年三月八日法律第四十五號）

第八條　本法ニ於テ鑛夫ト稱スルハ鑛業ニ從事スル勞働者ヲ謂フ

第四十一條　鑛業權者第四十三條ノ三、第七十二條若ハ第七十四條ノ四第三項ノ命令←ニ從ハサルトキ又ハ鑛區稅ヲ納メサルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第四十四條（第一項）　採掘權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ施業案ヲ定メ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

同條（第二項）　採掘權者ハ施業案ニ依ルニ非サレハ採掘ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條　鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛業ニ關スル明細表ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ

第四章　鑛業警察

第七十一條　鑛業ニ關スル左ノ警察事務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣及鑛山監督局長之ヲ行フ

一　建設物及工作物ノ保安

二　削除

三　危害ノ豫防其ノ他公益ノ保護

第七十二條　鑛業上危險ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命スヘシ

急迫ノ危險ヲ防ク爲必要アルトキハ鑛山監督局長ハ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十三條　主務大臣ハ採掘權者ニ技術ニ關スル管理者ノ選任又ハ改任ヲ命スルコトヲ得

管理者ノ資格及職務ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條　鑛業權消滅シタル後ト雖五箇年間ハ主務大臣及鑛山監督局長ハ第七十二條ノ規定ニ準シ其ノ鑛業權ヲ有セシ者ニ對シテ危害豫防ニ關スル設備ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ危害豫防ノ目的ノ範圍内ニ於テ鑛業權者ト看做ス

第九十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第十條第三項、第十一條本文、第四十三條ノ二第一項本文又ハ第四十四條←ノ規定ニ違反シタル者

二　第四十三條ノ三、第四十五條、第七十二條、第七十三條第一項又ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三　第七十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

四　第七十三條第二項ノ規定ニ基キテ管理者ノ職務ニ關シ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

鉱山保安法

第九十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第四十六條乃至第四十八條ノ規定ニ違反シタル者

○砂鑛法（明治四十二年三月二十五日法律第十三號）

第十六條ノ三　鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ砂鑛權者ヲシテ施業案ヲ定メ認可ヲ受クヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル施業案ヲ變更セムトスルトキハ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クヘシ

鑛山監督局長ハ理由ヲ示シテ施業案ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第一項ノ命令ヲ受ケタル砂鑛權者ハ施業案ニ依ルニ非サレハ砂鑛ノ採取ヲ爲スコトヲ得ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第十六條ノ三第一項若ハ第三項ノ規定ニ依ル命令又ハ同條第二項若ハ第四項ノ規定ニ違反シタル者

二　第二十三條ニ於テ準用スル鑛業法第十條第二項←ノ規定ニ違反シタル者

三　第二十三條ニ於テ準用スル鑛業法第七十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

四　第二十三條ニ於テ準用スル鑛業法第七十二條、第七十三條第一項又ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五　第二十三條ニ於テ準用スル鑛業法第七十三條第二項ノ規定ニ基キテ管理者ノ職務ニ關シ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

第二十三條　鑛業法第五條、第六條、第七條第一項乃至第四項、第十條、第十二條、第十五條、第十六條、第十九條、第二十條、第二十七條、第三十二條、第三十三條第一項第二項、第三十五條、第三十八條乃至第四十三條←第四十九條、第七十一條乃至第七十四條ノ三、第七十四條ノ八乃至第七十四條ノ十五、第八十九條、第九十一條乃至第九十三條及第百三條乃至第百五條ノ規定ハ砂鑛業ニ關シテ之ヲ準用ス

○労働省設置法（昭和二十二年八月三十一日法律第九十七号）

第六條　労働基準局においては、左の事務を掌る。

二　産業安全に関する事項

三　労働衛生に関する事項

○商工省官制（昭和二十年八月二十六日勅令第四百八十六號）

第二十三條　商工省ニ鑛務監督官ヲ置ク

鑛務監督官ハ二級又ハ三級ノ商工事務官又ハ商工技官ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛業警察（鑛山ニ於ケル勤勞衛生ヲ除ク）ニ關スル事務ヲ掌ル

○商工部内臨時職員等設置制（昭和二十年八月二十六日勅令第四百八十七號）

第十條（第二項）　各石炭局ニ鑛務監督官ヲ置キ二級又ハ三級ノ商工事務官又ハ商工技官ヲ以テ之ニ充ツ

同條（第三項）　鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛業警察ニ關スル事務ヲ掌ル

○商工局官制（昭和二十一年一月七日勅令第一號）

第一條　商工局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ地方ニ於ケル商及工ニ關スル商工大臣所管事項ニシテ商工大臣ノ指定スルモノ並ニ鑛業及砂鑛業ニ關スル事務←、電氣及發電水力ニ關スル事務及アルコール專賣ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條　各商工局ニ鑛務監督官ヲ置キ二級又ハ三級ノ商工事務官ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛業警察ニ關スル事務ヲ掌ル

○石炭廳設置法（昭和二十三年五月十日法律第四十号）

第一條　石炭廳は、商工大臣の管理に属し、石炭、亜炭、ガス及びコークスの生産、配給及び消費に関する事務←並びに臨時石炭鑛業管理法の施行に関する事務を掌る。

第五條　生産局においては、左の事務を掌る。

二　石炭鑛業の保安及び技術指導に関する事項

○臨時石炭鉱業管理法（昭和二十二年十二月二十日法律第二百十九号）

第四十一條　この法律の施行に関する事務その他石炭の生産に関する事務←を掌らしめるため、石炭局を置く。

◎石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律

（昭和二十四年三月三十一日公布法律第十七号）
（昭和二十四年三月三十一日施行）（内閣総理・大蔵・商工大臣署名）

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律

（損失の補てん）

第一條　政府は、石炭鉱業その他の鉱業又は電氣事業を業とする者に対し、石炭鉱業については昭和二十二年七月六日から昭和二十三年六月二十二日までの間、石炭鉱業以外の鉱業については昭和二十三年五月一日から昭和二十三年七月三十一日までの間、電氣事業については昭和二十一年十一月一日から昭和二十三年六月二十二日までの間におけるその者の責に帰することのできない事由による損失で、生産の確保のため避けることができなかつたと認めるものを補てんする。

2　前項の規定により政府が補てんする金額は、石炭鉱業については総額百七億九千四百万円、石炭鉱業以外の鉱業については総額三億二千八百万円、電氣事業については総額二十九億九千二百万

円をこえてはならない。

3　第一項の規定により補てんする金額は、商工大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、商工大臣が定める。

（登録國債の交付）

第二條　政府は、前條の補てんの債務の決済を、登録國債の交付により行うことができる。

2　前項の規定により決済のため交付する登録國債の交付價格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

一　交付價格　額面百円につき百円

二　償還期限　十年

三　利率　年五分五厘

3　政府は、前條の補てんの債務の決済のため必要な金額を限り、公債を発行することができる。

（復興金融金庫等に対する債務の弁済）

第三條　第一條の規定により補てんを受ける者は、復興金融金庫又は別表に掲げる者に対する債務で、商工大臣の指定するものがあるときは、商工大臣及び大蔵大臣の指示するところに従い、同條の規定による補てんとして前條に定める登録國債を受ける権利をもつて当該債務を弁済しなければならない。

2　前項の者は、復興金融金庫に対する債務で同項に掲げるもの以外のもの又は別表に掲げる者に対する債務で商工大臣の指定するものがあるときは、同項の権利をもつて当該債務を弁済することができる。

3　別表に掲げる者が前二項の規定により弁済を受領したときは、商工大臣及び大蔵大臣の指示するところに従い、弁済として受領した第一項の権利をもつて復興金融金庫に対する債務を弁済しなければならない。

4　前三項の弁済により消滅する債務の額は、弁済に充てられた権利に係る登録國債の額面に相当する額とする。

（復興金融債券の償還）

第四條　復興金融金庫は、日本銀行の所有する復興金融債券の償還をするに当り、前條の規定により弁済として受領した権利に係る登録國債をもつて償還に充てることができる。

2　前項の規定により償還される復興金融債券の額は、償還に充てられた登録國債の額面に相当する額とする。

（税法の特例）

第五條　第一條の規定による補てんを受けた損失の金額のうち、補てんを受けた日の属する事業年度開始の日前一年にあたる日の前日以前に開始した事業年度において生じたもので、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得及び地方税法（昭和二十三年法律第百十号）により事業税を課する場合における所得の計算上まだ損金として総益金から控除されたことのないものについては、これらの所得の計算上、これを益金に算入しない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

別　表

北海道石炭株式会社
常磐石炭株式会社
山口石炭株式会社
北九州石炭株式会社
西九州石炭株式会社

◎飲食営業臨時規整法（衆法）

（昭和二十四年五月七日公布）
（法律第五十二号）
（昭和二十四年五月七日施行）

（内閣総理・厚生・農林大臣署名）

飲食営業臨時規整法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、主要食糧等のやみ取引を防止し、その有効な活用を促進するため、飲食営業の合理的な規整を行うことを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「飲食営業」とは、設備を設け、客に飲食物を提供して飲食させる営業をいう。

（飲食営業の許可）

第三條　飲食営業を営もうとする者は、左に掲げる営業の種類ごとに、主務大臣の定める手続により、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

一　外食券食堂（外食券と引換に、食事を提供する営業をいう。）

二　めん類外食券食堂（外食券と引換にうどん、そば、冷麦、中華そばその他のめん類を提供する営業をいう。）

三　旅館（一泊又は半泊定の宿泊料を取つて、客を宿泊させ、外食券と引換に、宿泊に伴う食事を提供する営業をいう。）

四　軽飲食店（食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第二條の規定による主要食糧及びこれを調理加工したもの（以下「指定主食」という。）以外の料理又は酒類その他の飲物を提供する料亭、待合、カフエー、キヤバレーその他の営業をいう。

五　喫茶店（酒類以外の飲物、果物又は指定主食を原材料としない菓子類を提供する営業をいう。）

2　都道府縣知事は、左の各号の法律の規定により許可を受けなければならないものとされている営業については、それらの法律の規定による許可を受けた者以外の者には、前項の規定による許可をしてはならない。

一　食品衞生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一條

二　風俗営業取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第二條

三　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三條

3　都道府縣知事は、同一の場所にあつては第一項の飲食営業の二種類以上を許可してはならない。但し、特別の事情のある場合は、この限りでない。

4　都道府縣知事は、第一項の規定による許可をしようとするときは、営業の設備及び場所、來客予想数等を調査し、食糧の合理的消費に妨げがあると認めるときは、その許可をしてはならない。

（営業の標示）

第四條　前條の規定により営業の許可を受けた者は、都道府縣知事の交付する許可証をその営業設備内に備え、且つ、店頭その他見易い場所に、主務大臣の定める様式の標識を掲げなければならない。

（委託加工の禁止）

第五條　飲食営業を営む者は、消費者の委託を受けて、その持参する飲食物の調理加工をしてはならない。

（指定主食に関する制限）

第六條　旅館、外食券食堂又はめん類外食券食堂を営む者が、その営業上提供する場合を除き、飲食営業を営む者は、指定主食を提供してはならない。

第七條　旅館、外食券食堂又はめん類外食券食堂を営む者は、外食券と引換でなければ、食事を提供してはならない。

（料理提供に関する制限）

第八條　軽飲食店を営む者は、主務大臣の定める副食券と引換でなければ、料理を提供してはならない。

（統制額の遵守）

第九條　飲食営業を営む者は、その提供する飲食物の價格につき、物價統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の規定に基いて定められた統制額を遵守しなければならない。

（報告の義務）

第十條　飲食営業を営む者は、主務大臣の定めるところにより、第七條又は第八條の規定に従つて引き換えた外食券又は副食券の数につき、市区町村長又は主務大臣の定める者の確認を受け、これを都道府縣知事に報告しなければならない。

（営業の停止又は営業許可の取消）

第十一條　都道府縣知事は、飲食営業を営む者が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくは処分に違反し、虚偽の申請若しくは報告をし、又は原料の入手その他につき不正の事実があつた場合において著しく第一條の目的に反すると認めたときは、その営業を停止し、又はその営業の許可を取り消すことができる。

2　前條の外食券又は副食券の数が、主務大臣の定める期間内に、主務大臣の定める数に達しなかつたときは、都道府縣知事は、やむを得ない事由があると認めた場合を除き、その飲食営業を営む者の営業を停止し、又はその営業の許可を取り消さなければならない。

3　都道府縣知事は、前二項の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

4　都道府縣知事は、第一項又は第二項の処分の原因と認められる違反行為並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該営業者に通告し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

（罰則）

第十二條　第三條第一項の規定による許可を受けないで飲食営業を営んだ者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三條　第五條から第八條までの規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四條　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第三條第一項の都道府縣知事の許可を受けるに当り、虚偽の申請をした者

二　第四條の規定に違反した者

三　第十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十五條　第十二條の違反行為を行つた者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第十六條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十二條から第十四條までの違反行為を行つた場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和二十五年五月一日又は経済安定本部廃止の日のいずれか早い時にその効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、その時以後もなおその効力を有する。

3　昭和二十四年四月三十日現在において、飲食営業緊急措置令（昭和二十二年政令第百十八号）により飲食店営業につき、営業の許可を受けていた者は、この法律施行の日から二箇月間は、その営業の種類については、この法律により営業の許可を受けたものとみなす。

4　飲食営業緊急措置令は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令はなおその効力を有する。

5　経済調査廳法（昭和二十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「飲食営業緊急措置令」を「飲食営業臨時規整法」に改める。

参照

○食糧管理法（昭和十七年二月二十一日法律第四十号）

第二條　本法ニ於テ主要食糧トハ米穀、大麥、稞麥、小麥、甘藷（其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ）、馬鈴薯（其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ）、雜穀其ノ他政令ヲ以テ定ムル食糧ヲ謂フ

○食品衞生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）

第二十條　都道府縣知事は、飲食店営業その他公衆衞生に與える影響が著しい営業であつて、厚生大臣の指定するものの施設につき、業種別に、公衆衞生の見地から必要な基準を定めなけれ

ばならない。

第二十一條　前條に規定する營業を營もうとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

前項の場合において、都道府縣知事は、その營業の施設が前條の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。

都道府縣知事は、第一項の許可に二年を下らない有効期間その他必要な條件を附けることができる。

○風俗營業取締法（昭和二十三年七月十日法律第百二十二号）

（定義）

第一條　この法律で、風俗營業とは、左の各号の一に該当する營業をいう。

一　待合、料理店、カフエーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる營業

二　キヤバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる營業

三　玉突場、まあじやん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる營業

第二條　前條の營業を營もうとする者は、当該都道府縣が條例で定めるところにより、公安委員会（都道府縣公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

○旅館業法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号）

第三條　人を宿泊させる營業を營もうとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

○經濟調査廳法（昭和二十三年八月一日法律第二百六号）

第一條（第二項）　中央經濟調査廳は、國民經濟の調和ある復興を図るため、物資の生産、配給及び消費並びに物價（賃金を除く。）に関する經濟統制を円滑に実施することを目的として左の事務を掌る。

二　經濟法令（別表第一に掲げる法令及び政令で指定される法令並びに当該法令に基き発せられた命令をいう。以下同じ。）の遵守の奨励その他經濟法令に関する違反行爲の予防のためにする一般國民の啓発に関する事項

別表第一

一——八（略）

九　飲食營業緊急措置令

（昭和二十四年六月六日公布法律第百九十五号　昭和二十四年八月四日施行）（大藏・農林・建設大臣署名）

◎土地改良法

目次

第一章　總則（第一條—第四條）
第二章　土地改良事業
第一節　土地改良区の行う土地改良事業
第一款　土地改良区の設立（第五條—第十五條）
第二款　土地改良区の管理（第十六條—第四十五條）
第三款　土地改良区の事業
第一目　事業の施行（第四十六條—第五十七條）
第二目　権利関係の調整（第五十八條—第六十五條）
第四款　土地改良区の地区変更、解散及び合併（第六十六條—第七十六條）
第五款　土地改良区連合（第七十七條—第八十四條）
第二節　國又は都道府縣の行う土地改良事業（第八十五條—第九十四條）
第三節　農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良事業（第九十五條・第九十六條）
第三章　市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合の行う交換分合（第九十七條—第百十一條）
第四章　補則（第百十二條—第百三十一條）
第五章　監督（第百三十二條—第百三十六條）
第六章　罰則（第百三十七條—第百四十五條）
附則

土地改良法

第一章　總則

（この法律の目的及び土地改良事業施行の要件）

第一條　この法律は、農業經営を合理化し、農業生産力を発展させるため、農地の改良、開発、保全及び集團化を行い、食糧その他農産物の生産の維持増進に寄與することを目的とする。

2　土地改良事業の施行に当つては、その事業は、國土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに國民經濟の発展に適合するものであり、且つ、土地利用、森林その他資源の保全、開発に適切な考慮を拂つて政令で定める計画基準に準拠するものでなければならない。

（定義）

第二條　この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2　この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う左に掲げる事業をいう。

一　かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更

二　区画整理

三　開田又は開畑

四　埋立又は干拓

五　農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧

六　農地に関する権利並びにその農地の利用上必要な土地に関す

る権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合

七　その他農地の改良又は保全のため必要な事業

（土地改良事業に参加する資格）

第三條　土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての左の各号の一に該当する者とする。

一　所有権に基き耕作の業務の目的に供される農地については、その所有者

二　所有権以外の権原に基き耕作の業務の目的に供される農地については、省令の定めるところにより、市町村農地委員会に対しその所有者が当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり且つその申出が相当であつて市町村農地委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その権原に基き耕作の業務を営む者

三　農地以外の土地であつて所有権に基き使用及び收益の目的に供されるものについては、その所有者

四　農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び收益の目的に供されるものについては、その権原に基き使用及び收益をする者が、省令の定めるところにより、その所有者の同意を得て市町村農地委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者

2　前項第二号の所有者及び権原に基き耕作の業務を営む者が、省令の定めるところにより、合意によつてその資格が交替すべき旨を市町村農地委員会に申し出、且つ、その申出が相当であつて市町村農地委員会がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。同項第四号の所有者並びに権原に基き使用及び收益をする者が、省令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を市町村農地委員会に申し出た場合も、また同様とする。

3　前二項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他省令で定める事由によつて当該農地につき自ら耕作の業務を営むことができないため、賃貸借又は使用貸借により一時その農地を他人の耕作の業務の目的に供した場合において、市町村農地委員会が、省令の定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作の業務を営むものと認め、且つ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農地につき権原に基き耕作の業務を営む者とみなす。

4　第一項の規定の適用については、自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第四十一條の二第一項の規定により土地を使用する者は、その土地が農地である場合にあつては、その農地につき所有権に基き耕作の業務を営む者とみなし、その土地が農地以外の土地である場合にあつては、その土地の所有者とみなす。

5　第五十條第一項の規定により譲與する土地又は前項に規定する土地の所有者としての國には、第一項の規定を適用しない。

（公有水面の埋立の免許を受けた者に対する適用）

第四條　この法律の規定の適用については、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により埋立の免許を受けた者は、土地の所有者とみなす。

第二章　土地改良事業

第一節　土地改良区の行う土地改良事業

第一款　土地改良区の設立

（予備審査の申請）

第五條　第三條に規定する資格を有する十五人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域について土地改良区を設立することについての予備審査を都道府縣知事に申請することができる。

2　前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の一定の地域について行うべき土地改良事業（第二條第二項第六号に掲げるものを除く。以下第十五條の場合を除いて、この章において同じ。）の計画の概要、定款作成の基本となるべき事項、第三條に規定する資格を有する者で土地改良事業計画又は定款の作成に当るべきものの選任方法その他必要な事項を公告して、その資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

3　國有地又は國若しくは地方公共團体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政廳又は地方公共團体の承認がなければならない。

4　第一項の規定による申請をすることは、その申請書に第二項の規定により公告した事項を記載した書面及び同意があつたことを証する書面並びに前項の承認のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

（予備審査）

第六條　都道府縣知事は、前條の規定による申請があつた場合には、その土地改良区の設立につき予備審査を行わなければならない。

2　都道府縣知事は、前項の審査に当つては、省令の定めるところにより、農地の改良、開発及び保全に関し専門的知識を有する技術者に、当該申請に係る事項を調査して報告を提出することを求めなければならない。

3　前項の調査は、当該申請に係る事項の必要性及び可能性についての調査を含むものでなければならない。

4　都道府縣知事は、第二項の報告が提出されたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めてその報告並びに前條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要及び定款作成の基本となるべき事項を記載した書面を縦覧に供しなければならない。

5　当該土地改良事業に関係のある土地又は土地に定著する物件の

所有者、漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地物件又は権利に関し権利を有する者（以下これらの者を「利害関係人」という。）及び前條第一項の申請人は、都道府縣知事に、前項の規定による縦覧に係る事項についての意見を提出することができる。但し、前項に規定する縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

6　都道府縣知事は、第二項の報告に基き、前項の意見を参酌して、前條第一項の規定による申請に係る土地改良区の設立の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

（設立認可の申請）

第七條　第五條の規定により申請をした者は、前條第六項の規定により土地改良区の設立を適当とする旨の通知を受けたときは、省令の定めるところにより、土地改良事業計画、定款その他必要な事項を定め、都道府縣知事にその申請に係る土地改良区の設立の認可を申請することができる。

2　前項の土地改良事業計画及び定款は、第五條第二項の規定により同意を得た選任方法によつて選任された者によつて、同條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要及び定款作成の基本となるべき事項に基いて作成されたものでなければならない。

3　第一項の規定により申請をする者は、土地改良事業計画及び定款を定めるため、都道府縣に農地の改良、開発及び保全に関し専門的知識を有する技術吏員の援助を求めることができる。

4　都道府縣は、正当の事由がある場合を除いて、前項の規定による請求を拒んではならない。

（審査及び公告等）

第八條　都道府縣知事は、前條第一項の規定による申請があつたときは、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つてその適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

2　都道府縣知事は、前項の審査に当つては、省令の定めるところにより、農地の改良、開発及び保全に関し専門的知識を有する技術者が調査して提出する報告に基かなければならない。

3　前項の調査は、当該土地改良事業のすべての効用と費用とについての調査を含むものでなければならない。

4　都道府縣知事は、第一項の規定により当該申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を縦覧に供しなければならない。

（異議の申立）

第九條　当該土地改良事業の利害関係人は、前條第四項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、都道府縣知事にこれを申し立てることができる。但し、同項に規定する縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

2　都道府縣知事は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、前條第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同條第四項に規

定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

3　都道府縣知事は、前項の規定による決定が第五條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要又は定款作成の基本となるべき事項に矛盾するものであるときは、第七條第一項の認可の申請を却下しなければならない。

（土地改良区の成立）

第十條　都道府縣知事は、前條第一項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合において、そのすべてについて同條第二項の規定による決定があつたときは、同條第三項の場合を除いて、土地改良区の設立の認可をしなければならない。

2　土地改良区は、前項の規定による認可により、第五條第一項の一定の地域を地区として成立する。

3　都道府縣知事は、土地改良区が成立したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4　土地改良区の成立は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて組合員その他の第三者に対抗することができない。

（組合員）

第十一條　土地改良区の地区内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

（設立費用の負担）

第十二條　土地改良区の設立に関する費用は、その土地改良区の負担とする。但し、土地改良区が成立しなかつた場合には、その費用は、その設立を申請した者の負担とする。

（土地改良区の法人格）

第十三條　土地改良区は、法人とする。

（名称独占）

第十四條　土地改良区は、その名称中に土地改良区という文字を用いなければならない。

2　土地改良区でないものは、その名称中に土地改良区という文字を用いてはならない。

（土地改良区の事業）

第十五條　土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うものとする。

2　土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。

第二款　土地改良区の管理

（定款）

第十六條　土地改良区の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び認可番号
二　地区
三　事業
四　事務所の所在地
五　経費の分担に関する事項
六　役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項

七　事業年度
八　公告の方法
2　事業年度については、省令で定める。

（規約）

第十七條　左に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
一　総会又は総代会に関する事項
二　業務の執行及び会計に関する事項
三　役員に関する事項
四　組合員に関する事項
五　その他必要な事項

（役員の選任）

第十八條　土地改良区に、役員として、理事及び監事を置く。
2　理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上の偶数とする。
3　理事及び半数の監事は、定款の定めるところにより、組合員のうちから総会で選挙し、他の半数の監事は、都道府縣知事が任命する。但し、土地改良区設立当時の理事及び選挙によるべき監事は、第五條第一項の申請人及び同條第二項の同意者のうちから申請人が選任する。
4　役員の選挙は、無記名投票によつて行う。
5　理事及び選挙による監事の任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

6　設立当時の理事及び選挙によるべき監事の任期は、前項の規定にかかわらず、第一回の総会までとする。
7　補欠役員は、その前任者の残任期間在任する。
8　理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
9　土地改良区は、理事の氏名及び住所を都道府縣知事に届け出なければならない。
10　都道府縣知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なくこれを公告しなければならない。
11　土地改良区は、前項の規定による公告があるまでは、理事の代表権をもつて第三者（組合員を除く。）に対抗することができない。

（役員の職務）

第十九條　理事は、定款の定めるところにより、土地改良区を代表する。但し、総会の決議に従わなければならない。
2　土地改良区の事務は、理事の過半数で決する。但し、定款に別段の定がある場合には、この限りでない。
3　監事は、土地改良区の業務及び財産の状況を監査する。

（兼職禁止）

第二十條　理事、監事及び使用人は、相兼ねてはならない。

（監事の組合代表権）

第二十一條　土地改良区と理事との契約又は爭訟については、監事が土地改良区を代表する。

（総会の組織）

第二十二條　土地改良区の総会は、総組合員で組織する。

（総代会）

第二十三條　組合員の数が五百人をこえる土地改良区は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。
2　総代の定数は、定款で定める。但し、組合員の数が五百人以上千人未満の土地改良区にあつては、五十人以上、千人以上一万人未満の土地改良区にあつては、百人以上、一万人以上の土地改良区にあつては、二百人以上でなければならない。
3　総代は、組合員で年齢二十五年以上のもの（禁治産者、準禁治産者及び禁こ以上の刑に処せられて執行中の者を除く。）のうちから、組合員が選挙する。
4　前項の規定による選挙は、政令の定めるところにより、都道府縣又は市町村の選挙管理委員会の管理のもとに、直接、平等及び秘密の原則によつて行うものとする。
5　第三項の規定による選挙に要する費用は、当該土地改良区の負担とする。
6　総代の任期は、四年とする。但し、補欠総代は、前任者の残任期間在任する。
7　総代は、その任期が満了しても、後任の総代が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
8　総代が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。この場合において、被選挙権の有無は、総代会で決定する。

9　総代会には、総会に関する規定を準用する。

（総代の解職の請求）

第二十四條　組合員は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から理由を記載した書面を提出して、都道府縣又は市町村の選挙管理委員会に対し、総代の解職を請求することができる。
2　前項の規定による請求があつたときは、都道府縣又は市町村の選挙管理委員会は、直ちに請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。
3　総代は、前項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。
4　政令で特別の定をするものを除く外、前條第三項から第五項までの規定は、第二項の規定による解職の投票に準用する。

（総会の招集）

第二十五條　理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
2　理事は、必要と認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第二十六條　組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を土地改良区に提出して、総会（総代会が設けられている場合には、総代会）の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

（監事による会議の招集）

第二十七條　理事の職務を行う者がないとき、又は前條の規定による請求があつた場合において理事が正当の事由がないのに総会招集の手続をしないときには、監事がこれを招集しなければならない。

（会議招集の通知）

第二十八條　総会を招集するには、その会日から五日前までに、会議の日時、場所及び目的を各組合員に通知しなければならない。但し、急施を要する場合には、その会日から三日前までに通知すればよい。

（関係書簿の備付）

第二十九條　理事は、定款、規約、事業に関する書類、組合員名簿、土地原簿及び議事録を主たる事務所に備え、且つ、これらを保存しなければならない。

2　前項の組合員名簿及び土地原簿には、省令で定める事項を記載しなければならない。

3　組合員その他当該土地改良区の事業に利害関係のある者から第一項に掲げる書簿の閲覧の請求があつた場合には、理事は、正当の事由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

（総会の議決事項）

第三十條　左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　規約の設定、変更又は廃止

三　起債又は借入金の借入並びにそれらの方法、利率及び償還の方法

四　経費の收支予算

五　予算をもつて定めたものを除く外、土地改良区の負担となるべき契約

六　賦課金及び夫役現品の賦課徴收の方法

七　事業報告書、收支決算書及び財産目録の承認

八　第七十七條第二項又は第八十一條の規定により協議して定める事項

九　第九十三條第一項の規定による申出

十　第九十七條第四項の意見の決定

2　定款の変更は、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

3　都道府縣知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4　定款の変更は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員を除く。）に対抗することができない。

（議決権及び選挙権）

第三十一條　組合員は、各々一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。

2　組合員は、第二十八條の規定による通知があつた事項について、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみな

す。

4　代理人は、組合員でなければならない。

5　代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

6　代理人は、代理権を証する書面を土地改良区に提出しなければならない。

（総会の議決方法等）

第三十二條　総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定がある場合を除いて、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会で選任する。

3　議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（重要事項の議決方法）

第三十三條　左に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一　定款の変更

二　土地改良事業計画の設定又は変更

三　解散又は合併

（決議事項の制限）

第三十四條　総会においては、第二十八條の規定によつてあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができる。但し、定款に別段の定がある場合には、この限りでない。

（民法の準用）

第三十五條　土地改良区には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條第一項（法人の不法行爲能力）、第五十條（法人の住所）、第五十四條（代表権の制限）、第五十五條（代表権の委任）及び第六十六條（表決権のない場合）の規定を準用する。

（経費の賦課）

第三十六條　土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費（第九十條第三項又は第九十一條後段の規定により徴收される金銭を含む。）に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴收することができる。

2　前項の規定による賦課に当つては、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。

3　土地改良区は、その地区を変更する場合において、新たに編入される土地があるときは、第一項に規定するものの外、その土地について加入金を徴收することができる。

4　組合員は、第一項の規定により賦課された金銭、夫役若しくは現品又は前項の加入金の徴收については、相殺をもつて対抗することができない。

5　夫役又は現品は、金銭に算出して賦課しなければならない。

6　夫役又は現品は、金銭で代えることができる。

7　土地改良事業の施行に関し第一項の規定により賦課される夫役は、労働の基準又は賃金に関する法令の趣旨に沿うものでなければならない。

（過怠金）

第三十七條　土地改良区は、定款の定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

（賦課金等の徴收の委任）

第三十八條　土地改良区は、政令の定めるところにより、市町村に対し、第三十六條第一項又は第三項の規定により徴收すべき金銭（第四十二條第二項の規定による決済により徴收すべき金銭を含む。）、前條の過怠金又は換地計画若しくは交換分合計画において定める清算金の徴收を委任することができる。

（賦課金等の徴收）

第三十九條　第三十六條第一項若しくは第三項の規定により支拂うべき金銭（第四十二條第二項の規定による決済により支拂うべき金銭を含む。）若しくはその延滯利息、第三十七條の過怠金又は換地計画若しくは交換分合計画において定める清算金を滯納する者がある場合、又は夫役現品の賦課を受けた者が定期内にその履行をせず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、市町村は、土地改良区の請求により地方税の滯納処分の例によつてこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴收金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

2　市町村が前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合には、理事は、地方税の滯納処分の例により、都道府縣知事の認可を受けて、その処分をすることができる。

3　前二項の規定による徴收金の先取特権の順位は、市町村税に次ぐものとし、その時効については、市町村税の例による。

（区債及び借入金）

第四十條　土地改良区は、その事業を行うため必要がある場合には、区債を起し、又は借入金の借入をすることができる。

2　國又はその出資する金融機関は、前項の区債を引き受け、又は同項の借入金を貸し付けることができる。

（定款の変更等の制限）

第四十一條　土地改良区は、区債又は借入金がある場合には、その債権者の同意がなければ、その地区を縮少し、債務の分担に関する定款を変更し、その事業を廃止し、又は解散若しくは合併をしてはならない。

2　前項の債権者は、正当の事由がある場合を除いて、前項の同意を拒むことができない。

3　土地改良区が債権者の同意を得ないで第一項に規定する行爲をしたときは、その債権者は、都道府縣知事に異議を申し立てることができる。但し、その行爲の認可に係る公告があつた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

4　都道府縣知事は、前項の規定による申立を受けたときは、同項に規定する申立期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

（権利義務の承継及び決済）

第四十二條　土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三條第二項の規定による交替によつてその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移轉する。

2　土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第三條第二項の規定による交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

（組合員の資格得喪の通知義務）

第四十三條　土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2　前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもつて第三者に対抗することができない。

（共有者等の代表）

第四十四條　土地改良区の地区内の同一の土地について、権原に基き使用し若しくは収益する者が二人以上あり、又は共有者がある場合において、これらの者が組合員であるときは、これらの者は、土地改良区の組合員としての行爲（議決権及び選挙権の行使を除く。）をさせるために、そのうちの一人を代表者とし、その

旨をその土地改良区に通知しなければならない。但し、これらの者のみを組合員とする土地改良区については、この限りでない。

2　前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて第三者に対抗することができない。

3　第一項に規定する委任の終了は、当該土地改良区にその旨の通知があるまでは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

4　第一項に規定する者が同項の手続をしない場合には、当該土地改良区の組合員としてのこれらの者に対してする行爲は、そのうちの一人に対してすればよい。

（組合員に対する通知又は催告）

第四十五條　土地改良区が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所をその土地改良区に通知した場合には、その場所）にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

第三款　土地改良区の事業

第一目　事業の施行

（税務署長に対する申告と工事の着手及び完了の届出）

第四十六條　土地改良区は、土地改良事業の工事に着手する前に、所轄税務署長に省令で定める事項を申告しなければならない。

2　土地改良区は、土地改良事業の施行に係る地域内に一筆の土地

の一部が編入されている場合には、前項の規定による申告とともに、分筆の手続をしなければならない。

3　土地改良区は、土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了したときは、遅滞なくその旨を都道府縣知事及び所轄税務署長に届け出なければならない。

（工事に必要な援助請求）

第四十七條　土地改良区は、土地改良事業の工事につき第七條第三項に掲げる技術吏員の必要な援助を求めることができる。

2　前項の場合には、第七條第四項の規定を準用する。

（土地改良事業計画の変更等）

第四十八條　土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

2　新たな土地改良事業を行い、若しくはその土地改良事業を廃止し、又はその土地改良事業に係る土地改良事業計画を変更しようとする場合において前項の認可を申請するには、その土地改良事業の施行に係る土地についての組合員で組織する会議の議決を経なければならないものとし、その申請書に、その議決のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3　前項の会議の議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4　第二項の会議には、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條第二項及び第三項並びに第三十四條の規定を準用する。

5　第一項の場合には、第七條第三項及び第四項、第八條、第九條並びに第十條第一項の規定を準用する。

6　第一項の認可に係る事項が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合において、都道府縣知事が適当と認めたときは、新たな土地改良事業を行おうとする場合を除いて、前項において準用する第八條第四項及び第九條に規定する手続を省略してよい。

7　都道府縣知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

8　土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員を除く。）に対抗することができない。

（急施の場合）

第四十九條　災害のため急速に第二條第二項第五号の土地改良事業を新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、前條の規定にかかわらず、総会の議決を経て應急工事計画を定め、都道府縣知事の認可を受けてその事業を行うことができる。

（國有地の譲與又は國有地への編入）

第五十條　土地改良事業の施行により道路、かんがい排水路、ため池、堤等の全部又は一部を廃止した結果不用となつた國有地がある場合には、省令の定めるところにより、これを無償で土地改良区又はその地区内にある土地の所有者に譲與する。

2　土地改良事業の施行により生じた道路、かんがい排水路、ため池、堤等で前項の廃止したものに代るべきものは、無償で國有地に編入する。

（一時利用地の指定）

第五十一條　土地改良区は、土地改良事業の工事が完了する以前において、必要がある場合には、規約の定めるところにより、従前の土地に代るべき一時利用地及びその使用開始の日を指定することができる。

2　前項の一時利用地は、従前の土地の地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を標準として定めなければならない。

3　土地改良区は、第一項の規定による指定をしたときは、一時利用地及び従前の土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者にその旨を通知しなければならない。

4　従前の土地につき権原に基き使用又は収益をすることのできる者は、第一項の使用開始の日から第五十二條第八項の規定による公告があるまで、一時利用地の全部又は一部を、その性質によつて定まる用方に従い、その権原に基いて、従前の土地についての使用又は収益と同一の條件により、使用し、又は収益することができる。

5　前項の場合には、同項の者は、従前の土地については、その土地に関しその者の有する権利の内容たる使用又は収益をすることができない。

6　一時利用地につき第三項の権利を有する者は、同項の規定による通知を受けたときは、第一項の使用開始の日から第五十二條第八項の規定による公告があるまで、その一時利用地の使用又は収益をすることができない。

7　土地改良区は、第一項の規定による指定によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8　土地改良区は、第一項の規定による指定によつて利益を受ける者から、その利益に相当する金銭を徴収することができる。

（換地計画）

第五十二條　土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合において、事業の性質上必要があるときは、遅滞なく、換地計画を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

2　前項の換地計画は、耕作者の農業経営の合理化に資するように定めなければならない。

3　第一項の換地計画を定めるには、その計画に係る土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者で組織する会議の議決を経なければならない。

4　前項の会議の議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5　第三項の会議には、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條第二項及び第三項並びに第三十四條の規定を準用する。

6　第一項の認可を申請するには、その申請書に関係市町村農地委員会の同意書を添附しなければならない。但し、同意を求めた日

から六十日以内にその同意を得られない場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。

7　前項但書の場合において第一項の認可をしようとするときは、都道府縣知事は、関係市町村農地委員会の意見をきかなければならない。

8　都道府縣知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、且つ、公告の旨を管轄登記所に通知しなければならない。

第五十三條　換地計画においては、従前の土地に照應する換地を定めなければならない。

2　前項の換地は、従前の土地の地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を標準として定めなければならない。

3　耕作者の農業経営を合理化するため特別の必要がある場合には、前項の規定によらないで換地を定めることができる。但し、あらかじめ、規約にその旨を定めてあり、且つ、定めるべき当該換地に照應する従前の土地について前條第三項に掲げる権利を有する者の同意を得た場合に限る。

4　前二項の場合において、地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を総合的に勘案して相殺することができない部分がある場合には、金銭による清算をするものとし、その額並びに支拂の方法及び時期を定めなければならない。

5　従前の土地の全部又は一部について所有権以外の権利又は処分の制限がある場合には、これに照應する換地は、その権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分を指定して定めなければならない。

6　換地は、一筆の土地の区域が二以上の市町村、大字又は字にわたるように定めてはならない。

（換地処分の効果及び清算金）

第五十四條　第五十二條第八項の規定による公告があつた換地計画に定める換地は、第六十三條第一項に規定する場合を除いて、その公告があつたときから従前の土地とみなす。

2　前項の規定は、行政上又は裁判上の処分で従前の土地に専属するものについては、影響を及ぼさない。

3　第五十二條第八項の規定による公告があつたときは、土地改良区は、その公告があつた換地計画の定めるところに従い清算金を支拂わなければならない。

4　前項の場合には、土地改良区は、当該換地計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。

（換地処分による登記）

第五十五條　第五十二條第一項の認可があつたときは、土地改良区は、遅滞なく当該換地計画に係る既登記の土地及び建物について登記を申請しなければならない。

（土地改良区の協議請求）

第五十六條　土地改良区は、かんがい排水施設の新設、管理、廃止又は変更を行う者に対して、水を農業上合理的に利用するため必要な事項につき協議を求めることができる。

2　前項の規定による協議をすることができない場合、又は協議がととのわない場合には、当該土地改良区は、都道府縣知事に裁定を申請することができる。

3　前項の裁定をする場合には、第六條第二項の規定を準用する。

4　第二項の裁定があつたときは、当事者は、その裁定の定めるところに従い協定しなければならない。

（施設の管理）

第五十七條　土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によつて生じたかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設があるときは、その施設を管理しなければならない。この場合には、その旨を定款に記載しなければならない。

第二目　権利関係の調整

（組合員の使用収益権）

第五十八條　組合員は、その者が地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利に基き使用し、又は収益している土地につき土地改良事業の成果を公正に享受するため、地上権、永小作権若しくは質権を設定する契約又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約の変更に関し、その契約の相手方に対して協議を求めることができる。

（償還すべき有益費）

第五十九條　土地改良事業に費された有益費を民法の規定により償還する場合には、償還すべき額は、同法第百九十六條第二項本文の規定にかかわらず、増價額とする。

（組合員でない者の地代等の減額又は拂戻の請求）

第六十條　土地改良事業によつて地上権、永小作権、地役権又は賃借権の目的である土地の利用を妨げられるに至つた場合には、その土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関し組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人は、地代、小作料、地役の対價若しくは賃借料の相当の減額又は前拂した地代、小作料、地役の対價若しくは賃貸料の相当の拂戻を請求することができる。

（組合員でない者の権利の放棄等）

第六十一條　土地改良事業によつて地上権、永小作権若しくは地役権を設定し、又は賃借し、若しくは使用借した目的を達することができなくなつた場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関し組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者、賃借人又は借主は、その権利を放棄し、又は契約を解除することができる。

2　前項の規定により放棄又は解除をする場合において、同項に掲げる者（地役権者を除く。）が当該土地を賃貸し、又は使用貸しているときは、その者は、賃借人又は借主の同意を得なければならない。同項に掲げる地役権者が当該要役地につき地上権若しくは永小作権を設定し、又はその土地を賃貸し、若しくは使用貸しているときも、また同様とする。

3　第一項の場合には、同項に掲げる者は、当該事業を行う土地改

良区に対して、その目的を達することができなくなつたことによつて生じた損失の補償を請求することができる。但し、その土地改良区は、規約の定めるところにより、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関してその組合員である者に対して、求償することができる。

（組合員の地代等の増額請求）

第六十二條　土地改良事業によつて地上権、永小作権、地役権又は賃借権の目的たる土地の利用を増した場合には、その土地に関し組合員である所有者又は賃貸人は、地代、小作料、地役の対價又は賃貸料の相当の増額を請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、同項に掲げる権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除して、その義務を免れることができる。

（地役権の効力）

第六十三條　換地計画に係る土地の上に存する地役権は、第五十二條第八項の規定による公告があつた後でも、なお従前の土地の上に存する。

2　土地改良事業によつて行使する利益を受ける必要がなくなつた地役権は、消滅する。

3　土地改良事業によつて従前と同一の利益を受けることができなくなつた地役権者は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができる。但し、第六十條の規定による請求に基く地役の対價の減額があつた場合には、この限りでない。

（請求の期限）

第六十四條　第五十二條第八項の規定による公告があつた日から三十日を経過したときは、第六十二條第二項の場合を除いて、前四條の規定による賃貸借の解除、地上権若しくは永小作権の放棄、地役権の放棄若しくは設定又は賃貸借料、地代、小作料若しくは地役の対價の減額、拂戻若しくは増額の請求をすることができない。

（農地調整法の適用）

第六十五條　第五十八條から前條までの規定は、農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の適用を妨げない。

第四款　土地改良区の地区変更、解散及び合併

（地区変更）

第六十六條　土地改良区は、地区の変更についての定款の変更の認可を申請しようとする場合において、新たに地区に編入すべき土地があるときは、定款及び土地改良事業計画を公告して、編入すべき土地につき第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

2　地区内にある土地か、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになつた場合において、その土地についての組合員の申出があるときは、その土地改良区は、その土地をその地区から除かなければならない。

（解散）

第六十七條　土地改良区は、左に掲げる事由によつて解散する。

一　総会の議決

二　第百三十五條の規定による解散を命ずる裁判

三　合併

2　総会の決議による解散は、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

3　土地改良区が第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散したときは、都道府縣知事は、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4　土地改良区の解散は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員を除く。）に対抗することができない。

（清算人）

第六十八條　土地改良区が解散したときは、合併によつて解散した場合を除いて、理事がその清算人となる。但し、総会で他の者を選任した場合には、この限りでない。

（清算人の財産調査義務）

第六十九條　清算人は、就職の後、遅滞なく、土地改良区の財産の現況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（残余財産処分の制限）

第七十條　清算人は、土地改良区の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

（清算人の決算報告義務）

第七十一條　清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（合併の議決）

第七十二條　土地改良区は、合併をしようとする場合には、総会においてその旨を議決しなければならない。

（吸収合併）

第七十三條　合併をする土地改良区の一方が合併後存続する場合には、その土地改良区は、関係各土地改良区の合併の議決書を添附して第三十條第二項の規定による定款の変更の認可を申請しなければならない。

2　都道府縣知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、合併後存続する土地改良区については、第三十條第三項の規定による公告、合併によつて消滅する土地改良区については、解散の公告をしなければならない。

3　第一項に規定する合併は、前項の公告があるまでは、これをもつて第三者（当該関係土地改良区の組合員を除く。）に対抗することができない。

（新設合併）

第七十四條　合併によつて土地改良区を設立しようとする場合には、関係各土地改良区の総会で組合員のうちから選挙した者が第五條の申請人となり、設立に必要な行爲をしなければならない。

2　前項の場合において、第五條第一項の規定による申請をするには、関係各土地改良区の合併の議決書を添附しなければならな

い。

3　第一項の場合において、都道府縣知事は、第十條第一項の認可をしたときは、遲滯なく、合併によつて消滅する土地改良区については、解散の公告、合併によつて設立した土地改良区については、同條第三項の規定による公告をしなければならない。

4　第一項に規定する合併は、前項の公告があるまでは、これをもつて第三者（当該関係土地改良区の組合員を除く。）に対抗することができない。

（合併による権利義務の承継）

第七十五條　合併後存続する土地改良区又は合併によつて成立した土地改良区は、合併によつて消滅した土地改良区の権利義務（その土地改良区がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第七十六條　土地改良区の解散及び清算には、民法第七十三條（清算法人）、第七十五條（裁判所による清算人の選任）、第七十六條（清算人の解任）、第七十八條から第八十條まで（清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、期間後に申し出た債権）、第八十二條（解散・清算の監督）及び第八十三條（清算結了の届出）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項（法人の解散・清算の監督の管轄）、第三十六條（検査人の選任）、第三十七條ノ二（裁判所の選任した清算人・検査人の報酬）、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項（裁判所の監督上の調査等）、第百三十六條（清算事件の管轄）、第百三十七條（清算人の選任・解任の裁判）及び第百三十八條（清算人不適格者）の規定を準用する。

第五款　土地改良区連合

（設立）

第七十七條　土地改良区は、その事業の一部を共同して行うため、土地改良区連合を設立することができる。

2　土地改良区は、土地改良区連合を設立しようとする場合には、省令の定めるところにより、定款、土地改良事業計画その他必要な事項を協議して定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

（名称独占）

第七十八條　土地改良区連合は、その名称中に土地改良区連合という文字を用いなければならない。

2　土地改良区連合でないものは、その名称中に土地改良区連合という文字を用いてはならない。

（定款）

第七十九條　土地改良区連合の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び認可番号
二　所属土地改良区
三　事業
四　事務所の所在地

五　経費の分担に関する事項
六　役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
七　議員に関する事項
八　事業年度
九　公告の方法

2　事業年度については、省令で定める。

（総会の組織）

第八十條　土地改良区連合の総会は、定款の定めるところにより、所属土地改良区がその組合員のうちから選出する議員で組織する。

2　土地改良区連合は、総代会を設けることができない。

（所属土地改良区の増減）

第八十一條　土地改良区連合は、その所属土地改良区の数を増減しようとする場合には、関係土地改良区の協議によつて、省令の定めるところにより、定款、土地改良事業計画その他必要な事項を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

（役員）

第八十二條　理事は、定款の定めるところにより、議員のうちから総会で選挙する。

（合併の禁止）

第八十三條　土地改良区連合は、合併をすることができない。

（土地改良区に関する規定の準用）

第八十四條　土地改良区連合については、この法律に特別の定のある場合を除いて、土地改良区に関する規定を準用する。

第二節　國又は都道府縣の行う土地改良事業

（申請）

第八十五條　第三條に規定する資格を有する十五人以上の者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域について國又は都道府縣が土地改良事業を行うべきことを、國が行うべきもの（以下「國営土地改良事業」という。）にあつては農林大臣に都道府縣が行うべきもの（以下「都道府縣営土地改良事業」という。）にあつては、都道府縣知事に、それぞれ申請することができる。

2　前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の一定の地域について行うべき土地改良事業の計画の概要その他必要な事項を公告して、その地域内にある土地について第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

3　第一項の規定による申請をするには、その申請書に前項の規定により公告した事項を記載した書面及び同意があつたことを証する書面並びに当該地域につき、土地改良区又は土地改良区連合を設立すべきことを記載した書面を添附し、これを関係都道府縣知事に提出しなければならない。

（申請の予備審査）

第八十六條　前條の規定による申請があつた場合には、都道府縣知事は（その申請に係る國営土地改良事業の地域が二以上の都府縣

の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府縣の知事がその協議により、その申請に係る事項につき予備審査を行わなければならない。

2　前項の場合には、第六條第二項から第六項までの規定を準用する。

3　都道府縣知事又は当該関係都府縣知事は、農林大臣に対する申請に係る事項につき前項において準用する第六條第六項の規定により適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なく、その申請に係る書類を添附して、その旨を農林大臣に進達しなければならない。

（國営土地改良事業計画及び都道府縣営土地改良事業計画）

第八十七條　農林大臣が前條第三項の規定による進達があつた場合においてその進達に係る事項を相当と認めるとき、又は都道府縣知事が同條第一項の規定により適当とする旨の決定をしたときは、農林大臣又は都道府縣知事は、それぞれ、その進達又は決定に係る國営土地改良事業又は都道府縣営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を定めなければならない。

2　前項の場合には、第八條第二項及び第三項の規定を準用する。

3　農林大臣又は都道府縣知事は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。

4　当該事業の利害関係人は、当該土地改良事業計画に対して異議があるときは、それぞれ、農林大臣又は都道府縣知事にこれを申し立てることができる。但し、前項に規定する縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

5　農林大臣又は都道府縣知事は、前項の規定による申立を受けたときは、第三項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

6　國又は都道府縣は、第四項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて前項の規定による決定があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。

7　農林大臣又は都道府縣知事は、前條の規定による進達又は決定がない場合においても、自作農創設特別措置法第四十一條第一項に掲げる土地についての第二條第二項第三号に掲げる事業又は同項第四号に掲げる事業を行うため、國営土地改良事業又は都道府縣営土地改良事業の計画を定めることができる。この場合には、第三項から前項までの規定は適用しない。

8　前項の規定は、同項に規定する土地であつて、その土地につき耕作すべき者が賣渡を受け、若しくは定住したもの又は耕作が開始されているものについては、適用しない。

（急施の場合）

第八十八條　災害のため急速に第二條第二項第五号に掲げる土地改良事業を行う必要がある場合には、國又は都道府縣は、前條の規定にかかわらず、應急工事計画を定めてその事業の工事に着手することができる。

（工事の委任）

第八十九條　農林大臣は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の工事の一部を都道府縣知事に行わせることができる。

（國営事業の負担金）

第九十條　國は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域内に包括する都道府縣に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の都道府縣は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものから、その者の受ける利益を限度として、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3　前項に掲げる者が國営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、都道府縣は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

4　前二項の場合において、第八十七條第七項又は第八十八條の規定による國営土地改良事業に係る負担金の徴収については、都道府縣は、その徴収を受けるべき者の同意を得なければならない。

5　第二項又は第三項の処分を受けた者は、その処分について異議があるときは、前項に規定する場合を除いて、都道府縣知事にこれを申し立てることができる。但し、その処分を受けた日から

二十日を経過したときは、この限りでない。

6　第二項及び第三項の負担金は、第八十七條第七項又は第八十八條の規定による國営土地改良事業に係るものを除いて、地方税の滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。但し、先取特権の順位は、府縣税に次ぐものとする。

（都道府縣営土地改良事業の分担金）

第九十一條　都道府縣は、政令の定めるところにより、都道府縣営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものから、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十七條の分担金を徴収することができる。この場合には、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

（権利関係の調整）

第九十二條　國営土地改良事業又は都道府縣営土地改良事業を行つた場合には、第五十九條、第六十二條及び第六十五條の規定を準用する。この場合において、第六十二條第一項中「組合員」とあるのは、「第九十條第二項の負担金又は第九十一條の分担金を負担した者（第九十條第三項又は第九十一條後段の規定により徴収される金銭に充てるため土地改良区が第三十六條第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。）」と読み替える。

（かんがい排水施設等の國又は都道府縣への移管）

第九十三條　國は、土地改良区その他の者が、省令の定めるところにより、その所有し、又は管理するかんがい排水施設を國におい

て管理すべきことを申し出た場合において、その申出を相当と認めるときは、その施設を管理することができる。

2　都道府縣は、土地改良区その他の者が、省令の定めるところにより、その所有し、又は管理するかんがい排水施設又は埋立地若しくは干拓地の堤を都道府縣において管理すべきことを申し出た場合において、その申出を相当と認めるときは、その施設又は堤を管理することができる。

（國有土地物件の管理及び処分）

第九十四條　左に掲げるものであつて普通財産であるものは、農林大臣が管理し、又は処分する。

一　國営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利

二　第百二十條の規定により收用し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

三　國有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

2　農林大臣は、前項各号に掲げるものを、都道府縣、市町村又は土地改良区その他農林大臣の指定する者に管理させることができる。

3　第一項各号に掲げるものの管理又は処分及び前項の規定による管理の委託について必要な事項は、政令で定める。

第三節　農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良事業

（事業の開始等）

第九十五條　農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が土地改良事業を行おうとする場合、又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、規約及び土地改良事業の計画の概要を定め、その事業についての予備審査を都道府縣知事に申請しなければならない。

2　農業協同組合又は農業協同組合連合会は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、規約及び土地改良事業の計画の概要につき総会の議決を経、且つ、その計画に係る土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3　第一項の場合には、第六條から第九條まで及び第十條第一項の規定を準用する。

4　都道府縣知事は、前項において準用する第十條第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

5　前項の認可のあつた規約若しくは土地改良事業計画を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、前四項及び第四十八條第六項の規定を準用する。

6　規約若しくは土地改良事業計画の決定若しくは変更又は土地改良事業の廃止は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該農業協同組合の組合員及び第二項の同意をした者を除く。）に対抗することができない。

（土地改良区に関する規定の準用）

第九十六條　前條の規定により行う土地改良事業には、第四十六條、第四十七條、第五十條、第五十一條、第五十二條第一項から第三項まで及び第六項から第八項まで、第五十三條から第五十五條まで並びに第五十七條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「土地改良区」とあるのは、「農業協同組合、農業協同組合連合会又は数人共同して土地改良事業を行う者」と、第五十二條第三項中「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者で組織する会議の議決を経なければならない。」とあるのは、「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。」と読み替える。

第三章　市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合の行う交換分合

（市町村農地委員会の交換分合計画の決定手続）

第九十七條　権原に基き耕作の業務を営む者二人以上が、省令の定めるところにより、これらの者が耕作の目的に供している農地を含む一定の農地を定め、その農地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者の二分の一以上の同意を得てその一定の農地に関し第二條第二項第六号に掲げる事業（以下「交換分合」という。）を行うべきことを請求した場合において、その農地が一市町村の区域内にある場合にあつては当該市町村の農地委員会が、その農地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係市町村の農地委員会がその協議により、省令の定めるところにより、交換分合を行うべき農地及び交換分合計画の概要を公告し、その農地について前項に掲げる権利を有する者の二分の一以上の同意を得て、その農地につき交換分合計画を定めることができる。

3　前二項の規定により市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会が交換分合計画を定めるには、その交換分合計画により交換分合すべき農地についての第一項に掲げる権利を有する者の三分の二以上の同意がなければならない。

4　前項の場合において、当該農地の全部又は一部が土地改良区の地区内にあるときは、その土地改良区の意見をきかなければならない。

5　市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会が、第一項の規定による申請を受けた日から六箇月以内に、その請求のあつた交換

分合を行うため交換分合計画を定めない場合には、その請求をした者は、その期間経過後六十日以内に、都道府縣農地委員会に対して、その市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会にその交換分合計画を定めるよう指示すべき旨を請求することができる。

6　都道府縣農地委員会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その請求のあつた農地の全部又は一部に関し交換分合計画を定めることを不相当と認めるときを除いて、その請求を受けた日から三十日以内に前項の規定による指示をしなければならない。

第九十八條　市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、前項の規定により交換分合計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、六十日間交換分合計画書を縦覧に供しなければならない。

2　市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、前項の規定による公告をしたときは、当該交換分合計画により交換分合すべき農地についての所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者（その農地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

3　前項に掲げる権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会に対してこれを申し立てることができる。但し、第一項に規定する縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

4　市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、前項の規定による申立を受けたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

5　前項の規定による決定に対して不服がある申立人は、都道府縣農地委員会に訴願をすることができる。但し、その決定後十日を経過したときは、この限りでない。

6　都道府縣農地委員会は、前項の訴願を受理したときは、同項但書に規定する期間満了後六十日以内にこれを裁決しなければならない。

7　第三項の異議の申立がないとき、異議の申立があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、且つ、第五項の訴願の提起がなかつたとき、又は訴願の提起があつた場合においてそのすべてについて前項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、遅滞なく当該交換分合計画について都道府縣農地委員会の認可を受けなければならない。

8　都道府縣農地委員会は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

9　第一項、第二項又は第四項の場合において、関係市町村農地委員会が公告、縦覧又は通知をするには、そのすべてがこれを行わなければならず、異議の決定をするには、そのすべてが協議してこれをしなければならない。

（土地改良区の交換分合計画の決定手続）

第九十九條　土地改良区は、交換分合を行おうとする場合には、交

換分合計画を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

2　前項の規定により交換分合計画を定める場合には、第五十二條第三項から第五項までの規定を準用する。

3　第一項の認可を申請するには、その申請書に関係市町村農地委員会の同意書を添附しなければならない。但し、同意を求めた日から六十日以内にその同意が得られない場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。

4　前項但書の場合において、第一項の認可をしようとするときは、都道府縣知事は、関係市町村農地委員会の意見をきかなければならない。

5　都道府縣知事は、第一項の認可の申請を相当と認める場合には、遅滞なく申請の旨を公告し、且つ、六十日間交換分合計画書の写を縦覧に供しなければならない。

6　前項の規定による公告があつたときは、当該交換分合計画により交換分合すべき農地についての前條第二項に掲げる権利を有する者（その農地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

7　前項の権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、都道府縣知事にこれを申し立てることができる。但し、第五項に規定する縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

8　都道府縣知事は、前項の規定による申立を受けたときは、第一項の縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

9　都道府縣知事は、前項の規定による決定をするには、都道府縣農地委員会の意見をきかなければならない。

10　都道府縣知事は、第七項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて第八項の規定による決定があつたときでなければ、第一項の認可をすることができない。

11　都道府縣知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（農業協同組合の交換分合計画の決定手続）

第百條　農業協同組合は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合すべき農地について第九十七條第一項に掲げる権利を有する者の同意を得て、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

2　前項の場合には、前條第三項から第十一項までの規定を準用する。

（交換分合計画の定め方）

第百一條　交換分合計画は、耕作者の農業経営の合理化に資するように定めなければならない。

2　処分の制限がある農地であつて省令で定めるもの及び地上権、永小作権又は賃借権が設定された農地であつて当該権利が差押、仮差押又は仮処分の目的となつているものに関しては、交換分合

計画を定めることができない。

第百二條　農地の所有権についての交換分合については、交換分合計画において、交換分合により所有者が取得すべき農地及び失うべき農地並びに所有権の移転の時期を定めなければならない。

2　前項の場合において、所有者の取得すべきすべての農地と失うべきすべての農地とは、地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を、省令の定めるところにより、総合的に勘案して、おおむね同等でなければならない。但し、その者の同意を得た場合には、この限りでない。

3　第一項の場合には、所有者が取得すべきすべての農地は、その地積及び価格において、その者が失うべきすべての農地に比べて二割以上の増減があつてはならない。但し、その者の同意を得た場合には、この限りでない。

4　第二項の場合において、所有者が取得すべき農地と失うべき農地とが地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等により相殺することができない部分がある場合には、金銭による清算をするものとし、その額並びに支拂の方法及び時期を定めなければならない。

第百三條　前條第一項の場合において、所有者が失うべき農地につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、これらの権利に代るべき先取特権、質権又は抵当権を設定すべき農地並びにこれらの権利の設定の時期及び存続期間その他の條件を定めなければならない。

2　前項の場合には、当該権利を設定すべき農地は、所有者が所有

し、又は取得すべき農地であつて、その價格がその設定すべき権利に照應する現在の権利の目的となつている農地の價格と同等以上のものでなければならない。

3　第一項の場合において、当該所有者が前條第四項の規定による清算金を取得すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該権利を設定すべき農地は、その清算金の限度内において、その設定すべき権利に照應する現在の権利の目的となつている農地の價格より低い價格の農地でよい。この場合には、これらの價格の差額に相当する現在の権利の及ぶべき清算金の額を定めなければならない。

4　第一項の場合には、設定すべき権利の存続期間は、その権利に照應する現在の権利の残存期間とし、その他の條件は、現在の権利の條件によらなければならない。

第百四條　第百二條第一項の場合において、所有者が失うべき農地につき地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利があるときは、これらの権利に代るべき地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利を設定すべき農地並びにこれらの権利の設定の時期及び存続期間、対價その他の條件を定めなければならない。

2　前項の場合には、第百二條第二項から第四項まで及び前條の規定を準用する。

第百五條　第百二條第一項の場合において、当該交換分合により地役権を設定する必要があると認められるときは、その地役

定すべき土地、地役権者並びにその地役権の設定の時期及び地役権の目的その他の條件を定め、現に地役権を有する者がその権利を行使する利益を受ける必要がなくなると認められるときは、その権利及び消滅の時期を定めなければならない。

（交換分合の効果）

第百六條　第九十八條第八項又は第九十九條第十一項（第百條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告があつたときは、その公告があつた交換分合計画の定めるところにより、所有権が移轉し、先取特権、質権、抵当権、地上権、永小作権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、又は地役権が設定され、若しくは消滅する。

2　前項の規定により先取特権、質権、抵当権、地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利が設定された場合には、これに照應する従前の権利は、これらの権利の設定された時において消滅する。但し、第百三條第三項（第百四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により先取特権、質権又は抵当権の及ぶべき額を定めた場合には、これらの権利は、この額の清算金については、なお存続するものとする。

（所有権以外の権利についての交換分合）

第百七條　農地の地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利についての交換分合には、第百二條から前條までの規定を準用する。

（清算金）

第百八條　第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつたときは、市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支拂わなければならない。

2　前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。

3　市町村農地委員会は、市町村又は農業協同組合に対し、政令の定めるところにより、前二項の規定による清算金の支拂及び徴収を委任することができる。

（農地の形質変更等の禁止）

第百九條　第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつた後は、その公告があつた交換分合計画において定める農地につき所有権その他の権利を有する者は、交換分合に支障を及ぼすおそれのない場合を除いて、都道府縣知事の許可を受けなければ、その農地の形質を変更してはならない。

（自作農創設特別措置法の先買権の特例）

第百十條　自作農創設特別措置法第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定は、交換分合計画の定めるところにより農地の所有権を移轉する場合には、適用しない。

2　交換分合計画の定めるところにより自作農創設特別措置法第十六條又は同法第四十一條の規定により賣渡があつた農地の所有権

を取得した者は、同法第二十八條第一項に規定する「農地の所有権を承継した者」(同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)でないものとみなす。

3　交換分合計画の定めるところにより農地の所有権を移轉する者が、自作農創設特別措置法第十六條又は同法第四十一條の規定によりその農地の賣渡を受けた者又はその者からその農地の所有権を承継した者である場合には、その者がその交換分合計画の定めるところにより取得すべき農地で同法第十六條又は第四十一條の規定により賣渡を受けた農地に照應するものとして市町村農地委員会が指定するものにつき、その取得の時期に同法第二十八條第三項(同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)の規定による賣渡があつたものとみなす。

(農地以外の土地等の権利についての交換分合)

第百十一條　第九十七條から前條までの規定は、農地の集團化に伴つて行う農地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合について準用する。

第四章　補則

(書類の送付に代る公告)

第百十二條　住所又は居所が知れない場合その他書類の送付をすることができない場合において、行政廳又は土地改良区がその送付に代えて公告をしたときは、その公告があつた日に書類を発送したものとみなし、その公告があつた日から十日を経過したときに相手方に到達したものとみなす。

(処分等の行為の承継人に対する効力)

第百十三條　この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分、手続その他の行為は、土地改良事業に関係がある土地、物件又は権利につき所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

(分合筆手続の代行)

第百十四條　土地改良事業を行う者は、その事業を行うため土地を分筆し、又は合筆する必要がある場合には、その土地の所有者に代つて土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第二十六條に規定する手続をすることができる。

(登記の特例)

第百十五條　土地改良事業の施行に係る地域内にある不動産の登記については、政令で特例を定めることができる。

(他の登記の停止)

第百十六條　第五十二條第八項(第九十六條において準用する場合を含む。以下本條及び第百三十一條において同じ。)の規定による公告があつた後は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に関しては、その土地改良事業による登記をした後でなければ他の登記をすることができない。但し、登記の申請人が確定日附のある書類により同項の規定による公告前に登記原因の生じたことを証明した場合には、この限りでない。

(施行に係る地域を数区に分けた場合)

第百十七條　土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、その各〻の区及びその区に係る土地改良事業は、第四十六條、第五十一條、第五十二條及び第五十五條(第九十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の適用については、それぞれ、土地改良事業の施行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)

第百十八條　左に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一　國若しくは都道府縣の職員

二　土地改良区の役職員

三　都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の委員又はこれらの委員会の事務に従事する者

四　第五條、第七條又は第八十五條の規定による申請をしようとする者

2　前項第四号の者が同項の行爲をするには、あらかじめ当該土地の所在地の市町村長の許可を受けなければならない。

3　第一項の場合には、同項第一号から第三号までの者はその身分を示す証票を、同項第四号の者は前項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4　第一項の場合には、同項第一号の國若しくは都道府縣、第二号の土地改良区、第三号の都道府縣農地委員会若しくは市町村農地委員会又は第四号の者は、同項に掲げる行爲によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5　第一項第一号から第三号までの者は、当該事業の施行に係る地域を管轄する登記所、漁業免許に関する登録の所管廳、土地台帳若しくは家屋台帳の所管廳又は市町村の事務所につき、無償でその事業に関し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本の交付を求めることができる。

(障害物の移轉等)

第百十九條　國、都道府縣又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移轉し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(土地等の收用又は使用)

第百二十條　國、都道府縣又は土地改良区は、土地改良事業の施行に伴い用排水機又は地下水源の利用に関する設備を設置するために必要な地を土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)の規定により收用し、又は使用することができる。

2　前項の規定は、土地の所有権及び担保権以外の権利、土地に定着する物件又はこれに関する権利、土石砂れき又は水の使用に関する権利の收用又は使用に準用する。

（急迫の際の使用等）

第百二十一條　國、都道府縣又は土地改良区は、その管理するかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設（土地改良事業の工事中に係るものを含む。）の風雪、出水又は高潮若しくは土砂の崩かいによる急迫の災害を防ぐため必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又はその土石竹木その他の現品を使用し、若しくは收用することができる。但し、時價よりその損失の全額を補償しなければならない。

（損失補償）

第百二十二條　土地改良事業を行う者は、その事業の利害関係人がその事業によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2　第十條第三項、第四十八條第七項、第八十七條第三項、第九十五條第四項（同條第五項において準用する場合を含む。）、第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を附加増置した場合には、これについての損失は、補償しなくてもよい。但し、都道府縣知事の許可を受けてこれらの行爲をした場合には、この限りでない。

3　土地改良区の組合員は、第六十一條第三項及び第百十八條から前條までに規定する場合を除いては、その土地改良区の行う事業によつて受けた損失の補償を請求することができない。但し、規約に特別の定がある場合には、この限りでない。

（補償金等の供託）

第百二十三條　土地改良事業を行う者は、換地計画若しくは交換分合計画に定める清算金又は第百十九條若しくは前條の規定による補償金を支拂う場合において、当該土地、物件又は権利につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、その補償金又は清算金を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する者から供託をしなくてもよい旨の申出があつた場合には、この限りでない。

2　前項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金又は清算金に対して、その権利を行うことができる。

（数都府縣にわたる事項の処理）

第百二十四條　土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の都府縣にわたる場合には、この法律において都道府縣知事の権限に属させた事項は、第八十五條及び第八十六條に規定するものを除いて、農林大臣が処理する。

（特別区等に対する規定の適用）

第百二十五條　この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつて特別区又は特別区の区長に、地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は從場事務組合のある地にあつては組合の管理者に、市町村農地委員会に関する規定は、地区農地委員会の設けられている市町村の地区にあつては地区農地委員会に適用する。

（補助金の交付及び被補助者に対する監督）

第百二十六條　國は、その予算の範囲内において、農地の改良、開発、保全又は集團化を行う者に対して補助金を交付することができる。

2　前項の補助金の交付を受けようとする者は、省令の定めるところにより、補助金の交付申請書を事業計画書、事業予算書その他必要な書類とともに農林大臣に提出しなければならない。

3　農林大臣は、前項の提出書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

第百二十七條　農林大臣は、前條の規定による補助金の交付の目的を最もよく達成するため、補助金の交付を受ける者に対して、当該事業の施行に関し必要な指示を行い、当該事業の目的たる施設を検査し、報告書の提出を命じ、その他必要な処分をすることができる。

2　農林大臣は、前項に規定する者が補助金の交付の目的を達成し得ないと認められる場合には、その者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

3　返還すべき補助金は、地方公共團体が返還するものを除いて、國税滯納処分の例によつて徴収することができる。但し、先取特権の順位は、國税に次ぐものとする。

第百二十八條　農林大臣は、都道府縣に対するものを除いて、政令の定めるところにより、前二條の規定による権限の一部を都道府縣知事に行わせることができる。

第百二十九條　前三條に規定するものの外、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（異議の申立に関する期間の計算等）

第百三十條　この法律の規定による異議の申立の期間の計算をする場合には、郵便物の輸送に要した日数は、期間に算入しない。

2　異議の申立は、期間が経過した後においても、容認すべき事由があると認めるときは、なお受理することができる。

3　異議の申立又は裁定の申請に対する決定又は裁定は、文書をもつてし、その理由を附してこれを当事者に交付しなければならない。

（権利変動の通知）

第百三十一條　第五十二條第八項の規定による公告前において土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき権利の設定、移轉、変更若しくは消滅又は処分の制限があつたときは、その当事者は、遅滞なくその旨をその土地改良事業を行う者に通知しなければならない。

第五章　監督

（報告の徴取）

第百三十二條　農林大臣又は都道府縣知事は、土地改良区又は第九十五條の規定により数人共同して土地改良事業を行う者に法令、

法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴することができる。

（業務状況の檢査）

第百三十三條　土地改良区の組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、その土地改良区の事業又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑があることを理由として檢査を請求した場合には、都道府縣知事は、その土地改良区の事業又は会計の狀況を檢査しなければならない。

2　農林大臣又は都道府縣知事は、土地改良区又は第九十五條の規定により数人共同して土地改良事業を行う者の事業又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認める場合には、何時でも、その業務又は会計の情況を檢査することができる。

（違反行爲に対する措置）

第百三十四條　農林大臣又は都道府縣知事は、前條の規定による檢査を行つた場合において、当該土地改良区又は数人共同して土地改良事業を行う者の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

（解散を命ずる裁判）

第百三十五條　土地改良区が第十五條に規定する事業以外の事業を行つたときは、裁判所は、農林大臣又は都道府縣知事の申立により、その土地改良区の解散を命ずることができる。

2　前項の規定による事件は、当該土地改良区の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3　第一項の場合における手続については、最高裁判所の定めるところによる。

（決議、選挙等の取消等）

第百三十六條　土地改良区の組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会、総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは議員の選挙の方法が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由としてその議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、都道府縣知事は、その違反の事実があると認めるときは、その決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2　前項の規定は、第四十八條第二項及び第五十二條第三項（第九十六條、第九十九條第二項及び第百十一條において準用する場合を含む。）の会議に準用する。

第六章　罰則

第百三十七條　第百九條（第百十一條において準用する場合を含む。）

の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百三十八條　左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第百十八條第一項の規定により國又は都道府縣の職員が行う測量又は檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第百十九條の規定により國又は都道府縣の職員が行う移轉、除去又は取りこわしを拒み、妨げ、又は忌避した者

三　第百二十七條第一項又は第百三十三條の規定による檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第百二十七條第一項又は第百三十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百三十九條　土地改良事業の施行に関して設けた標識を移轉し、汚損し、き損し、又は除去した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百四十條　土地改良区の役員若しくは総代又は土地改良区連合の役員若しくは議員が、その職務に関して賄ろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行爲をし、又は相当の行爲をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2　前項に掲げる役員、総代又は議員であつた者がその在職中に請託をうけて職務上不正な行爲をし、又は相当の行爲をしなかつたことに関し賄ろを收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3　第一項に掲げる役員、総代又は議員がその職務に関し請託を受けて第三者に賄ろを供與させ、又はその供與を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4　犯人又は情を知つた第三者の收受した賄ろは、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その價額を追徴する。

第百四十一條　前條第一項から第三項までに掲げる者に対して賄ろを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2　前條の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第百四十二條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第百三十七條及び第百三十八條に規定する違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金を科する。

第百四十三條　左の場合においては、土地改良区又は土地改良区連合の理事若しくは監事又は清算人を三万円以下の過料に処する。

一　第十五條に規定する事業以外の事業を営んだとき。

二　第四十一條第一項の規定に違反したとき。

三　第六十九條又は第七十一條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四　第七十條の規定に違反して土地改良区の残余財産を分配した

とき。

五　第七十六條において準用する民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき。

六　この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第百四十四條　左の場合においては、土地改良区又は土地改良区連合の理事若しくは監事又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一　第二十條の規定に違反したとき。

二　第二十五條第一項、第二十六條又は第二十七條の規定に違反したとき。

三　第二十九條第一項の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は同條第二項の規定による省令に違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四　第二十九條第三項の規定に違反して書簿の閲覧を拒んだとき。

五　第百三十四條の規定による命令に違反したとき。

第百四十五條　第十四條第二項又は第七十八條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める。

参照

○自作農創設特別措置法（昭和二十一年十月二十一日法律第四十三号）

第十六條（第一項）　政府は、第三條の規定により買収した農地及び政府の所有に属する農地で命令で定めるものを、命令の定めるところにより、その買収の時期において当該農地に就き耕作の業務を営む小作農その他命令で定める者で、自作農として農業に精進する見込のあるものに売り渡す。

同條（第二項）　政府は、特別の事情があるときは、前項に掲げる農地を省令で定める團体に売り渡すことができる。

同條（第三項）　前項の規定による売り渡を受けた團体が行ふ農地の管理又は売渡に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第二十八條（第一項）　第十六條の規定による農地の売渡を受けた者若しくはその者から当該農地の所有権を承継した者が当該農地に就いての自作をやめようとするとき、又は同條第二項の省令で定める團体が同條第三項の省令に違反したときは、政府は、命令の定めるところにより、その者に対して当該農地を買ひ取るべきことを申し入れなければならない。

同條（第二項）　前項の申入があつたときは、その時にその申入において定めた條件によつて当該農地の売買が成立する。この場合における当該農地の対価には、第六條第三項及び第十四條の規定を準用する。

同條（第三項）　政府は、第一項の規定による買取により農地を取得したときは、命令で定める場合を除いて、遅滞なく自作農として農業に精進する見込のある者に当該土地を売り渡さなければならない。

同條（第四項）　前項の規定による売渡については、第十條、第十六條第二項、第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至前條の規定を準用する。この場合において、第十七條中「前條」とあるのは、「第二十八條第三項」と読み替へるものとする。

同條（第五項）　第三項の規定により売り渡した農地については、前四項の規定を準用する。

第四十一條（第一項）　政府は、左に掲げるものを農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に売り渡し、又は賃貸することができる。

一　第三十條、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む。）、第三十六條又は第四十條の二の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

二　政府の所有に属する牧野若しくは水の使用に関する権利で、政令の定めるところにより、農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に売り渡すべきものと決定されたもの

三　政府の所有に属する土地物件で、政令の定めるところにより、農地の開発又は開発後における土地の利用に供すべきものと決定されたもの

四　公有水面埋立法により主務大臣が造成した埋立地

同條（第二項）　前項の規定による売渡又は賃貸については、第十七條、第十八條第一項乃至第三項、第五項、第二十條、第二十一條及び第二十六條の二の規定を準用する。この場合において、第十七條中「前條」とあるのは「第四十一條第一項」と、「同條」とあるのは、「同項」と読み替へるものとし、市町村農地委員会の定めた未墾地買収計画又は牧野買収計画により買収した土地を売り渡し、又は賃貸する場合を除いては、第十七條及び第十八條第一項並びに同條第五項において準用する第八條中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と、「都道府縣農地委員会の承認」とあるのは、「都道府縣知事の認可」と読み替へるものとする。

同條（第三項）　市町村農地委員会が定めた牧野買収計画による買収した牧野を第一項の規定により売り渡す場合には、前項において準用する規定の外第十條、第十八條第四項及び第十九條の規定を準用する。

同條（第四項）　第一項の規定により同項に規定する土地を売り渡す場合には、前二項において準用する規定の外、第二十六條、第二十七條及び第二十八條第一項乃至第三項、第四項本文、第五項の規定を準用する。この場合において、第二十八條第三項中「自作農として農業に精進する見込のある者」とあるのは、「第四十一條第一項に規定する者」と、同條第四項中「第十條、第

十六條第二項、第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至前條」とあるのは、「第四十一條第二項、第三項」と讀み替へるものとする。

同條(第五項)　第一項の規定により牧野を賣り渡す場合には、前三項において準用する規定の外、第二十二條の規定を準用する。この場合において、同條第一項及び第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二号に掲げる牧野」と、第二十二條第二項中「第六條第二項」とあるのは「第四十條の四第四項」と讀み替へるものとする。

同條(第六項)　第一項の規定により賣り渡した土地については、土地台帳法第十八條の規定は、これを適用しない。

第四十一條の二(第一項)　政府は、前條第一項の処分をするまで、同項に規定する者の申出により同項第一号、第三号又は第四号に掲げるものを都道府縣知事の定める條件によりその者に使用させることができる。

○民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九號）

第四十四條(第一項)　法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第五十條　法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第五十四條　理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五十五條　理事ハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限リ特定ノ行爲ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

第六十六條　社團法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ爲ス場合ニ於テハ其社員ハ表決權ヲ有セス

第七十三條　解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尚ホ存續スルモノト看做ス

第七十四條　法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若クハ寄附行爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

第七十五條　前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十六條　重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十八條　清算人ノ職務左ノ如シ

一　現務ノ結了

二　債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟

三　殘餘財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第七十九條　清算人ハ其就職ノ日ヨリ二ケ月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二ケ月ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債權ハ清算ヨリ除斥セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債權者ヲ除斥スルコトヲ得ス

清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス

第八十條　前條ノ期間後ニ申出テタル債權者ハ法人ノ債務完濟ノ後未タ歸屬權利者ニ引渡ササル財産ニ對シテノミ請求ヲ爲スコトヲ得

第八十二條　法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル檢査ヲ爲スコトヲ得

第八十三條　清算カ結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

○非訟事件手續法（明治三十一年六月二十一日法律第十四號）

第三十五條(第二項)　法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ其主タル事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三十六條　裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ必要ナル檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十七條ノ二　第百二十九條ノ三及ヒ第百二十九條ノ四ノ規定ハ裁判所カ法人ノ清算人又ハ第三十六條ノ規定ニ依リ檢査ヲ爲スヘキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ二十五(第二項)　裁判所ハ會社ノ業務ヲ監督スル官廳ニ對シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

同條(第三項)　前項ノ官廳ハ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第百三十六條　合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社及ヒ有限會社ノ清算ニ關スル事件ハ會社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス銀行又ハ無盡業若ハ無盡管理業ヲ營ム會社ノ清算ノ監督亦同シ

第百三十七條　清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

裁判所カ銀行又ハ無盡業若ハ無盡管理業ヲ營ム會社ノ清算ノ監督ニ付キ爲シタル命令ニ對シ亦同シ

第百三十八條　左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

一　未成年者

二　禁治産者及ヒ準禁治産者

三　剝奪公權者及ヒ停止公權者

四　裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人

五　破産者

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七號）

第百五十五條(第二項)　政令で指定する市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、條例でその区域を分けて区を設け、

区の事務所を置くものとする。

第二百十七條　普通地方公共團體は、分担金を徴收することができる。

分担金は、政令の定めるところにより、数人若しくは普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは営造物又は普通地方公共團體の一部に対し利益のある事件に関し、特に利益を受ける者からこれを徴收する。

分担金を徴收する條例は、普通地方公共團體の議会又はその常任委員会において予め公聽会を開き、眞に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聽かなければ、これを設け又は改正することができない。

前項の公聽会を開く場合においては、その開催の日前二十日までに、開催の日時、場所及び案件を適当な方法で公表しなければならない。新聞紙で公表する場合においては、その日から七日目ごとに、また、同様公表しなければならない。

○土地台帳法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十一号）

第二十六條　分筆又は合筆をしようとするときは、土地所有者は、これを政府に申告しなければならない。

◎土地改良法施行法

（昭和二十四年六月六日公布法律第百九十六号）
（昭和二十四年八月四日施行）
（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵・農林・建設大臣署名）

土地改良法施行法

（耕地整理法の廃止）

第一條　耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）は、廃止する。

（現存の耕地整理等）

第二條　耕地整理法第三條第一項の認可を得て開始し、この法律施行の際現に施行中の耕地整理（耕地整理完了後に必要なすべての手続を含む。以下この項において同じ。）並びに同法第五十條又は第八十一條ノ二の規定により設立され、この法律施行の際現に存する耕地整理組合又は耕地整理組合れん合会及びその行う耕地整理については、同法（同法に基く命令を含む。）の規定は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

2　前項に規定する耕地整理組合又は耕地整理組合れん合会でこの法律施行の日から起算して三年を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

（現存の耕地整理年期等）

第三條　この法律施行の際現に耕地整理年期を有する土地及び前條第一項に規定する耕地整理を施行した土地の耕地整理年期の取扱については、なお従前の例による。この法律施行の際現に存する特別法人税法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第二十九号）附則第十四條第三項に規定する配当金の取扱についても、また同様とする。

（この法律施行前の行爲に対する耕地整理法の適用等）

第四條　この法律施行前（第二條第一項に規定する耕地整理又は耕

地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会については、同項の規定により効力を有する耕地整理法の失効前。以下本條において同じ。）にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後（第二條第一項に規定する耕地整理又は耕地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会については、同項の規定により効力を有する耕地整理法の失効後）でも、耕地整理法の規定は、なおその効力を有する。この法律施行前にした行爲に対する異議の申立、訴願、訴訟又は耕地整理法第八十七條の規定による補償金額決定の請求について、及び他の法令において準用される範囲内においても、また同様とする。

（耕地整理組合の土地改良区への組織変更）

第五條　耕地整理組合の土地改良区への組織変更は、その組合員の三分の二以上がその地区内にある土地につき土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三條に規定する資格を有する者であるものは、第二條第二項に規定する期間内に、その組織を変更して土地改良区となることができる。

2　耕地整理組合は、前項の規定により土地改良区となるには、省令の定めるところにより、規約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区となるのに必要な行爲をして、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

3　前項の規定により定款及び土地改良事業計画を定めるには、総会の議決を経なければならない。この場合において、その議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4　前項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該定款及び土地改良事業計画を公告して、当該耕地整理組合の地区内にある土地につき土地改良法第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

5　都道府縣知事は、第二項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

6　第二項の認可があつたときは、当該耕地整理組合は、その地区を地区とする土地改良区となるものとする。但し、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（その認可の際における耕地整理組合の組合員及び第四項の同意をした者を除く。）に対抗することができない。

7　耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者がその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部について土地改良法第三條に規定する資格を有しない場合には、その者及び当該土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその耕地整理組合の事業に関する権利義務につき必要な決済をしなければならない。

8　耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者は、その耕地整理組合が土地改良区になる前に生じたその耕地整理組合の債務については、耕地整理組合法第八十一條の規定による責任を免かれることができない。

9　前項の責任は、第六項の規定による公告があつた後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

10　耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつたときは、その土地改良区は、組合員でその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部につき耕地整理組合の組合員たる資格を有しなかつたものに対し、その全部又は一部の土地については、その耕地整理組合の事業に要した経費に充てるための金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができない。

11　耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつたときは、その土地改良区は、前項に掲げる組合員から定款の定めるところにより、その者がその全部又は一部の土地につきその土地改良区の管理する施設により受けるに至つた利益に相当する金額をこえない額の金銭を徴収することができる。この場合には、土地改良法第三十八條の規定を準用する。

（耕地整理組合ゐん合会の土地改良区連合への組織変更）

第六條　耕地整理組合ゐん合会の土地改良区連合への組織変更）耕地整理組合ゐん合会は、そのすべての所属組合が前條の規定により土地改良区となる場合には、第二條第二項に規定する期間内にその組織を変更して土地改良区連合となることができる。

2　耕地整理組合ゐん合会は、前項の規定により土地改良区連合となるには、省令の定めるところにより、所属組合の協議によつて、規約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、

その他土地改良区連合となるのに必要な行爲をして、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

3　第二項の認可及び当該各所属組合に対する前條第二項の認可は、同時にしなければならない。

4　第二項の認可があつた場合には、前條第五項及び第六項の規定を準用する。

（北海道土功組合法の廃止）

第七條　北海道土功組合法（明治三十五年法律第十二号）は、廃止する。

2　北海道土功組合については、第二條、第四條及び第五條（第五條第三項後段を除く。）の規定を準用する。

3　北海道土功組合は、前項において準用する第二條第二項の規定により解散したときは、清算をしなければならない。

4　北海道土功組合は、前項の規定による清算の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

（水利組合法の一部改正）

第八條　水利組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水害予防組合法

「水利組合」を「水害予防組合」に、「水利組合聯合」を「水害予防組合聯合」に改める。

「府縣知事」を「都道府縣知事」に、「府縣吏員」を「都道府縣吏員」に改める。

「監督官廳」を「監督行政廳」に、「第一次監督官廳」を「第一次監督行政廳」に改める。

「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「水利土功」を「堤防水閘門等ノ保護ニ依ル水害防禦」に改め、「府縣其ノ他ノ」を削る。

第四條から第七條までを次のように改める。

第四條乃至**第七條**　削除

第九條を次のように改める。

第九條　削除

第十條第一項中但書を削る。

第十三條第一項を削る。

第十四條第一項中「前條第二項」を「前條」に改める。

第十五條第一項中「普通水利組合ニ在リテハ組合会ノ議決又ハ協議ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ得テ之ヲ行ヒ水害予防組合ニ在リテハ」を削り、同條第二項但書中「水害予防組合ニ於テ」を削り、同條第四項及び第五項を削る。

第二十條第五項を削る。

第二十一條第三項中「訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルヲ」を「訴願スル」に改め、同條第四項中「第二十條第六項」を「前條第五項」に改める。

第二十三條第二項第五号中「加入金」を削る。

第三十條中「及普通水利組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更」を削る。

第三十一條中「市制町村制ノ」を「地方自治法中市町村ニ関スル」に改める。

第三十三條第一項中「官吏」を「都道府縣吏員」に改める。

第三十四條第一項中「官吏管理者タル場合」を「都道府縣吏員管理者タル場合」に改め、「官吏又ハ」を削る。

第三十七條第二項第五号中「加入金」を削る。

第三十九條第三項及び第四十一條第二項中「及訴訟」を削る。

第四十四條第一項中「官吏又ハ」を「都道府縣吏員又ハ」に改め、「官吏、」を削る。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條　組合費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ第八條ニ依ル土地、家屋及工作物其ノ他ノ物件ニ付之ヲ賦課スルコトヲ得

第四十九條第二項中「水害予防組合ニ在リテハ」を「組合ハ」に改める。

第五十條第二項を次のように改める。

出水ノ爲危險アルトキニ限リ管理者警察官警察吏員又ハ監督行政廳ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合区域内ノ総居住者ヲシテ防禦ニ従事セシムルコトヲ得但シ其ノ危險ガ去リタルトキハ此ノ限ニ非ズ

第五十九條第二項中「加入金」を削り、同條第三項及び第四項中「訴願シ其ノ裁定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スル」を「訴願

スルに」に改める。

第六十七條及び第六十九條第二項中「官吏吏員」を「吏員」に改める。

第七十二條第三項中「上級監督官廳」を「上級監督行政廳」に、「下級監督官廳」を「下級監督行政廳」に改める。

第七十三條第二項を削る。

第七十六條第一項中「当該官廳」を「当該行政廳」に、同條第二項中「官吏吏員」を「吏員」に改め、同條第三項を削る。

第七十八條第四号中「加入金」を削る。

第八十條中「下級監督官廳」を「下級監督行政廳」に改める。

第八十四條中「数府縣」を「数都府縣」に、「関係府縣知事」を「関係都府縣知事」に改める。

第八十五條を次のように改める。

第八十五條　削除

（現存の水利組合等）

第九條　水利組合法の規定により設立された普通水利組合又は普通水利組合れん合については、第二條及び第四條から第六條まで並びに第七條第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、第五條第三項中「総会」とあるのは、「組合会」と、「総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二」とあるのは、「議員定数の三分の二」と読み替える。

第十條　水利組合法の規定により設立され、この法律施行の際現に存する水害予防組合でかんがい排水に関する事業を兼営するものについては、第八條の規定にかかわらず、改正前の同法第九條第一項の規定は、なおその効力を有する。

（他の法令中の水利組合に関する規定の読替）

第十一條　他の法令中「水利組合」とあるのは、政令で特別の定をする場合を除いて、「水害予防組合」と読み替える。

（農業用の施設等に関する協議請求）

第十二條　土地改良区又は土地改良区連合は、この法律施行後その事業を完了した耕地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会又は北海道土功組合、普通水利組合若しくは普通水利組合れん合に対し、省令の定めるところにより、その事業の完了の時においてこれらの者の所有し、又は管理していたかんがい排水施設、農業用道路その他の農地の保全又は利用上必要な施設でその土地改良区又は土地改良区連合の地区内にあるものの譲渡又は移管に関する協議を求めることができる。

2　前項の規定による協議をすることができないとき、又は協議がととのわないときには、都道府縣知事は、当事者又はその一方の申請により、当事者の意見をきき、当該施設を所有し、又は管理する者に対して條件を定めてその施設の譲渡又は移管を命ずることができる。

3　前項の規定による譲渡又は移管の命令があつたときは、当事者間に第一項の協議がととのつたものとみなす。

4　第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、その命令を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

5　前三項に規定するものの外、第一項の規定の施行に関し必要な事項は、省令で定める。

（公有水面埋立法の一部改正）

第十三條　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「耕地整理法」を「土地改良法」に改める。

第二十六條中「耕地整理法第十一條」を「土地改良法第五十條」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（日本勧業銀行法の一部改正）

第十四條　日本勧業銀行法（明治二十九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合会」を「土地改良法ニ依リ土地改良事業ヲ施行スル場合ニ於テ土地改良区若ハ土地改良区連合」に、「共同施行者」を「数人共同シテ土地改良事業ヲ行フ者」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（北海道拓殖銀行法の一部改正）

第十五條　北海道拓殖銀行法（明治三十二年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

土地改良法施行法

第八條第二項中「耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合会」を「土地改良法ニ依リ土地改良事業ヲ行フ場合ニ於テ土地改良区若ハ土地改良区連合」に、「共同施行者」を「数人共同シテ土地改良事業ヲ行フ者」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十六條　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條中「耕地整理組合聯合会」を「土地改良区連合」に、「耕地整理組合」を「土地改良区」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理組合及び耕地整理組合れん合会については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律の一部改正）

第十七條　社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律（昭和二十二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條及び第五條中「耕地整理法」を「土地改良法」に、「耕地整理」を「土地改良事業」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（國有財産法の一部改正）

第十八條　國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「水利組合及び北海道土功組合」を「水害予防組合及び土地改良区」に改める。

2　第九條に規定する普通水利組合及び第七條第二項に規定する北海道土功組合については、前項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

（事業者團体法の一部改正）

第十九條　事業者團体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「イ　北海道土功組合法」を「イ　旧北海道土功組合法」に、「ニ　耕地整理法」を「ニ　旧耕地整理法」に、「ハ　水利組合法（明治四十一年法律第五十号）」を「ハ　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号。旧水利組合法の規定を含む。）」に改め、「ナ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の次に「ラ　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）」を加える。

（登錄税法の一部改正）

第二十條　登錄税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第八号ノ二中「所有権ノ取得」を「所有権又ハ土地ノ賃借権ノ取得又ハ保存」に改め、同條第十六号ノ二を削り、同條第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　土地改良法ニ依ル土地改良事業ノ施行ノタメ必要ナル土地又ハ建物ニ関スル登記

（土地台帳法の一部改正）

第二十一條　土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

土地台帳法目次中「第四章　審査、訴願及び訴訟」を「第四章　審査、訴願及び訴訟　第四章の二　土地改良事業施行地域の特例」に改める。

第三十七條の次に次の一章を加える。

第四章の二　土地改良事業施行地域の特例

第三十七條の二　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定による土地改良事業（以下土地改良事業と略称する。）の施行に因る土地の異動については、第十條に規定する申告は、同法の規定により土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会又は同法第九十五條第一項に規定する共同施行者（以下土地改良事業施行者と総称する。）が行うものとする。

第三十七條の三　第十二條第一項の規定により賃貸價格を一般に定める場合においては、土地改良事業の工事着手後第三十七條の六第二項の規定による賃貸價格配賦前の土地については、当該工事着手当時における当該土地の状況を基準として第十二條第一項に規定する区域を定めなければならない。

第三十七條の四　土地改良事業の施行に因る土地の異動については、第十八條、第十九條、第二十一條第二項、第二十三條、第二十四條、第二十六條乃至第三十條及び第三十二條乃至第三十四條（同法第五十條において準用する場合を含む。）の規定により所有権の取得があつた土地については、賃貸價格を定めない。

前項の賃貸價格は、土地改良事業施行者の申告により、土地改良事業施行地域内の土地の現賃貸價格の合計額を当該地域内の各筆の土地にその仮賃貸價格に按分して配賦し、これを定める。

第三十七條の五　政府は、土地改良事業を施行した土地については、土地改良事業施行者の申告により（土地改良事業施行者の申告がないとき又は申告を不相当と認めるときは、政府の調査による。以下同じ。）、第三十七條の六第一項但書に規定する土地を除き、第十七條の例に準じ、その仮賃貸價格を定める。

政府は、仮賃貸價格を定めたときは、土地改良事業を施行した地域（土地改良法第百十七條の規定により数区に分けられた場合には、その各々の区の地域とする。以下土地改良事業施行地域という。）について、当該地域内の土地の第三十七條の六第二項に規定する現賃貸價格の合計額（第三十七條の七第一項及び第三十七條の八第一項の規定により現賃貸價格の合計額に加算される價額を含む。）の仮賃貸價格の合計額に対する割合を定めて置かなければならない。

政府は、仮賃貸價格及び前項に規定する割合を定めたときは、これを土地改良事業施行者に通知しなければならない。

第三十七條の六　政府は、土地改良事業を施行した土地については、一筆ごとに地番を附し、その地目、地積及び賃貸價格を定める。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十四條（同法第五十條において準用する場合を含む。）の規定により所有権の取得があつた土地については、賃貸價格を定めない。

前項の賃貸價格は、土地改良事業施行者の申告により、土地改良事業施行地域内の土地の現賃貸價格の合計額を当該地域内の各筆の土地にその仮賃貸價格に按分して配賦し、これを定める。

第三十七條の七　國有地（土地改良法第五十條第一項の規定により譲與したものを除く。）又は第二種地で土地改良事業の施行に因り第一種地となつたものについては、前條第二項の規定により賃貸價格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地の從前の地域により当該土地改良事業の工事完了当時における当該土地の状況を基準として、第十七條の例に準じその賃貸價格を設定し、その價格を同項に規定する現賃貸價格の合計額に加算するものとする。

前項の規定により設定した賃貸價格は、これを土地台帳に登錄しない。

第三十七條の八　土地改良事業施行地域内に耕地整理年期中又は土地改良年期中の土地があるときは、第三十七條の六第二項の規定により賃貸價格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地改良事業の工事着手当時における当該土地の状況を基準として、第十七條の例に準じその賃貸價格を修正し又は設定し、当該修正に因り増加した價額又は設定した賃貸價格に相当する價額を同項に規定する現賃貸價格の合計額に加算するものとする。

前項の規定により修正し又は設定した賃貸價格は、これを土地台帳に登錄しない。

第三十七條の九　第三十七條の六第二項の規定により賃貸價格を配賦した土地については、土地改良事業の工事着手の年の翌年から起算して三十年間は、第十二條第一項又は第十五條の規定により賃貸價格を一般に定める場合において、これらの規定により定められるべき賃貸價格に相当する額に第三十七條の五第二項に規定する割合を乘じて得た額によつて当該土地の賃貸價格を定めるものとする。

第三十七條の六第一項但書に規定する土地については、前項に規定する期間、賃貸價格は、これを定めない。

この法律において前二項に規定する土地が前二項に規定する利益を有する期間を土地改良年期という。

第三十七條の十　土地改良年期中の土地が第二種地となつたとき又は当該土地につき地目変換があつたときは、前條第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該土地の土地改良年期は、終了する。

第三十七條の十一　土地改良年期が終了したときは、政府は、その終了した年の翌年において、第十七條の例に準じ、当該土地の賃貸價格を修正し又は設定する。

第三十七條の十二　第三十七條の五第二項に規定する割合につき異議のある土地改良事業施行者は、同條第三項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

第三十六條及び第三十七條の規定は、前項の審査の請求について、これを準用する。この場合において、第三十六條第一項中「前條」及び第三十七條第二項中「第三十五條」とあるのは、それぞれ「第三十七條の十二第一項」と読み替えるものとする。

（臨時宅地賃貸價格修正法の一部改正）

第二十二條　臨時宅地賃貸價格修正法（昭和二十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

「耕地整理法」を「旧耕地整理法」に改める。

（農地開発法の効力の制限）

第二十三條　農地開発法（昭和十六年法律第六十五号）は、昭和二十五年十二月三十一日又は閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九條の四の規定により特殊清算人が農地開発営團につき特殊清算終了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

2　農地開発営團は、閉鎖機関令第三條第一項に規定する指定業務及び同令第八條の二第一項に規定する特殊清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行うことができない。

3　この法律施行後は、農地開発法に基き新たに農地開発営團を設立してはならない。

附　則

この法律は、土地改良法施行の日から施行する。

参照

○土地改良法（昭和二十四年六月六日法律第百九十五号）

第三條
第八條
第三十八條　（本書法律第一九五号）

○耕地整理法（明治四十二年四月十三日法律第三十號）

第三條（第一項）　耕地整理ヲ施行セムトスルトキハ設計書ヲ作リ關係人ノ同意書並第二條ノ二ノ場合ニ於ケル土地ノ所有者及賃貸人ノ同意書ヲ添ヘ數人共同シテ施行セムトスルモノニ在リテハ倘規約ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ關係人ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第五十條　耕地整理組合ヲ設立セムトスルトキハ組合ノ地區タルヘキ區域内ノ土地所有者總數ノ二分ノ一以上ニシテ其ノ區域内ノ土地ノ總地積及總賃貸價格ノ各三分ノ二以上ニ当ル土地所有者ノ同意ヲ得テ設計書及規約ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ土地所有者中共有者アル場合ニ於テハ各共有地ニ付共有者總數ノ二分ノ一以上ニシテ其ノ持分ノ三分ノ二以上ニ當ル者ノ同意ヲ得タルトキハ其ノ共有地ニ付同意アリタルモノト看做ス

土地改良法施行法

第八十一條　組合ニシテ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキハ帝室及國ヲ除クノ外組合員ハ之ニ付連帶無限ノ責任ヲ負擔但シ規約ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八十一條ノ二　耕地整理組合ハ登記手續ニ關スル事項ヲ除クノ外其ノ事業ノ一部ヲ他ノ耕地整理組合ト共同シテ行ハムトスル場合ニ於テ之ヲ代リ行ハシムル爲協議ニ依リ設計書及規約ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ得テ耕地整理組合聯合會ヲ設クルコトヲ得

聯合會ハ法人トス

聯合會其ノ所屬組合ノ增減ヲ爲サムトスルトキハ各組合ノ協議ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

聯合會ニ會長一人及副會長一人又ハ數人ヲ置ク

第四十二條ノ二、第四十六條、第五十一條乃至第五十四條、第五十七條乃至第五十九條第一項、第六十條、第七十三條乃至第七十五條及第七十七條乃至第八十一條ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第五十九條第一項中土地所有者トアルハ組合、第七十三條中組合員トアルハ聯合會所屬組合ノ組合員トス

第八十七條　第四十四條第三項ノ規定ニ依ル補償金ニ付協議調ハサルカ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ地方長官ノ決定ヲ求ムヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル補償金ニ付亦前二項ニ同シ

○特別法人税法の一部を改正する等の法律

（昭和二十二年三月三十一日 法律第二十九号）

附則

第十四條（第三項）　第二十三條の規定施行の際現に從前の耕地整理法第十六條の規定により配当金を有する土地があるときは、その賃貸價格については、同條の年期の殘年期間の滿了するまで（その殘年期間が昭和四十四年までに滿了しない場合においては、同年まで）は、その期間中に当該土地の異動に因り賃貸價格を修正することとなつた場合を除く外、なお從前の同法の例による。

○水利組合法（明治四十一年四月十三日 法律第五十號）

第一條　水利土功ニ関スル事業ニシテ特別ノ事情ニ依リ府縣其ノ他ノ地方公共團体ノ事業ト爲スコトヲ得サルモノアル場合ニ於テハ水利組合ヲ設置スルコトヲ得

第四條　水利組合ハ分チテ左ノ二種トス

一　普通水利組合

二　水害豫防組合

第五條　普通水利組合ハ灌漑排水ニ關スル事業ノ爲設置スルモノトス

第六條　普通水利組合ハ組合事業ノ爲利益ヲ受クル土地ヲ以テ區域トシ其ノ區域内ニ於テ土地ヲ所有スル者ヲ以テ組合員トス但シ舊慣アルモノハ其ノ舊慣ニ依リ區域ヲ畫スルコトヲ得

第七條　水害豫防組合ハ水害防禦ニ關スル爲設置スルモノトス

第九條　水害豫防組合ニ於テ其ノ區域全部ニ渉リ灌漑排水ニ關スル事業ノ必要アルトキハ組合會ノ議決ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ事業ヲ兼營スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ灌漑排水ノ事業ニ關スル部分ニ付テハ普通水利組合ノ規定ヲ準用ス

第十條（第一項）　水利組合ヲ設置セムトスルトキハ府縣知事ニ於テ組合區域ヲ指定シ關係地ノ市町村長ノ内一人又ハ數人ニ創立委員ヲ命スヘシ但シ普通水利組合ノ設置ニ付テハ組合員タルヘキ者五人以上ノ申請又ハ組合事業ニ關係アル市町村長ノ具申アル場合ニ限ル

第十三條（第一項）　普通水利組合關係者ノ總會議又ハ總代人會ニ於テ議決シタル組合規約又ハ其ノ議決ノ方法法令ニ背キ又ハ公益ニ害アリト認ムルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ主務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

同條（第二項）　水害豫防關係者ノ總會議若ハ總代人會成立セス又ハ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セス又ハ議決スルモ其ノ議決公益ニ害アリト認ムルトキハ府縣知事ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得

第十四條（第一項）　水利組合ハ組合規約ノ許可又ハ前條第二項ニ依ル組合規約ノ設定ニ依リ成立ス

第十五條（第一項）　水利組合ノ廢置分合又ハ區域ノ變更ハ普通水利組合ニ在リテハ組合會ノ議決又ハ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ之ヲ行ヒ水害豫防組合ニ在リテハ組合會ノ意見ヲ徵シ府縣知事之ヲ行フ

同條（第二項）　前項ノ場合ニ於テ組合規約ノ設定若ハ改正又ハ財産處分ヲ要スルトキハ組合會ノ議決又ハ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ水害豫防組合ニ於テ協議調ハサルトキハ府縣知事之ヲ定ム

同條（第三項）　水利組合ハ民法上ノ義務ヲ完了スルニ非サレハ之ヲ廢止スルコトヲ得ス

同條（第四項）　普通水利組合ノ區域ヲ變更スル場合ニ於テ新ニ組合區域ニ編入セラルル土地アルトキハ管理者ハ其ノ土地ノ關係者ノ同意又ハ關係者ノ總會議若ハ總代人會ノ同意ヲ得ルヲ要ス

同條（第五項）　前項總會又ハ總代人會ニ関シテハ第十一條ノ規定ヲ準用ス但シ創立委員ノ職務ハ管理者之ヲ行フ

第二十條（第五項）　本條第一次監督官廳ノ處分又ハ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十一條　（第三項）　本條組合會ノ決定ニ不服アル者ハ第一次監督官廳ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

同條（第四項）　第二十條第六項ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條（第二項）　組合會ノ議決ス可キ事件ノ概目左ノ如シ

一　組合會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事

二　財産及營造物ヲ管理スル事

三　收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

四　証書及公文書類ヲ保管スル事

五　法律勅令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料手数料加入金組合費及夫役現品ノ賦課徵收ニ関スル事

第三十條　組合規約ノ設定改正及普通水利組合ノ廢置分合又ハ區域ノ變更ニ関スル議決ハ議員定數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三十一條　組合會ノ職務權限及處務規程ニ関シテハ本章中規定スルモノノ外市制町村制ノ規定ヲ準用ス

第三十三條（第一項）　府縣知事ハ水利組合関係地ノ市町村長ノ内一人ヲ指定シ其ノ組合ノ事務ヲ管理セシムヘシ但シ府縣知事必要アリト認ムルトキハ官吏ヲ指定シ組合ノ事務ヲ管理セシムルコトヲ得

第三十四條（第一項）　組合ノ出納其ノ他會計事務ハ官吏管理者タル場合ハ府縣知事ノ指定シタル官吏又ハ府縣吏員ヲシテ之ヲ掌ラシメ市町村管理者タル場合ハ其ノ市町村收入役ヲシテ之ヲ掌ラシムヘシ

第三十七條（第一項）　管理者ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ擔任ス

同條（第二項）　管理者ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一　財産及營造物ヲ管理スル事

二　收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

三　証書及公文書類ヲ保管スル事

四

五　法令又ハ組合會ノ議決ニ依リ使用料手數料加入金組合費及夫役現品ヲ賦課徵收スル事

第三十九條（第一項）　組合會ノ議決若ハ選擧其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ組合規約ニ背ク ト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選擧ヲ行ハシメ仍議決ニ付テハ其ノ議決ヲ改メサルトキハ第一次監督官廳ノ指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セスシテ直ニ指揮ヲ請フコトヲ得

同條（第二項）　監督官廳ハ前項ノ議決又ハ選擧ヲ取消スコトヲ得但シ指揮ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

同條（第三項）　前二項府縣知事ノ處分ニ不服アル組合會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四十條（第一項）　組合會成立セス又ハ第二十八條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキハ管理者ハ第一次監督官廳ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得

同條（第二項）　組合會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

同條（第三項）　組合會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル管理者ノ處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願及訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十一條（第一項）　組合會ノ權限ニ屬スル事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セス又ハ管理者ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ管理者ハ專決處分シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ

同條（第二項）　前項管理者ノ處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願及訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十四條（第一項）　組合會議員及委員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得官吏又ハ市町村長ニ於テ管理者タル職務ヲ行フ爲要スル費用第三十三條第四項ノ事務ヲ行フ爲要スル費用及官吏、府縣吏員又ハ市町村收入役ニ於テ組合ノ會計事務ヲ行フ爲要スル費用ニ付亦同シ

第四十八條　普通水利組合費ハ土地ニ對シテ之ヲ賦課シ水害豫防組合費ハ土地及家屋其ノ他第八條ニ依ル工作物ニ對シテ之ヲ賦課スルモノトス但シ特別ノ事情アルモノハ土地ニ對シテノミ之ヲ賦課スルコトヲ得

普通水利組合ニ於テハ新ニ區域内ニ編入スル土地ニ付組合費ノ外一時ノ加入金ヲ徵收スルコトヲ得

第四十九條（第二項）　水害豫防組合ニ在リテハ夫役ニ限リ其ノ區域内ノ總居住者ニ之ヲ賦課スルコト得

第五十條（第一項）　非常災害ノ爲必要アルトキハ組合ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ現品ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得但シ其ノ損失ヲ補償スルコトヲ要ス

同條（第二項）　水害豫防組合ニ於テハ前項ノ外出水ノ爲危險アルトキニ限リ管理者警察官又ハ監督官廳ニ於テ組合區域内ノ總居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得

第五十九條（第一項）　組合費及夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ賦課令狀ノ交付後三月以内ニ管理者ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

同條（第二項）　加入金使用料及手數料ノ徵收ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル

同條（第三項）　本條ノ異議ハ組合會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ第一次監督官廳ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

同條（第四項）　組合費其ノ他組合ノ收入ノ滯納處分ニ不服アル者ハ第一次監督官廳ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第六十七條　組合會ニ於テ豫算ヲ議決シタルトキハ管理者ヨリ其ノ謄本ヲ組合ノ會計事務ヲ掌ル官吏吏員ニ交付スヘシ

會計事務ヲ掌ル官吏吏員ハ管理者又ハ監督官廳ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス又ハ命令ヲ受クルモ支出ノ豫算ナキトキ又ハ豫備費支出及費目流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依ラサルトキ亦同シ

第六十九條（第二項）　決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ併セテ會計事務ヲ掌ル官吏吏員ヨリ之ヲ管理者ニ提出ニヘシ管理者ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常會迄ニ組合會ノ認定ニ付スヘシ

第七十二條（第三項）　上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ組合事務ニ關シテ爲シタル命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

第七十三條（第二項）　本法ニ規定スル行政訴訟ハ處分ヲ爲シ又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告示ノ日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ提起スヘシ

第七十六條（第一項）　組合ニ於テ法律勅令ニ依テ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依テ命スル所ノ費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ第一次監督官廳ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

同條（第二項）　組合又ハ管理者其ノ他ノ官吏吏員ニ於テ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ第一次監督官廳ニ於テ之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ組合ノ負擔トス

同條（第三項）　本條ノ處分ニ不服アル組合又ハ管理者其ノ他ノ官吏吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七十八條　左ニ掲クル事件ハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

四　加入金使用料手數料ヲ新設シ增額シ又ハ變更スル事

第八十條　組合ノ事務ニ關シ監督官廳ノ許可ヲ受クヘキ事件中其ノ輕易ナルモノハ命令ノ規定ニ依リ其ノ許可ノ職權ヲ下級監督官廳ニ委任スルコトヲ得

第八十四條　本法ノ規定ニ依リ府縣知事ノ職權ニ屬スル事件ニシテ數府縣ニ涉ルモノアルトキハ關係府縣知事ノ具狀ニ依リ主務大臣ニ於テ其ノ事件ヲ管理スヘキ府縣知事ヲ指定スヘシ

第八十五條　本法ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス勅令ヲ以テ別ニ其ノ制ヲ定ム

○公有水面埋立法（大正十年四月九日法律第五十七號）

第一條(第三項)　本法ハ耕地整理法ニ依ル溝渠又ハ溜池ノ變更ノ爲必要ナル埋立其ノ他勅令ヲ以テ指定スル埋立ニ付之ヲ適用セス

第二十四條　第二十二條ノ竣工認可アリタルトキハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ竣工認可ノ日ニ於テ埋立地ノ所有權ヲ取得ス但シ公用又ハ公共ノ用ニ供スル爲必要ナル埋立地ニシテ埋立ノ免許條件ヲ以テ特別ノ定ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ埋立地ノ歸屬ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條　公共ノ用ニ供スル國有地ニシテ埋立ニ關スル工事ノ施行ニ因リ不用ニ歸シタルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ有償又ハ無償ニテ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ之ヲ下付スルコトヲ得

第二十六條　前二條ノ規定ハ耕地整理法第十一條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

○日本勸業銀行法（明治二十九年四月二十日法律第八十二號）

第十五條(第二項)　耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルムキハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付又ハ劃賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

○北海道拓殖銀行法（明治三十二年三月二十二日法律第七十六號）

第八條(第二項)　耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出テタルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付又ハ劃賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

○農林中央金庫法（大正十二年四月六日法律第四十二號）

第五條　政府、農業協同組合連合會、農業協同組合、蠶絲業會、蚕絲協同組合、森林組合連合會、森林組合、林業會、林産組合、産業組合連合會、産業組合、市街地信用組合、漁業協同組合連合會、漁業協同組合、水産加工業協同組合連合會、水産加工業協同組合、農業共濟保險組合、農業共濟組合、漁船保險組合、耕地整理組合連合會、耕地整理組合、牧野組合、日本馬事會、鹽業組合連合會又ハ鹽業組合ノ外農林中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ス

政府以外ノ出資者ノ有スヘキ出資口數ハ命令ヲ以テ定ムル口數ヲ超ユルコトヲ得ス

○昭和二十二年法律第五十三號（社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の處分に關する法律）（昭和二十二年四月十二日法律第五十三號）

第一條　社寺上地、地租改正、寄附（地方公共團体からの寄附については、これに實質上負担を生ぜしめなかつたものに限る。）又は寄附金による購入（地方公共團体からの寄附金については、これに實質上負担を生ぜしめなかつたものに限る。）によつて國有となつた國有財産で、この法律施行の際、現に神社、寺院又は教会（以下社寺等という。）に対し、國有財産法によつて無償で、貸し付けてあるもの、又は國有林野法によつて保管させてあるもののうち、その社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、その社寺等において、この法律施行後一年内に申請をしたときは、社寺境内地処分審査会又は社寺保管林処分審査会に諮問して、主務大臣が、これをその社寺等に譲與することができる。

社寺境内地処分審査会及び社寺保管林処分審査会に関する規程は、勅令でこれを定める。

第二條　この法律施行の際、現に國有財産法によつて社寺等に無償で貸し付けてある國有財産で、前條第一項の規定による譲與をしないもののうち、その社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、同條同項の申請をしたものについては、譲與をしないことの決定通知を受けた日から、六箇月内に、その他のものについては、この法律施行の日から、一年内に、申請をしたときは、社寺境内地処分審査会に諮問して、主務大臣は、時價の半額で、随時契約によつて、これをその社寺等に賣り拂うことができる。

前條第一項に規定する行政処分について、訴願をした者は、前項の期間満了後も、その裁決書を受領した日から、なお三箇月内に、前項の賣拂の申請をすることができる。

第四條　第一條第一項又は第二條第一項の規定によつて、譲與又は賣拂をすることができる國有財産（以下從前の土地という。）が、その譲與又は賣拂前に、耕地整理法による耕地整理又は都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区劃整理の施行地区に編入せられた場合において、その從前の土地に係る換地処分に関して、國が清算金の交付又は補償金の支拂を受ける場合は、主務大臣は、從前の土地にあつた社寺等が、換地処分の告示があつた時から、一年内に、申請をしたときは、第一條第一項に規定する從前の土地に係る清算金又は補償金については、その金額に相当する債権を、第二條第一項に規定する從前の土地に係る清算金又は補償金については、その金額の半額に相当する債権をその社寺等に譲渡することができる。

國が耕地整理法、都市計画法又は特別都市計画法の規定によつて、費用を負担せしめられる場合又は從前の土地に係る換地処分に関して、國が清算金を徵收せられる場合は、第一條第一項に規定する從前の土地に係る負担金又は清算金については、その金額に相当する債務を、第二條第一項に規定する從前の土地に係る負担金又は清算金については、その金額の半額に相当する債務を、その社寺等に負担せしめる。

第五條　從前の土地がその譲與又は賣拂前に、耕地整理法による耕地整理又は都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区劃整理の施行地区に編入せられた場合において、從前の土地にあつた社寺等が、その交付せられた社寺等が、その交付せられた換地以外の土地に移轉する必要のあるときは、主務大臣は、その社寺等が、換地処分の告示のあつた時から、一年内に、申

請をしたときは、その社寺等に対し、第一條第一項に規定する従前の土地の換地及び従前の土地に定著する國有物件については、譲與を、第二條第一項に規定する従前の土地の換地及び従前の土地に定著する國有物件については、時價の半額で、賣拂をすることができる。

前項の規定によつて譲與又は賣拂をする場合には、社寺境内地審査会又は社寺保管林処分審査会に諮問しなければならない。

○國有財産法（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号）

第二十二條（第一項）普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共團体、水利組合及び北海道土功組合（以下公共團体という。）に、無償で貸し付けることができる。

一　公共團体において、線地、公園、ため池、火葬場、墓地又はじんあい焼却場の用に供するとき。

二　公共團体において、保護を要する生活困窮者の收容の用に供するとき。

○事業者團体法（昭和二十三年七月二十九日法律第百九十一号）

第六條　この法律の規定は、左に掲げる團体に対しては、これを適用しない。但し、第三條の規定は、この限りではない。

二　左に掲げる法律の規定に基いて設立された團体

イ　北海道土功組合法（明治三十五年法律第十二号）

ロ　水利組合法（明治四十一年法律第五十号）

ニ　耕地整理法（明治四十二年法律第三十号。都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十二條第二項において準用する場合を含む。）

○登錄稅法（明治二十九年三月二十八日法律第二十七號）

第十九條　左ニ掲クルモノハ登錄稅ヲ課セス但シ第二號ノ二、第八號乃至第九號ノ四、第十一號、第十一號ノ三、第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

八ノ二　農地調整法第七條又ハ第十九條ノ自作創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

十六ノ二　農地開發營團カ農地開発事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

○閉鎖機関令（昭和二十二年三月十日勅令第七十四号）

第三條　閉鎖機関は、第一條の規定による指定があつた日（以下指定日という。）以後は、大藏大臣及び所管大臣の特に指定する業務（以下指定業務という。）を除く外、その業務を行うことができない。

指定業務は、大藏大臣及び所管大臣の監督に属する。

指定業務の指定及びその解除は、告示により、これを行う。

第八條の二（第一項）　閉鎖機関の清算（以下特殊清算という。）は、この勅令の定めるところにより、これを行う。

第十九條の四　特殊清算が結了したときは、特殊清算人は、前條第一項の承認があつた後遅滞なくその旨を公告し、本店又は主

たる事務所の所在地においては二週間、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間内に、特殊清算結了の登記をしなければならない。

◎農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律（参法）

（和和二十四年六月八日公布　法律第二百二号　昭和二十四年六月八日施行）（大藏・厚生・農林・通商産業大臣署名）

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律（産業組合からの資産の譲受等）

第一條　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）その他協同組織の発達を図ることを目的とする法律により設立された農業協同組合その他の組合（産業組合を除く。以下組合という。）で産業組合の組合員たる者の全部又は一部をその組合員とし、且つ、その産業組合の事業と同種の事業を行うことを目的とするものは、行政廳の認可を受けて、その産業組合に対し、その資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受に関する協議を求めることができる。

2　前項の規定により譲り受ける資産の額のその産業組合の資産の総額に対する割合は、その産業組合の組合員の持分の総額のうち、同項の認可を受けた組合の組合員たる者がその産業組合の組合員として有する持分の額の占める割合をこえることができない。

3　前項の規定の適用については、持分の額は、第一項の認可のあつた時以前でこれに最も近い時において、その産業組合の定款の定めるところにより算定された持分の額による。

4　第一項の場合において、協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、同項の認可を受けた組合は、行政廳に対し、裁定を申請することができる。

5　前項の申請があつたときは、行政廳は、遅滞なく、当事者の意見をきいて、裁定をしなければならない。

6　前項の裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

7　第五項の裁定があつたときは、その裁定のあつた日に、その裁定の定めるところにより、当事者間に、協議がととのつたものとみなす。

8　行政廳は、第五項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

9　第五項の裁定に定める対價について不服のある者は、訴をもつて、その金額の増額を請求することができる。但し、前項の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、この限りでない。

10　第一項の認可の取消又は第五項の裁定の取消若しくは変更を求める訴は、その認可を受けた日又は第八項の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、提起することができない。

（産業組合連合会からの資産の譲受等）

第二條　前條第一項に規定する法律により設立された農業協同組合

連合会その他の連合会（産業組合連合会を除く。以下連合会という。）は、行政廳の認可を受け、左の各号の定めるところにより、産業組合連合会に対し、その資産の譲受及び債務の引受に関する協議を求めることができる。

一　産業組合連合会の会員たる者の全部又は一部をその会員とし、且つ、その産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

二　前條の規定により産業組合から資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受をした組合を会員とし、且つ、その産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

三　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第百四條の規定により産業組合から消費生活協同組合となつた組合を会員とし、且つ、その産業組合を会員とした産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

四　消費生活協同組合法第百六條の規定により産業組合から市街地信用組合となつた後において更に前條第一項に規定する他の法律により市街地信用組合でない組合となつたものを会員とし、且つ、その産業組合を会員とした産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

（有價証券移轉稅及び地方稅の免除）

第三條　組合又は連合会が第一條又は前條の規定による資産の譲受により有價証券を取得する場合には、有價証券移轉稅を課さない。

2　前項（第二号を除く。）の場合には、前條第二項から第十項までの規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあり、同條第三項、第四項及び第十項中「第一項」とあるのは「第二條第一項」と、同條第二項から第四項までの規定中「産業組合」とあるのは「産業組合連合会」と、「組合員」とあるのは「会員」と、「組合」とあるのは「連合会」と読み替えるものとする。

3　第一項第二号の規定により連合会が産業組合連合会から譲り受ける資産の額のその産業組合連合会の資産の総額に対する割合は、その産業組合連合会の会員たる産業組合につき前項において準用する前條第二項の規定を適用して算定した割合のうち、その産業組合から同條の規定による資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受をした組合でその連合会の会員たるものにつき同條第二項の規定により算定した割合に相当する部分の割合をこえることができない。

4　第一項第二号の場合には、前條第三項から第十項までの規定を準用する。この場合において、同條第三項、第四項及び第十項中「第一項」とあるのは「第二條第一項」と、同條第三項中「前項」とあるのは「第二條第三項」と、「産業組合」とあるのは「産業組合連合会」と、同條第四項中「組合」とあるのは「連合会」と読み替えるものとする。

（有價証券移轉稅及び地方稅の免除）

第四條　組合又は連合会が第一條又は第二條の規定により譲り受けた不動産又は船舶に関する権利の取得につき登記を受けるときは、その登録稅の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録稅法（明治二十九年法律第二十七号）により算出した稅額より少いときは、その稅額による。

2　前項の不動産又は船舶の價格は、産業組合又は産業組合連合会の譲渡直前の帳簿價格による。

3　消費生活協同組合法第百四條の規定により産業組合から消費生活協同組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産又は船舶に関する権利の取得につき登記を受ける場合には、前二項の規定を準用する。

4　消費生活協同組合法第百六條の規定により産業組合から市街地信用組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産に関する権利の取得につき登記を受ける場合における登録稅の算定については、第二項の規定を準用する。

（所管行政廳）

第五條　第一條及び第二條中行政廳とあるのは、第一條又は第二條

2　地方公共團体は、前項の資産の譲受により財産を取得する場合には、地方稅を課することができない。

3　消費生活協同組合法第百四條又は第百六條の規定により産業組合から消費生活協同組合又は市街地信用組合となつた組合がその産業組合の財産を承継する場合には、前二項の規定を準用する。

（登録稅の軽減）

第四條　組合又は連合会が第一條又は第二條の規定により譲り受けた不動産又は船舶に関する権利の取得につき登記を受けるときは、その登録稅の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録稅法（明治二十九年法律第二十七号）により算出した稅額より少いときは、その稅額による。

2　前項の不動産又は船舶の價格は、産業組合又は産業組合連合会の譲渡直前の帳簿價格による。

3　消費生活協同組合法第百四條の規定により産業組合から消費生活協同組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産又は船舶に関する権利の取得につき登記を受ける場合には、前二項の規定を準用する。

4　消費生活協同組合法第百六條の規定により産業組合から市街地信用組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産に関する権利の取得につき登記を受ける場合における登録稅の算定については、第二項の規定を準用する。

（所管行政廳）

第五條　第一條及び第二條中行政廳とあるのは、第一條又は第二條の規定により協議を求める産業組合又は産業組合連合会の区域が都道府縣又は特別市の区域をこえる場合にあつては農林大臣、その他の場合にあつては都道府縣知事又は特別市の市長とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第三條及び第四号の規定は、この法律施行の日前に消費生活協同組合法第百四條又は第百六條の規定により産業組合から消費生活協同組合又は市街地信用組合となつた組合がその産業組合から承継した財産についても、適用する。

参　照

○消費生活協同組合法（昭和二十三年七月三十日法律第二百号）

（消費生活協同組合への組織変更）

第百四條　前條第二項の産業組合で消費生活協同組合と同種の事業を行うものは、前條第三項の期間内に、消費生活協同組合となることができる。

2　前項の規定により消費生活協同組合となるには、総会の議決を経なければならない。

（以下略）

（市街地信用組合への轉移）

第百六條　この法律施行の際現に存する産業組合法による信用事

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律

業を行う産業組合、又はその合併に因つて設立した産業組合で、市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五号）第二十四條第一項に定める者をもつて組織せられるもの（同法第六十三條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第百三條第三項の期間内に産業組合法第二十八條の規定による総会の決議をもつて、市街地信用組合となることができる。

（以下略）

◎農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律

（昭和二十四年四月三十日公布／法律第四十六号／昭和二十四年四月三十日施行）（大蔵・農林大臣署名）

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十二條第一項の規定により食糧管理特別会計が負担する昭和二十三年度及び昭和二十四年度の農作物共済の共済掛金に係る負担金は、同條第三項の規定にかかわらず、食糧を消費する者に負担させないようにするものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

参　照

○農業災害補償法（昭和二十二年十二月十五日／法律第百八十五号）

第十二條（第一項）　食糧管理特別会計は、政令の定めるところにより、農業共済組合の組合員の支拂うべき農作物共済に係る共済掛金の一部を負担する。

同條（第三項）　政府は、第一項の規定による負担金を食糧を消費する者が負担するように、食糧の賣渡価格を定めなければならない。

◎家畜商法（衆法）

（昭和二十四年六月十日公布／法律第一百八号／昭和二十四年政令施行）（農林大臣署名）

家畜商法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、家畜商について免許制度を実施することにより家畜の取引の公正を確保することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「家畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいい、「家畜商」とは、次條の規定による免許を受けて、家畜の賣買若しくは交換又はそのあつ旋（以下「家畜の取引」と総称する。）の業務を営む者をいう。

（免許）

第三條　家畜商になろうとする者は、千円をこえない範囲内で省令で定める手数料を納めて、その住所地を管轄する都道府縣知事の免許を受けなければならない。

2　都道府縣知事は、前項の免許の申請があつたときは、その者が次條各号の一に該当する場合を除き、遅滞なく免許を與えなければならない。

（免許を與えない場合）

第四條　左の各号の一に該当する者には、前條の免許を與えない。

一　禁治産者又は準禁治産者

二　この法律又は家畜傳染病予防法（大正十一年法律第二十九号）に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けないことが確定した日から一年を経過しない者

三　第七條第一項又は第二項の規定による免許の取消（家畜商からの申請によるものを除く。）があつた日から二年を経過しない者。但し、本條第一号に該当するため取り消された者であつて同号に該当しなくなつたものを除く。

（家畜商名簿）

第五條　都道府縣に家畜商名簿を備え、家畜商の免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六條　第三條の免許は、家畜商名簿に登録することによつて與えられる。

2　都道府縣知事は、第三條の免許を與えたときは、家畜商免許証を交付する。

（免許の取消及び業務の停止）

第七條　家畜商が第四條第一号若しくは第二号に該当するとき、又は家畜商から申請があつたときは、都道府縣知事は、その免許を取り消さなければならない。

2　家畜商が左の各号の一に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

一　第十一條の規定に違反したとき。

二　正当な事由がなくて引き続き一年以上家畜の取引をしないとき。

3　都道府縣知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該家畜商に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、聽聞をしなければならない。当該家畜商は、聽聞の場所において意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

（免許等の効力）

第八條　第三條の免許及び前條の免許の取消又は業務の停止の効力は、全都道府縣に及ぶ。

（免許の申請手続等）

第九條　第三條から前條までに規定するもの外、免許の申請、家畜商名簿の登錄、訂正及びまつ消並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納については、省令で定める。

（家畜の取引業務の制限）

第十條　家畜商でなければ、家畜の取引の業務を営んではならない。

（免許証の呈示）

第十一條　家畜商は、家畜の取引をするときには、家畜商免許証を携帯し、且つ、取引の相手方の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

（罰則）

第十二條　左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十條の規定に違反して、家畜商でなくて家畜の取引の業務を営んだ者

二　虚偽又は不正の事実に基いて、家畜商の免許を受けた者

第十三條　第七條第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十四條　第十一條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2　この法律施行の際現に家畜の取引の業務を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日間は、第十條の規定にかかわらず、家畜の取引の業務を営むことができる。

3　前項の者が同項の期間内に第三條の規定による免許を申請した場合において、これについて許否の決定があるまでの期間については、また同様とする。

◎獸医師法

（昭和二十四年六月一日公布）
（法律第百八十六号）
（昭和二十四年十月一日施行）
（農林大臣署名）

目次

第一章　総則（第一條・第二條）
第二章　免許（第三條―第九條）
第三章　試験（第十條―第十六條）
第四章　業務（第十七條―第二十三條）
第五章　獸医師免許審議会（第二十四條―第二十六條）
第六章　罰則（第二十七條―第二十九條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、獸医師の技能の最高水準とその業務の適正とを確保し、もつて畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄與することを目的とする。

（名称禁止）

第二條　獸医師でない者は、獸医師又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二章　免許

（免許）

第三條　獸医師になろうとする者は、獸医師國家試験に合格し、且つ、千円をこえない範囲内において省令で定める手数料を納めて、農林大臣の免許を受けなければならない。

（免許を與えない場合）

第四條　左の各号の一に該当する者には、前條の免許を與えない。

一　未成年者

二　禁治産者又は準禁治産者

第五條　左の各号の一に該当する者には、第三條の免許を與えないことがある。

一　精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

二　不具の者であつて獸医師としての業務を行うのに支障があるもの

三　罰金以上の刑に処せられた者

四　前号に該当する者を除く外、獸医師道に対する重大な背反行爲若しくは獸医事に関する不正の行爲があつた者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者

五　第八條第二項第四号に該当して免許を取り消された者

2　前項各号の一に該当する者から免許の申請があつたときは、農林大臣は、獸医師免許審議会の意見をきいて免許を與えるかどうかを決定しなければならない。

（獸医師名簿）

第六條　農林省に獸医師名簿を備え、獸医師の免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証）

第七條　第三條の免許は、獸医師名簿に登録することによつて與えられる。

2　農林大臣は、第三條の免許を與えたときは、獸医師免許証を交付する。

（免許の取消及び業務の停止）

第八條　獸医師が第四條各号の一に該当するとき、又は獸医師から申請があつたときは、農林大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2　獸医師が左の各号の一に該当するときは、農林大臣は、獸医師免許審議会の意見をきいて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

一　第十九條第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。

二　第二十一條の届出をしなかつたとき。

三　前二号の場合の外、第五條第一項第一号から第四号までの一

に該当するとき。

四　獣医師としての品位を損するような行爲をしたとき。

3　前項の規定により意見をきかれたときは、獣医師免許審議会は、当該獣医師に、前項の処分の原因となるべき事由を文書をもつて通知し、当該獣医師又はその代理人が弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

（免許の申請手続等）

第九條　前六條に規定するものの外、免許の申請、獣医師名簿の登録、訂正及び抹消並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納については、省令で定める。

第三章　試驗

（試驗の目的）

第十條　獣医師國家試驗は、家畜の診療上必要な獣医学並びに獣医師として具有すべき公衆衛生に関する知識及び技能について行う。

（試驗の実施）

第十一條　獣医師免許審議会は、農林大臣の監督のもとに、毎年少くとも一回、獣医師國家試驗を行わなければならない。

（受驗資格）

第十二條　左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師國家試驗を受けることができない。

一　正規の大学において獣医学の四年以上にわたる課程を修めてこれを卒業した者

二　外國の獣医学校を卒業し、又は外國で獣医師の免許を得た者であつて、獣医師免許審議会が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

（合格者名簿の提出）

第十三條　獣医師免許審議会は、獣医師國家試驗に合格した者の名簿を農林大臣に提出しなければならない。

（不正受驗者の処置）

第十四條　獣医師國家試驗に関して不正の行爲があつたときは、獣医師免許審議会は、当該不正行爲に関係がある者について、その受驗を停止し、又はその試驗を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試驗を受けることを許さないことができる。

（受驗手数料）

第十五條　獣医師國家試驗を受けようとする者は、千円をこえない範囲内において省令で定める手数料を納めなければならない。

（試驗科目等）

第十六條　獣医師免許審議会は、試驗期日の四箇月前までに、試驗の科目、試驗を行う場所及び日時、受驗手続その他試驗に関する細目を定めて、農林大臣に報告しなければならない。

2　農林大臣は、試驗期日の三箇月前までに、前項の試驗に関する細目を公告しなければならない。

第四章　業務

（家畜診療業務の制限）

第十七條　獣医師でなければ、家畜（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫及び鶏をいう。）の診療を業務としてはならない。

（診断書の交付等）

第十八條　獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒藥若しくは生物学的製剤の投與若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。但し、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

（診療及び診断書等の交付の義務）

第十九條　診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2　診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（診療簿及び検案簿）

第二十條　獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検案をした場合には、検案に関する事項を検案簿に、遅滞なく記載しなければならない。

2　獣医師は、前項の診療簿及び検案簿を三年間保存しなければならない。

3　農林大臣又は都道府縣知事は、必要と認めるときは、所属の官吏又は吏員に、獣医師について、診療簿及び検案簿を検査させることができる。

4　前項の規定により検査する場合には、当該官吏又は吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（届出義務）

第二十一條　獣医師は、毎年十二月三十一日現在におけるその氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府縣知事を経由して、農林大臣に届け出なければならない。

第二十二條　診療施設を開設した者は、その開設の日から十日以内に、当該施設の所在地を管轄する都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。診療施設を休止、若しくは廃止し、又は当該施設の所在地を変更したときもまた同様とする。

（廣告の制限）

第二十三條　獣医師は、その業務に関しては、学位、称号又は専門科名の外は、その技能、療法又は経歴に関する事項を廣告してはならない。

第五章　獣医師免許審議会

（設置）

第二十四條　獣医師國家試驗に関する事務その他この法律によりそ

の権限に属させられた事項を処理させるため、農林省に獸医師免許審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員）

第二十五條　審議会は、獸医師であつて左の各号の一に該当するものにつき農林大臣が委嘱する二十五人の委員で組織する。

一　獸医師が組織する團体を代表する者

二　学識経験がある者

三　関係行政廳の職員

2　農林大臣は、前項の規定により審議会の委員を委嘱するときは、あらかじめ、省令で定める獸医師が組織する團体の意見をきかなければならない。

第二十六條　審議会の委員の任期、報酬及び旅費その他この法律に規定するものの外審議会に関して必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第二十七條　左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十七條の規定に違反して獸医師でなくて家畜の診療を業務とした者

二　虚偽又は不正の事実に基いて、獸医師の免許を受けた者

第二十八條　第八條第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九條　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第二條の規定に違反して獸医師又はこれに紛らわしい名称を用いた者

二　第十八條の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書若しくは検案書を交付し、又は劇毒薬若しくは生物学的製剤の投與若しくは処方をした者

三　第十九條第二項の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を拒んだ者

四　第二十條第一項の規定に違反して診療簿又は検案簿の記載を怠つた者

五　第二十條第二項の規定に違反して診療簿又は検案簿を三年間保存しなかつた者

六　第二十條第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十二條又は附則第三項の規定に違反して診療施設の開設、休止若しくは廃止又はその所在地の変更を届け出なかつた者

八　第二十三條の規定に違反して廣告をした者

附則

1　この法律は、昭和二十四年十月一日から施行する。

2　昭和二十四年においては、第十一條の規定にかかわらず、獸医師國家試験は、行わない。

3　この法律施行の際現に家畜の診療施設を開設している者は、この法律施行の日から三十日以内に、当該施設の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

4　獸医師法（大正十五年法律第五十三号。以下「旧法」という。）、獸医師法等の臨時特例に関する法律（昭和十五年法律第九十二号）及び獸医師法第二條の臨時特例に関する法律（昭和十七年法律第十八号）は、廃止する。

5　この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

6　昭和二十五年三月三十一日までに旧法第一條第二項各号の一に該当する資格を得た者は、昭和二十五年六月三十日までは、獸医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従い、獸医師の免許を受けることができる。

7　前項に規定する者であつて自己の責に帰せられない事由により昭和二十五年六月三十日までに同項の規定により獸医師の免許を受けることができなかつた者は、その期間経過後でも昭和二十八年十二月三十一日までは、同項に準じ獸医師の免許を受けることができる。

8　第五條第二項の規定は、前項に規定する者の免許に準用する。

9　この法律施行の際旧法第一條の規定によつて獸医師の免許を受けている者は、この法律の規定によつて免許を受けた獸医師とみなす。

10　旧法第十二條の規定によつてした獸医師の免許の取消又は業務の停止の処分は、第八條の規定によつてしたものとみなす。

11　この法律施行の際、獸医師法等の臨時特例に関する法律第一條の規定によつて獸医手の免許を受けている者であつて、現に同法第二條の規定によつて業務として家畜の疾病に関する診療を行つているものは、この法律施行の日から一年間を限り、農林大臣の定めるところにより、第十七條の規定にかかわらず、その業務（鶏の診療の業務を含む。）を行うことができる。この場合においては、第八條、第九條、第十八條から第二十一條まで、第二十八條及び第二十九條第二号から第六号まで並びに前項の規定は、獸医手に準用する。

12　前項に規定する者は、家畜傳染病予防法（大正十一年法律第二十九号）、麻薬取締法（昭和二十三年法律第百二十三号）及び薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の適用については、獸医師とみなす。

13　この法律施行の際旧法附則第五項の規定により効力を有する獸医仮免状は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

14　農林大臣は、申請により、仮免状の有効期間を更新することができる。

15　この法律の規定は、第十三項の仮免状を有する者に準用する。

16　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として存続した学校で審議会が認めたものは、第十二條第一号の大学とみ

なす。

17 第六項、第七項若しくは、第十八項又は旧法第一條の規定により獣医師の免許を受けた者であつて、四年以上獣医師としての経験があるものは、第十二條の規定にかかわらず、獣医師國家試験を受けることができる。

18 この法律の附則第十一項に規定する者は、この法律の附則第四項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年間を限り、旧法第一條第二項第二号の獣医師試験を受けて合格した時は、この法律の附則第六項の規定にかかわらず、獣医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従い、獣医師の免許を受けることができる。この場合においては、同條第二項第二号及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

19 第六項若しくは第七項の規定により免許を受けた獣医師又は第九項の規定により免許を受けたものとみなされる獣医師は、新制獣医師の称号を用いてはならない。

参照

○獣醫師法（大正十五年四月七日法律第五十三號）

第一條　獸醫師タラントスル者ハ農林大臣ノ免許ヲ受ケ獸醫師名簿ニ登錄ヲ受クヘシ

獸醫師ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

一　大學令ニ依ル大學ニ於テ獸醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者、東京帝國大學農學部獸醫學實科ヲ卒業シタル者又ハ官立公立ノ專門學校若ハ文部大臣カ之ト同等以上ト認メ指定シタル學校ニ於テ獸醫学ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

二　獸醫師試驗ニ合格シタル者

三　外國ノ獸醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者

第一項ノ登錄及前項第二號ノ獸醫師試驗ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　獸醫師第二條各號ノ一ニ該當スルトキハ農林大臣ハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

獸醫師第三條各號ノ一ニ該當スルトキハ農林大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖第二條第二號又ハ第三號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコトヲ得

農林大臣第二項ノ處分ヲ行フ場合及改悛ノ情顯著ナル者ニ對シ前項ノ再免許ヲ爲ス場合ニ於テハ中央衞生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

附　則

（第五項）本法施行前交付シタル獸醫假免狀ハ本法施行後ト雖仍其ノ效力ヲ有ス

○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第九十八條　この法律施行の際、現に存する従前の規定（國民学校令を除く。）による学校は、従前の規定による学校として存続することができる。

前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる。

◎水産業團体整理特別措置法

（昭和二十四年五月二十日公布法律第九十号／昭和二十四年五月二十日施行）（大藏・農林大臣署名）

水産業團体整理特別措置法

（法律の目的）

第一條　この法律は、水産業團体（漁業会、製造業会及び都道府縣水産業会をいう。以下同じ。）が水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号。以下「整理法」という。）に基いてその財産を処分するについて、債権者の保護手続及び財産の評價基準等を定め、もつて財産処分の公正と水産業協同組合への円滑な財産移轉とを図ることを目的とする。

（債権者に対する措置）

第二條　水産業團体は、整理法第五條、第七條及び第九條から第十一條までの規定に基き水産業協同組合が債務を承継することにつき異議を有する債権者は一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にその旨を催告しなければならない。

2　前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

3　債権者が第一項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、同項に規定する債務の承継を承諾したものとみなす。

4　債権者が第一項の一定の期間内に異議を述べたときは、水産業團体は、遅滞なく、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

第三條　前條第四項の規定による弁済又は信託をするために必要な財産の賣却は、法令又はこれに基く行政廳の処分に従つて処分しなければならない資産を除き、随意契約によつてしなければならない。

2　前項の随意契約ができないとき又は成立しなかつたときの財産の賣却は、入札又は競賣の方法のうち整理法第十三條第三項の資産処理委員会（以下「資産処理委員会」という。）の定める方法によつてしなければならない。

3　第一項の随意契約の方法によつて資産を処分する場合において、その價格は、公定價格（法令に基く價格をいう。以下同じ。）があるときはこれによるものとし、公定價格がないときは時價を基準として資産処理委員会の定める價格によるものとする。

（買受人又は落札人の決定）

第四條　随意契約の方法をもつて水産業團体の財産を水産業協同組合以外の者に賣却しようとする場合には、当該水産業團体は、当該財産の種類、賣却しようとする相手方の氏名若しくは名称及び住所並びに賣却価格を公告しなければならない。

2　前項の場合において、水産業協同組合は、当該水産業團体に対し、当該賣却価格により当該財産を譲渡すべきことを申し出ることができる。但し、公告の日から二週間を経過したときは、この限りでない。

3　水産業團体は、前項本文の規定に基いて同項但書の期間内に当該財産の譲渡を申し出た水産業協同組合に、第一項の賣却価格をもつて、当該財産を譲渡しなければならない。

4　前項の規定により当該財産の譲渡を受けるべき水産業協同組合が二以上ある場合には、水産業團体はこれらの水産業協同組合につき入札又は競賣を行い、その結果落札人又は競落人となつた者に落札価格又は競落価格をもつて、当該財産を譲渡しなければならない。

5　前項の落札価格又は競落価格は、第一項の賣却価格を下ることができない。

第五條　入札の方法をもつて水産業團体の財産を賣却するにあたり、落札となるべき同價の入札をした者が二人以上ある場合において、そのうちに水産業協同組合があるときは、当該水産業協同組合をもつて落札人とする。

2　入札の方法をもつて水産業團体の財産を賣却する場合において水産業協同組合以外の者が最高價の入札をしたときは、入札に加わつた水産業協同組合は水産業團体に対し、当該入札價格により当該財産を譲渡すべきことを申し出ることができる。但し、入札開封の日から十日を経過したときは、この限りでない。

3　前項の場合には、前條第三項から第五項までの規定を準用する。

第六條　前二條の規定中「水産業協同組合」とあるのは、賣却しようとする財産が漁業会に属する場合にあつては当該漁業会の会員の十分の一以上を組合員とする漁業協同組合又は漁業生産組合とし、当該財産が都道府縣水産業会に属する場合にあつては当該都道府縣水産業会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会とし、当該財産が製造業会に属する場合にあつては当該製造業会の地区の全部又は一部を地区とする水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会とする。

第七條　前三條に規定するものの外、第三條の規定による財産の賣却につき必要な事項は、資産処理委員会が定める。

（財産移轉の認可申請の制限）

第八條　水産業團体は、前六條の規定による手続を完了した後でなければ、整理法第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項の規定による財産移轉の認可の申請をすることができない。

（財産の評價）

第九條　水産業團体が整理法第五條、第七條、第九條、第十條又は第十一條の規定により財産を移轉する場合における当該財産の價格は、公定價格があるときはその價格によるものとし、公定價格がないときは帳簿價格と時價との範囲内で資産処理委員会が定める價格によるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律

（昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十三号）

（漁業会の財産の分割）

第五條　漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有する漁業会（以下本條から第八條までにおいて「漁業会」という。）の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、当該漁業会が有するこれらの権利を失う前、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その財産のうちこれらの権利以外のものの分割を請求することができる。

2　前項の規定による認可の申請は、漁業協同組合と漁業会との協議により、当該漁業会の会員の持分（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。）の総額のうち当該漁業会の会員であつて漁業協同組合の組合員たるものの持分の総額の占める割合に應じて当該漁業協同組合に帰属すべき財産を定めてこれをしなければならない。

3　前項の協議が整わないとき又は協議をすることができないときは、漁業協同組合は行政廳に対し裁定を申請することができる。

4　前項の裁定があつたときは、第二項の協議が整つたものとみなす。

5　第一項の場合には、漁業会の財産は、第二項の規定による協議の定めるところにより当該漁業協同組合に帰属する。

第七條　漁業会の会員たるものの全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、当該漁業会がその有する漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を失つた後、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、第五條第五項の規定による財産の帰属がないときはその総財産、同條同項の規定による財産の帰属があつたときはその時以後その有していた漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に基いて当該漁業会の取得した財産の分割を請求することができる。

2　前項の請求については、第五條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第五條第二項中「持分（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。）」とあるのは「持分」と読み替えるものとする。

第九條　漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しない漁業会の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その財産の分割を請求することができる。

2　前項の場合には、第五條第二項から第五項まで、第六條第三項、第四項及び前條第十項の規定を準用する。この場合において、第五條第二項中「持分（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。）」とあるのは「持分」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第九條第二項において準用する前條第五項」と、前條第一項中「前條第三項」とあるのは「第九條第二項」と読み替えるものとする。

（漁業会の資産の譲渡又は債務の引渡）

第十條　漁業会の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。

2　前項の場合において協議が整わないときは、行政廳は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該漁業会に対し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

3　前二項の規定により漁業会の譲渡する資産の額の当該漁業会の資産の総額に対する割合は、当該漁業会の会員の持分の総額のうち、当該漁業会の会員で当該漁業協同組合の組合員たるものの持分の額の占める割合をこえてはならない。

4　第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

5　第二項から前項までに規定するものの外、第一項の規定の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（都道府縣水産業会等の資産の譲渡又は債務の引渡）

第十一條　漁業協同組合連合会は都道府縣水産業会に対し、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会は製造業会に対し、行政廳の認可を受けて、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。

2　前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

第十三條　前條第一項の水産業團体の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の総会の会日の一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事に提出し、且つ、その総会に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

2　前項の理事又は清算人は、同項の総会において、水産業協同組合法及びこの法律に関し詳細な報告をしなければならない。

3　第一項の総会においては、資産処理委員会の委員を選挙しなければならない。

二　一部改正法

◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十四年六月十八日公布　法律第二百十四号　昭和二十四年六月十八日施行）（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・電氣通信・建設大臣署名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

この法律において競争とは、二以上の事業者がその國内における通常の事業活動の範囲内において、且つ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく左の各号の一に掲げる行爲をし、又はすることができる状態をいう。但し、第四章における競争には、第二号に規定する行爲をし、又はすることができる状態は含まれないものとする。

一　同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二　同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

第六條及び第七條を次のように改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律　八四九

第六條　事業者は、外國の事業者と第四條第一項各号の一に掲げる事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし、又は國内の事業者と貿易について同條同項各号の一に掲げる事項を内容とする協定若しくは契約をしてはならない。

前項の規定は、國際取引又は國内取引の一定の分野における競争に対する当該協定又は契約の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

事業者は、外國の事業者と國際的協定若しくは國際的契約（前項の規定に該当する協定若しくは契約を含む。）をし、又は國内の事業者と貿易についての協定若しくは契約（前項の規定に該当する協定若しくは契約を含む。）をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約の成立の日から三十日以内に、当該協定又は契約の写（口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書）を添附して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

前項の規定は、一回限りの取引（目的物の授受の期間が一年を超えるものを除く。）に関する協定又は契約及び取引上の代理権を與えることのみを内容とする協定又は契約（相手方の事業活動を拘束する條件を含むものを除く。）には、これを適用しない。

第七條　第三條、第四條第一項、第五條又は前條第一項若しくは第三項の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、届出を命じ、又は当該行爲の差止、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違

反する行爲を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第九條から第十六條までを次のように改める。

第九條　持株会社は、これを設立してはならない。

会社(外國会社を含む。)は、國内において持株会社となつてはならない。

前二項において持株会社とは、國内の他の会社の株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することによりその会社の事業活動を支配することを目的として、株式を所有することを主たる事業とする会社をいう。

前項の持株会社でない会社であつて、國内の他の会社の株式を所有することを主たる事業とするもの(外國会社を含む。)が、その会社の株式を所有することによりその会社の事業活動に著しい影響を與えた場合においては、第二項の適用については、これを持株会社とみなす。

第十條　会社(外國会社を含む。)は、直接たると間接たるとを問わず、國内の一又は二以上の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有することにより、これらの会社間の競争を実質的に減殺することとなる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式又は社債を取得し、又は所有してはならず、又、不公正な競争方法により、國内の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

金融業(銀行業、信託業、保険業、無盡業又は証券業をいう。以下同じ。)以外の事業を営む会社(外國会社を含む。)は、自己と國内において競争関係にある國内の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

前項の規定の適用については、金融業以外の事業を営む会社(外國会社を含む。以下本項において親会社という。)とその子会社との間には競争関係があるものと解してはならない。(第十三條並びに第十四條第二項及び第三項の規定の適用についても同じ。)この場合において子会社とは、左の各号のすべてに該当する國内の会社をいう。

一　事業活動に必要な原材料、半製品、部分品、副産物、廃物等の物資その他の経済上の利益(資金を除く。)の供給を受け、又は事業活動に必要な特許発明若しくは実用新案を利用することに関し、親会社と当該事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係にあることにより当該親会社に従属している会社

二　親会社により株式の相当部分が所有されており、又は所有されることとなる会社

三　親会社により株式を取得される際又はその直前において、当該親会社と國内において競争していない会社

金融業以外の事業を営む國内の会社であつて、その総資産(最終の貸借対照表により、且つ、未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に対する請求権を除いたものとする。以下同じ。)が五百万円を超えるもの又は金融業以外の事業を営む外國会社は、國内の他の会社の株式又は社債の有價証券信託において、自己を受益者とする場合(株式又は社債の有價証券信託において、自己が議決権を行使する場合に限る。)には、公正取引委員会規則の定めるところにより、毎年四月一日現在及び十月一日現在においてその所有し、又は信託をしている株式又は社債に関する報告書をそれぞれ三十日以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

第十一條　金融業を営む会社(外國会社を含む。以下本條において同じ。)は、自己と國内において競争関係にある同種の金融業を営む國内の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

金融業を営む会社は、國内の他の会社の株式総数の百分の五を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。

前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。

一　証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合

二　証券業以外の金融業を営む会社が賣出のための引受によつて株式を所有する場合

三　委託者を受益者とする有價証券信託の引受によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

第二項の規定は、金融業を営む会社が担保権の行使又は代物弁済により、國内の他の会社の株式を取得する場合には、これを適用しない。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律　八五一

第三項第一号若しくは第二号又は前項の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを條件としなければならない。

第十二條　削除

第十三條　会社(外國会社を含む。)の役員又は従業員(継続して会社の業務に従事する者であつて役員以外の者をいう。)は、その会社と國内において競争関係にある國内の他の会社の役員の地位を兼ねてはならない。

第十四條　会社(外國会社を含む。)以外の者は、直接たると間接たるとを問わず、國内の一又は二以上の会社の株式又は社債を取得し、又は所有することにより、これらの会社間の競争を実質的に減殺することとなる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式又は社債を取得し、又は所有してはならず、又、不公正な競争方法により、國内の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

会社(外國会社を含む。)以外の者は、國内において相互に競争関係にある二以上の國内の会社の株式を所有する場合において、いずれか一の会社の株式をその総数の百分の十を超えて所有することとなるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、これらの株式に関する報告書をその所有することとなつた日から

三十日以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

会社（外國会社を含む。）の役員は、その会社と國内において競争関係にある國内の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社（外國会社を含む。）の役員は、その就任の際、就任する会社と國内において競争関係にある國内の他の会社の株式を所有している場合においては、その就任の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、これを所有することができる。

公正取引委員会は、特別の事情があると認めるときは、申請により、すみやかに処分することを條件として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、申請をした日からその承認又は却下の日までの期間は、これを三十日の期間に算入しない。

第十五條　國内の会社は、左の各号の一に該当する場合には、合併をしてはならない。

一　当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合

二　当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

三　当該合併が不公正な競争方法によるものである場合

國内の会社は、合併をしようとする場合には公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会に届け出なければならない。

前項の場合において、國内の会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、合併をしてはならない。但し、公正取引委員会が、当該合併が第一項各号の一に該当する疑があると認める場合には、当該会社の同意を得て更に六十日をこえない期間を限り当該期間を延長することができる。

公正取引委員会は、第十七條の二の規定により当該合併に関し必要な措置を命ずるために、審判開始決定をし、又は勧告する場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項但書の規定により延長された期間内にこれをしなければならない。但し、第二項の届出に重要な事項につき虚偽の記載があつた場合には、この限りでない。

前項の規定は、公正取引委員会が、第七條、第八條第一項又は第二十條の規定により必要な措置を命ずるために審判開始決定をし、又は勧告することを妨げるものと解してはならない。

第十六條　前條の規定は、会社（外國会社を含む。以下本條において同じ。）が左の各号に掲げる行為をする場合に、これを準用する。

一　他の会社の國内における営業の全部又は重要部分の譲受

二　他の会社の國内における営業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受

三　他の会社の國内における営業の全部又は重要部分の賃借

四　他の会社の國内における営業の全部又は重要部分についての経営の受任

五　他の会社と國内における営業上の損益全部を共通にする契約の締結

第十七條の次に次の一條を加える。

第十七條の二　第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第二項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）、又は前條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、事業者に対し、報告書の提出を命じ、又は株式若しくは社債の全部若しくは一部の処分、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第九條第一項若しくは第二項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項又は前條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、当該違反行為者に対し、報告書の提出を命じ、又は株式の全部若しくは一部の処分、会社の役員の辞任その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

前二項に規定する排除措置は、第八章第二節に規定する手続に従つて、これをしなければならない。この場合において、前項の規定の適用については第八章第二節の規定中事業者又は当該事業者とあるのは、それぞれ違反行為者又は当該違反行為者と読み替えるものとする。

第十八條中「第十五條第一項」を「第十五條第二項及び第三項」に改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律　八五三

第二十六條第一項中「第四十八條第三項又は第五十四條」を「第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條」に改める。

第三十五條第四項中「犯罪」を「事件」に改める。

第四十八條第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、事業者が、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第三項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第二項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていると認める場合、事業者が第十九條の規定に違反して不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五十一條の次に一條を加える。

第五十一條の二　公正取引委員会は、審判開始決定をした後、命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、公正取引委員会規則の定めるところにより、第四十六條第一項各号の処分の外、その後の審判手続（審決を除く。）の一部を行わせることができる。

第五十二條第一項中「第八條第一項」の次に「、第十七條の二」を加える。

第五十三條の次に次の二條を加える。

第五十三條の二　刑事訴訟法第百四十三條から第百四十七條まで、

第百四十九條、第百五十四條から第百五十六條まで、第百六十五條及び第百六十六條の規定は、公正取引委員会が、審判に際して、参考人を審訊し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について、これを準用する。

前項の場合において、「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と、「証人」とあるのは「参考人」と、「尋問」とあるのは「審訊」と、「被告人」とあるのは「事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五十三條の三　公正取引委員会は、審判開始決定をした後、事業者が、審判開始決定書記載の事実及び法律の適用を認めて、公正取引委員会に対し、その後の審判手続を経ないで審決を受ける旨を文書を以て申し出て、且つ、当該違反行爲又は不当な事業能力の較差を排除するために自ら採るべき具体的措置に関する計画書を提出した場合において、適当と認めたときは、その後の審判手続を経ないで当該計画書記載の具体的措置と同趣旨の審決をすることができる。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條　公正取引委員会は、審判手続を経た後、事業者が、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第三項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第二項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）若しくは第十七條の規定に違反する疑のある場合において、事業者が第十九條の規定に違反して不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

第六十五條第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、第十一條第五項の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、審決を以て、これを却下しなければならない。

第六十七條第一項を次のように改める。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、事業者に対し、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項、第九條第一項若しくは第二項、第十一條第一項、第二項若しくは第五項、第十三條、第十四條第一項若しくは第三項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）若しくは第十七條の規定に違反する疑のある場合における当該行爲、議決権の行使又は会社の役員の業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。第十九條の規定に違反して不公正な競争方法を用いている疑のある行爲についても、同様とする。

第六十九條中「公正取引委員会に対し、」の次に「審判開始決定後、」を加え、「正本、」を削る。

第七十六條　公正取引委員会は、その内部規律、事件の処理手続及び届出、認可申請その他の事項に関する必要な手続について規則を定めることができる。

第八十五條第三号中「第八十九條及び第九十條」を「第八十九條から第九十一條まで」に改める。

第八十九條中「五万円」を「五十万円」に改める。

第九十條中「三万円」を「三十万円」に、「第四十八條第三項又は第五十四條」を「第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條」に改める。

第九十一條を次のように改める。

第九十一條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立し、又は同條第二項の規定に違反した者

二　第十條第一項前段又は同條第二項の規定に違反して株式又は社債を取得し、又は所有した者

三　第十一條第一項若しくは同條第二項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、又は同條第五項の規定に違反して株式を所有した者

四　第十三條の規定に違反して役員の地位を兼ねた者

五　第十四條第一項前段又は同條第三項の規定に違反して株式又は社債を取得し、又は所有した者

六　第十七條の規定に違反した者

第九十一條の二　左の各号の一に該当する者は、これを二十万円以下の罰金に処する。

一　第六條第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十條第四項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

三　第十四條第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告者を提出した者

四　第十五條第二項の規定（第十六條において準用する場合を含む。）に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第十五條第三項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

六　第十六條において準用する第十五條第三項の規定に違反して第十六條各号の一に該当する行爲をした者

第九十二條中「前三條」を「第八十九條から第九十一條まで」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第九十二條の二　第五十三條の二の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、且つ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減軽又は免除することができる。

第九十三條中「五千円」を「五万円」に改める。

第九十四條中「千円」を「一万円」に改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

第九十四條の次に次の一條を加える。

第九十四條の二　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第四十條の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二　第四十六條第一項第一号又は同條第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三　第四十六條第一項第二号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四　第四十六條第一項第三号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

第九十五條第一項中「第九十一條第一号から第四号まで、若しくは第六号から第八号まで」を「第九十一條第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号、第九十一條の二」に改め、同條に次の二項を加える。

法人でない團体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその團体の業務又は財産に関して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一号若しくは第五号又は第九十一條の二第一号若しくは第三号の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その團体に対しても、各本條の罰金刑を科する。

前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行爲につきその團体を代表する外、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行爲に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

第九十六條第一項中「第八十九條及び第九十條」を「第八十九條から第九十一條まで」に改める。

第九十七條中「第四十八條第三項又は第五十四條」を「第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條」に改める。

第九十九條を次のように改める。

第九十九條　削除

第百三條に次の二項を加える。

第十一條第二項の規定は、金融業を営む会社が企業再建整備法の規定による決定整備計画に基いて金融業以外の事業を営む國内の他の会社の株式を取得し、又は所有する場合には、これを適用しない。

第十一條第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第百十條の次に次の一條を加える。

第百十條の二　第百三條第三項において準用する第十一條第五項の規定に違反して株式を所有した者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百十二條中「前條第二号」を「第百十條の二又は前條第二号」に、「同條」を「各本條」に改める。

附　則

第一條　この法律は、公布の日から施行する。

第二條　この法律施行の際、金融業以外の事業を営む会社（外國会社を含む。）が第十條第二項の改正規定に反して所有する國内の他の会社の株式又は社債の処置については、政令で定める。

2　金融業以外の事業を営む國内の会社であつてその総資産が五百万円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外國会社は、昭和二十四年四月一日現在において國内の他の会社の株式又は社債を所有している場合（株式又は社債の有價証券信託において、自己が議決権を行使する場合に限る。）には、第十條第四項の改正規定にかかわらず、同日現在においてその所有し、又は信託をしている株式又は社債に関する報告書を公正取引委員会規則で定める日までに、公正取引委員会に提出しなければならない。

第三條　この法律施行の際、第十四條の改正規定に反して所有されている株式の処置については、政令で定める。

第四條　附則第二條第一項又は前條の規定に基く政令には、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金の範囲内で罰則の規定を設けることができる。

第五條　附則第二條第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六條　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人に対しても、同條の罰金刑を科する。

第七條　この法律施行前に公訴の提起のあつた事件の管轄は、第八十五條第三号の改正規定施行後も、なお改正前の規定による。

第八條　この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参照

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年四月十二日法律第五十四号）

第二條（第二項）　この法律において私的独占とは事業者が単独に又は他の事業者と結合し若しくは通謀しその他いかなる方法を以てするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第六條　事業者は、外國の事業者と左の各号の一に該当する事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし、又は國内の事業者と貿易に関し左の各号の一に該当する事項を内容とする協定若しくは契約をしてはならない。

一　第四條第一項各号の一に掲げる事項

二　事業活動に必要な科学又は技術に関する知識又は情報の交換を制限すること。

前項の規定は、國際取引又は國内取引の一定の分野における

戦争に刺すべき程度に
戦争が間接の影響について
禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

第七条　事業者は、外国の事業者との国際的協定若しくは国際的契約又は当該事業者との間の事業に関する協定若しくは契約であつて、公正取引委員会が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものを排除するため必要な措置を命ずることができる。

第七条　事業者は、外国の事業者との国際的協定又は国際的契約であつて、当該協定又は契約の影響が国内の事業者と当該事業者との間の事業に関する協定若しくは契約であつて、公正取引委員会が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものを排除するため必要な措置を命ずることができる。

前項の場合においては、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

前項の場合においては、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

第八条　事業者は、私的独占又は不当な取引制限に該当する行為があるときは、公正取引委員会に対し、当該行為の差止め、営業の一部の譲渡その他私的独占又は不当な取引制限を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第八条　事業者は、私的独占又は不当な取引制限に該当する行為があるときは、公正取引委員会に対し、当該行為の差止め、営業の一部の譲渡その他私的独占又は不当な取引制限を排除するために必要な措置を命ずることができる。

前項の場合においては、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

前項の場合においては、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

第九条　持株会社は、これを設立してはならない。

第九条　持株会社は、これを設立してはならない。

前項に持株会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。

前項に持株会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。

第十条　保険業、信託業、銀行業、金融業又は証券業を営む会社（以下同じ。）以外の事業を営む会社は、他の会社の株式（議決権のある株式に限る。以下同じ。）を取得してはならない。ただし、その会社の総株主の議決権の百分の五（金融業又は保険業を営む会社については、百分の十）をこえる株式を取得しようとする場合については、この限りでない。

第十条　保険業、信託業、銀行業、金融業又は証券業を営む会社（以下同じ。）以外の事業を営む会社は、他の会社の株式（議決権のある株式に限る。以下同じ。）を取得してはならない。ただし、その会社の総株主の議決権の百分の五（金融業又は保険業を営む会社については、百分の十）をこえる株式を取得しようとする場合については、この限りでない。

前項の規定は、会社（商品の売買を主たる事業とする会社を含む。）が、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。

前項の規定は、会社（商品の売買を主たる事業とする会社を含む。）が、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。

一　証券業を営む会社が証券業務を主たる事業として株式を取得する場合

一　証券業を営む会社が証券業務を主たる事業として株式を取得する場合

二　証券業以外の金融業を営む会社が、その証券業務のために引受により株式を取得する場合

二　証券業以外の金融業を営む会社が、その証券業務のために引受により株式を取得する場合

三　委託証券金融を主たる事業とする会社が、委託証券担保金融のために株式を取得する場合。但し、委託者が議決権を有しないとき、又は委託者が議決権を行使しないことを条件として株式を取得する場合に限る。

三　委託証券金融を主たる事業とする会社が、委託証券担保金融のために株式を取得する場合。但し、委託者が議決権を有しないとき、又は委託者が議決権を行使しないことを条件として株式を取得する場合に限る。

前項第一号又は第二号の場合において、取得の日から一年をこえて株式を所有することとなつたときは、その超えた部分の株式については、第一項の規定は、適用しない。

前項第一号又は第二号の場合において、取得の日から一年をこえて株式を所有することとなつたときは、その超えた部分の株式については、第一項の規定は、適用しない。

第十一条　会社が株式の取得について認可を受けようとするときは、公正取引委員会に対し、左の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

第十一条　会社が株式の取得について認可を受けようとするときは、公正取引委員会に対し、左の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　会社の目的、事業内容及び組織

一　会社の目的、事業内容及び組織

二　取得しようとする株式の数及び発行価格

二　取得しようとする株式の数及び発行価格

三　取得の方法及び時期

三　取得の方法及び時期

四　取得の資金の調達方法

四　取得の資金の調達方法

五　その他公正取引委員会が必要と認める事項

五　その他公正取引委員会が必要と認める事項

前項の申請書には、左の書類を添附しなければならない。

前項の申請書には、左の書類を添附しなければならない。

一　会社の定款

一　会社の定款

二　最近の貸借対照表及び損益計算書

二　最近の貸借対照表及び損益計算書

三　最近の事業報告書

三　最近の事業報告書

四　株式の取得が不公正な競争方法に因るものでないことを証する書類

四　株式の取得が不公正な競争方法に因るものでないことを証する書類

五　その他参考となるべき書類

五　その他参考となるべき書類

第十二条　会社は、他の会社の総株主の議決権（社員の議決権を含む。）の百分の五をこえる株式を取得してはならない。ただし、その会社の総株主の議決権の百分の十をこえる株式を取得しようとする場合については、この限りでない。

第十二条　会社は、他の会社の総株主の議決権（社員の議決権を含む。）の百分の五をこえる株式を取得してはならない。ただし、その会社の総株主の議決権の百分の十をこえる株式を取得しようとする場合については、この限りでない。

前項第一号又は第二号の場合において、取得の日から一年をこえて株式を所有することとなつたときは、その超えた部分の株式については、第一項の規定は、適用しない。

前項第一号又は第二号の場合において、取得の日から一年をこえて株式を所有することとなつたときは、その超えた部分の株式については、第一項の規定は、適用しない。

第一項の規定は、会社が、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。

第一項の規定は、会社

会社の役員は、その就任の際、就任する会社と競争関係にある会社の株式を所有している場合にはその旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

公正取引委員会は、前項の届出があつた場合において、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなる虞があると認めるときは、その全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

第十五條　会社は、公正取引委員会の認可を受けなければ、合併をしてはならない。

公正取引委員会は、前項の認可の申請があつた場合において、当該合併が左の各号の一に該当し公共の利益に反すると認めるときは、これを認可してはならない。

一　当該合併が生産、販売又は経営の合理化に役立たない場合

二　当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合

三　当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる虞がある場合

四　当該合併が不公正な競争方法によつて強制されたものである場合

第十六條　会社は、公正取引委員会の認可を受けなければ、他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をしてはならない。

前條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、当該合併とあるのは、当該行為と読み替えるものとする。

第十八條　公正取引委員会は、第五條若しくは第九條第一項の規定に違反して会社が設立された場合又は第十五條第一項の規定に違反して会社が合併した場合においては、設立又は合併の無効の訴を提起することができる。

第二十六條　前條の規定による損害賠償の請求権は、第四十八條第三項又は第五十四條の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

第三十五條(第四項)　前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。

第四十八條(第一項)　公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には当該事業者に対し、適当なる措置をとるべきことを勧告することができる。

第五十二條　事業者又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員会が当該事件について第七條、第八條第一項←又は第二十條の規定による措置を命ずることが不当である理由を述べ且つ、これを立証する資料を提出し、公正取引委員会に対し、必要な参考人を審訊し、鑑定人に鑑定を命じ帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ若しくは必要な場所に臨検して業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査することを求め、又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人若しくは鑑定人を審訊することができる。

第五十四條　公正取引委員会は、審判をした後、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て事業者に対し第七條、第八條第一項又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

第五十五條(第一項)　公正取引委員会は、第六條第三項、第十條第二項若しくは第三項、第十一條第四項(第十二條第二項で準用する場合を含む。)第十四條第二項、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、審決を以てこれを却下しなければならない。

第五十七條(第一項)　裁判所は緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、事業者に対し、私的独占、不当な取引制限又は不公正な競争方法に該当する疑のある行為を一時停止するべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

第六十九條　利害関係人は公正取引委員会に対し←事件記録の閲覧若しくは謄写又は審決書の正本謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第七十六條　公正取引委員会はその内部規律及び事件の処理手続に関する事項について規則を定めることができる。

第八十五條　左の各号の一に該当する訴訟は、第一審の裁判権は東京高等裁判所に属する。

一　公正取引委員会の審決に係る訴訟

二　第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟

三　第八十九條及び第九十條の罪に係る訴訟

第八十九條　第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第九十條　左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第四條第一項の規定に違反して共同行為をした者

二　第五條の規定に違反して法人その他の団体を設立し若しくは組織し又はこれらの団体に加入した者

三　第六條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者

四　第四十八條第三項又は第五十四條の審決が確定した後においてこれに従わない者

第九十一條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一　第六條第三項又は第四項の規定に違反して協定又は契約をした者

二　第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者

三　第十條第一項又は第十一條第一項、第二項若しくは第四項

の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者

四　第十二條第一項又は同條第二項の規定で準用する第十一條第四項の規定に違反して社債を取得し、又は所有した者

五　第十三條の規定に違反して役員の地位に就いた者

六　第十四條第一項から第三項までの規定に違反して株式を取得し同條第四項の規定に違反して届出をせず、又は同條第五項の規定による公正取引委員会の命令が確定した後において、これに従わない者

七　第十六條第一項の規定に違反して他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をした者

八　第十七條の規定に違反した者

第九十二條　前三條の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第九十三條　第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第九十四條　第四十六條第一項第四号又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第九十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一号から第四号まで、若しくは第六号から第八号までの規定に違反する行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

第九十六條（第一項）　第八十九條及び第九十條の罪は、公正取引委員会の告発を待つてこれを論ずる。

第九十七條　第四十八條第三項又は第五十四條の審決に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。但し、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

二　第四十六條第一項第一号又は同條第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者

三　第四十六條第一項第二号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四　第四十六條第一項第三号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

第九十九條　左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

一　第四十條の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

第百三條　この法律の規定は企業再建整備法の規定による決定整備計画又は金融機関再建整備法の規定による整備計画に基いて行う事業者の行為には、これを適用しない。

◎企業再建整備法の一部を改正する法律

（昭和二十四年五月十日公布　法律第一五三号　昭和二十四年五月十日施行）（内閣総理・大蔵大臣・法務総裁・厚生・農林・商工・運輸・建設大臣署名）

企業再建整備法の一部を改正する法律

企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項に次の但書を加える。

但し、当該特別経理株式会社の新勘定に損失のある場合においては、当該債務の額のうち当該損失の額に相当する額については、この限りでない。

第三十四條の七の次に次の二條を加える。

第三十四條の八　第二会社が新勘定に損失のある特別経理株式会社から資産の出資を受けた場合において、第十條第二項の規定により譲渡を受けた資産の額が同條第一項の規定により承継した債務の額に不足する場合においては、当該第二会社は、その不足額を第二会社特別勘定として貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。

前項の規定により第二会社特別勘定を設けた第二会社は、毎決算期において利益を生ずるときは、命令の定めるところにより、第二会社特別勘定を償却しなければならない。

第三十四條の九　特別経理株式会社が第二会社に対し第十條第二項の規定により譲渡する資産の額以上の額の債務を承継せしめたときは、当該債務の承継により生ずる特別経理株式会社の益金は、法人税法による各事業年度の普通所得及び地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

前條第二項の規定による第二会社特別勘定の償却額は、当該償却をなした事業年度開始の日前一年以内で、且つ、当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該第二会社に資産を出資した特別経理株式会社の事業年度において生じた損金に相当する金額のうち命令で定める金額を限り、法人税法による各事業年度の普通所得及び地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

特別経理株式会社が第二会社に資産を出資した場合において、当該第二会社に第二会社特別勘定が設けられたときは、当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該特別経理株式会社の事業年度において生じた損金のうち前項の命令で定める金額（第二会社が二以上あるときは、その合計額とする。）に相当する金額については、法人税法第九條第四項及び地方税法による事業税に係るこれに相当する條例の規定は、これを適用しない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○企業再建整備法（昭和二十一年十月十八日法律第四十号）

第十條（第一項）　特別経理会社が新勘定に所属する資産の全部又は一部を出資する場合においては、その出資を受ける者は、命令の定むるところにより、指定時後特別経理会社の新勘定となつた債務を承継する。

同條（第二項）　特別経理会社は、前項の規定により債務を承継する者に対し当該債務の額に相当する資産を譲渡しなければならない。

○法人税法（昭和二十二年三月二十一日法律第二十八号）

第九條（第一項）　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の各事業年度の普通所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額による。

同條（第四項）　法人の各事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において生じた損金は、第一項の普通所得の計算上、これを損金に算入する。

◎臨時物資需給調整法の一部を改正する法律

（昭和二十四年三月三十一日公布法律第二十一号／昭和二十四年三月三十一日施行）（内閣総理・大蔵・厚生・農林・商工・運輸・建設大臣署名）

臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十四年四月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○臨時物資需給調整法（昭和二十一年十月一日法律第三十二号）

附　則

（第二項）　この法律は、昭和二十四年四月一日又は経済安定本部の廃止の時の何れか早い時に、その効力を失ふ。但し、その時までになした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後もなほその効力を有する。

◎公認会計士法の一部を改正する法律

（昭和二十四年三月三十一日公布法律第二十二号／昭和二十四年三月三十一日施行）（大蔵大臣署名）

公認会計士法の一部を改正する法律

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「会計学、簿記、原価計算、経済学、経営学、財政学、金融論、民法（親族及び相続に関する部分を除く。）並びに商法（海商、手形及び小切手に関する部分を除く。）」を「会計学（簿記、財務諸表論、原価計算及び監査論に分ける。）、経営学、経済学並びに商法（海商、手形及び小切手に関する部分を除く。）」に改める。

第九條第一号中「会計学、簿記、原価計算、経営学及び金融論」を「会計学及び経営学」に、同條第二号中「経済学、財政学及び金融論」を「経済学」に、同條第三号中「民法及び商法」を「商法」に改める。

第三十三條に次の一項を加える。

3　第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

第三十四條第二項中「又は実費を支弁して、」を「又は大蔵省令の定めるところにより実費を支弁して、」に改める。

第三十六條第二項中「以上の公認会計士」を「以上の者」に改め、同條第三項を削る。

第四十二條を次のように改める。

（委員の報酬）

第四十二條　委員は、予算の範囲内で、大蔵大臣の定める額の報酬を受ける。

第五十六條但書中「四月一日」を「十月一日」に改める。

第五十七條第二項第五号中「会社」の下に「で資本金額（株金総額、出資総額、株金総額及び出資総額の合計額又は基金総額をいう。）五百万円以上のもの」を加える。

第五十七條の次に次の一條を加える。

第五十七條の二　特別公認会計士試験の合格者を定める場合には、試験科目の成績により定める外、必要に應じ、受験者が前條第二項各号に掲げる職に在つた年数をしんしやくして定めることができる。

2　前項の規定による年数のしんしやくの方法については、会計士管理委員会規則で定める。

第六十條第一項を削り、第二項を第一項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第六十三條中「昭和二十六年」を「昭和三十三年」に改める。

第六十五條第二項中「第十一條の規定の適用については、」を「会計士補が第三次試験を受ける場合において第十一條の規定の適用については、」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年三月三十一日から施行する。但し、第五十七條第二項第五号の改正規定は、この法律施行の日から十月を経過した日後に行う特別公認会計士試験から適用する。

2　公認会計士法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十五号）は、廃止する。

参照

○公認会計士法（昭和二十三年七月六日法律第百三号）

（第二次試験）

第八條（第一項）　第二次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学、簿記、原価計算、経済学、経営学、財政学、金融論、民法（親族及び相続に関する部分を除く。）並びに商法（海商、手形及び小切手に関する部分を除く。）について、これを行う。

（第二次試験の一部免除）

第九條　左の各号の一に該当する者に対しては、当該各号に定める科目について、第二次試験を免除する。

一　学校教育法による大学、旧大学令による大学（予科を含む。以下同じ。）、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、会計学、簿記、原価計算、経営学及び金融論

二　学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、経済学、財政学及び金融論

三　学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、民法及び商法

（調査のための権限）

第三十三條　会計士管理委員会は、前條第二項又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一　事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三　帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

2　会計士管理委員会は、相当と認めるときは、会計士管理委員会事務局の職員をして、前項の処分をさせることができる。

（調書の作成及び公開並びに懲戒処分の公告）

第三十四條（第二項）　利害関係人は、会計士管理委員会に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。但し、当該公認会計士若しくは会計士補又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしない旨の決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

（委員）

第三十六條　会計士管理委員会は、委員五名をもつて、これを組織する。

2　委員は、人格が高潔で、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年齢三十五年以上の公認会計士のうちから、大蔵大臣が、これを任命する。

3　委員は、國家公務員法第二條第三項第十三号の特別職とする。

（委員の報酬）

第四十二條　委員は、予算の範囲内で、一般職の國家公務員の最高の俸給よりも高く國務大臣の俸給よりも低い額の範囲内で大蔵大臣の定める額の報酬を受ける。

第五十六條　この法律中第六十二條の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

但し、第四十七條及び第四十八條の規定は、昭和二十五年四月一日からこれを施行する。

第五十七條　昭和二十三年八月一日から三年以内に限り、会計士管理委員会の定める時期に、特別公認会計士試験を行う。

2　商学に属する科目に関する研究により学位を授与された者及び左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその職に在つた年数を通算して三年以上になる者は、特別公認会計士試験を受けることができる。

一　計理士及び税務代理士

二　学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校における商学に属する科目の教授、助教授又は講師

三　行政機関において会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の団体の財務に関する行政事務を直接担当する職であつて会計士管理委員会の指定するもの

四　銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付その他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）又は会計に関する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上に相当するもの

五　前号に掲げるものを除く外、会社←又は特別の法律により設立された法人において会計に関する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上に相当するもの

六　商学又は財務に関する研究又は調査を目的とする機関で会計士管理委員会の認定するものにおける研究又は調査についての責任ある地位

（三項以下略）

第六十條（第一項）　会計士管理委員会の第一期の委員は、第三十六條第二項の規定にかかわらず、公認会計士以外の者であつて同項に規定する他の條件を備えるもののうちから、これを任命することができる。

第六十三條　計理士法廃止の際計理士である者は、昭和二十六年七月三十一日までに限り、計理士の名称を用いて、計理士法第一條に規定する業務（第二條第一項の業務に該当するものを除く。以下同じ。）を営むことができる。

第六十五條（第二項）　第十一條の規定の適用については、計理士として会計に関する検査又は証明の業務に従事していた期間は、これを第十二條の規定による実務補習を受けた期間又は当該期間の外に会計士補として第二條第一項の業務について公認会計士を補助した期間とみなす。

◎公認会計士法の一部を改正する法律（衆法）

（昭和二十四年五月三十日公布　法律第百十九号　大蔵大臣署名　昭和二十四年五月三十日施行）

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五十六條但書中「昭和二十四年十月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○公認会計士法（昭和二十三年七月六日法律第百三号）

第五十六條　この法律中第六十二條の規定は、公布の日から、その他の規定は昭和二十三年八月一日から、これを施行する。但し、第四十七條及び第四十八條の規定は昭和二十四年十月一日からこれを施行する。

◎公認会計士法の一部を改正する法律（衆法）

（昭和二十四年六月十日公布　法律第二百九号　大蔵大臣署名　昭和二十四年六月十日施行）

公認会計士法の一部を改正する法律

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五十七條に次の二項を加える。

7　計理士でその職に在つた年数を通算して十五年以上になる者は、特別公認会計士試験にかえて、大蔵省令の定めるところにより公認会計士試験委員の行う陪審式試験を受けることができる。

8　第五項の規定は、陪審式試験を受けようとする者に、第四項及び第六項の規定は、陪審式試験に合格した者に準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

◎価格調整公團法の一部を改正する法律

（昭和二十四年五月十九日公布　法律第八十号　内閣総理大臣署名　昭和二十四年五月十九日施行）

価格調整公團法の一部を改正する法律

価格調整公團法（昭和二十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十條第五項中「当該官吏」を「物價廳長官の定める價格調整公團の役員若しくは職員」に改め、同條第六項中「当該官吏」の下に「又は價格調整公團の役員若しくは職員」を加える。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條の二　物價廳長官は、價格等の適正な調整を図るため必要があると認めるときには、その必要の限度内において、業者に対し、当該給付の目的である物資の價格等の一部を價格調整公團に支拂うことを命ずることができる。

價格調整公團は、物價廳長官の定めるところにより、業者に対し、当該給付の目的である物資の價格等を補うため資金を交付しなければならない。

第二十五條中「第二十三條第一項」を「第二十二條の二第一項、第二十三條第一項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○價格調整公團法（昭和二十二年四月十六日法律第六十二号）

第二十條（第五項）　價格調整公團は、必要があると認めるときには、指定價格等に対する給付をなすを業とする者（以下單に業者という。）業者の所有する物資の占有者又は業者から指定價格等に対する給付を受ける者に対し、價格等の調整に関し、報告を徴し、書類の提出を求め、若しくは帳簿の作成を命じ、又は命令の定めるところにより、当該官吏に必要な場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

同條（第六項）　前二項の規定により、当該官吏←に臨検検査をさせる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携行させなければならない。

第二十五條　第二十三條第一項又は前條第一項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

◎貿易公團法の一部を改正する法律

（昭和二十四年三月三十一日公布　法律第十九号　内閣総理大臣・大蔵・商工大臣署名　昭和二十四年四月一日施行）

貿易公團法の一部を改正する法律

貿易公團法の一部を改正する法律

貿易公團法（昭和二十二年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「食糧貿易公團　原材料貿易公團」を削る。

第四條第一項中「食糧貿易公團　原材料貿易公團　千五百万円」を削る。

第十六條第三項中「原材料貿易公團」を「貿易公團」に改め、同條第二項を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2　食糧貿易公團及び原材料貿易公團は、前項の時に解散する。

3　食糧貿易公團及び原材料貿易公團は、解散の後においても、清算の目的の範囲内においては、その清算の結了に至るまでは、なお存続するものとみなす。

4　清算中の食糧貿易公團及び原材料貿易公團の資産及び債務であつて、昭和二十四年六月三十日に現に存するものは、その時に貿易資金特別会計において承継する。

5　前三項に定めるものの外、食糧貿易公團及び原材料貿易公團の解散に関して必要な事項は、政令で定める。第一項の時までにした行爲に対する罰則の適用に関しては、貿易公團法第二條の改正規定にかかわらず、なお從前の例による。

参照

○貿易公團法（昭和二十二年四月十五日法律第五十八号）

第二條（第一項）　貿易公團の種類は、左の通りとする。

鉱工品貿易公團
繊維貿易公團
食糧貿易公團
原材料貿易公團

第四條（第一項）　貿易公團の基本金は、左の通りとする。

鉱工品貿易公團　千五百万円
繊維貿易公團　二千万円
食糧貿易公團　千五百万円
原材料貿易公團　千五百万円

第十六條　貿易公團は、経済安定本部総務長官の定める基本的な政策及び計画に基き、主務大臣の監督に從い、輸出入に関する左の業務を行う。

一　輸出品の発註、買取、保管及び輸送並びに政府に対する賣渡

二　輸入品の引取、保管、輸送及び引渡

三　輸出入に関する原材料及び包装材料の取得及び配分

四　前各号に附帶する業務

同條（第二項）　前項第三号の業務は、原材料貿易公團に限つてこれを行うことができる。但し、輸入品の取得及び配分についてはこの限りでない。

同條（第三項）　原材料貿易公團は、現に生産の過程にある輸出品の生産に必要な又は主務大臣の認めた在庫に必要な資材の数量に限つてこれを買い入れることができる。

◎配炭公團法の一部を改正する法律

（昭和二十四年三月三十一日公布　法律第十八号　昭和二十四年三月三十一日施行）（内閣総理・大蔵・商工大臣署名）

配炭公團法の一部を改正する法律

配炭公團法（昭和二十二年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二條（第一項）　この法律は、昭和二十四年四月一日又は経済安定本部廃止の時の何れか早い時にその効力を失う。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○配炭公團法（昭和二十二年四月十五日法律第五十六号）

第三十二條（第一項）　この法律は、昭和二十四年四月一日又は経済安定本部廃止の時の何れか早い時にその効力を失う。

◎配給公團法の一部を改正する法律

（昭和二十四年六月七日公布　法律第百九十号　昭和二十四年六月七日一部施行　同年七月一日一部施行）（内閣総理・大蔵・通商産業大臣署名）

配炭公團法の一部を改正する法律

配炭公團法（昭和二十二年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「石炭及びコークス（半成コークスを含む。以下同じ。）並びに別表第一に掲げる亜炭及び亜炭コークス（以下指定亜炭という。）」を「石炭及びコークス（別表第一に掲げる石炭及びコークスを除く。以下同じ。）」に改める。

第十三條中「石炭、コークス又は亜炭」を「石炭又はコークス」に改める。

第十五條第一号中「石炭、コークス及び指定亜炭の一手買取及び一手賣渡」を「石炭及びコークスの買取及び賣渡」に改める。

第十六條第一項中「石炭、コークス又は指定亜炭」を「石炭又はコークス」に、「生産業者から」を「生産業者からのみ」に改め、「すべての」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて指定する放置炭については、この限りでない。

第十六條第二項中「前項に掲げる物資」を「石炭又はコークス」に、同條第三項中「前二項」を「前三項及び第七項」に、同條第三

配炭公團法の一部を改正する法律

項及び第四項中「石炭、コークス又は指定亞炭」を「石炭又はコークス」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

配炭公團は、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けて指定する者以外の者に、その買い取つた石炭又はコークスを賣り渡してはならない。

第十六條に次の二項を加える。

配炭公團は、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けて指示する荷渡場所において石炭又はコークスの荷渡を行わなければならない。

主務大臣は、石炭又はコークスの需給の狀況が改善されたと認めるときには、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、配炭公團の業務を縮少することができる。

第二十一條第二項及び第三項中「石炭、コークス又は指定亞炭」を「石炭又はコークス」に改める。

第三十二條第一項中「昭和二十四年七月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時」を「昭和二十五年四月一日（昭和二十五年四月一日以前において第七條第一項の規定による經濟安定本部總務長官の解散の命令があつたときは、その時）」に改め、同條第二項中「配炭公團は、」の下に「第七條第一項の場合を除き、」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一

第一條第一項の規定による石炭及びコークスは、左の通りとする。

一　無煙炭（國内産のものに限る。）
二　せん石
三　微粉炭（沈でん微粉炭を含む。）
四　發熱量四、〇〇〇カロリー以下の石炭（常磐炭及び本土炭については發熱量三、七〇〇カロリー以下、宇部炭については發熱量三、五〇〇カロリー以下のものとする。）
五　半成コークス（國内産のものに限る。）
六　含有灰分三〇パーセント以上のコークス

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、別表第一の改正規定中第四号に係るものは、昭和二十四年七月一日から施行する。

參照

○配炭公團法（昭和二十二年四月十五日法律第五十六号）

第一條（第一項）　配炭公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計画及び配給手続に從い、石炭及びコークス（半成コークスを含む。以下同じ。）並びに別表第一に掲げる亞炭及び亞炭コークス（以下指定亞炭という。）の適正な配給に関する業務を行うことを目的とする。

第十三條　配炭公團の役員及び職員は、石炭、コークス又は亞炭の生産、選別、保管加工、賣買若しくは輸送を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に從事し、若しくはその営業につき一切の利害関係を有してはならない。

第十五條（第一項）　配炭公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計画及び配給手続並びにこれらに関する指示に基き、主務大臣の監督に從ひ、左の業務を行う。

一　物價廳の定める價格による石炭、コークス及び指定亞炭の一手買取及び一手賣渡

第十六條（第一項）　配炭公團は、石炭、コークス又は指定亞炭の生産業者からこれらの者が生産したすべての石炭、コークス又は指定亞炭を買い取らなければならない。←

同條（第二項）　配炭公團は、山元又は主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けて指示する荷渡場所において前項に掲げる物資の荷渡を受けなければならない。

同條（第三項）　前二項に定めるものの外主務大臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて石炭、コークス又は指定亞炭の買取又は賣渡について必要な事項を定めることができる。

同條（第四項）　配炭公團は、第二項の規定による荷渡場所において、役員又は職員に荷渡を受ける石炭、コークス又は指定亞炭の品質、數量その他必要な事項について適確な檢査をさせなければならない。

第二十一條（第二項）　經濟安定本部總務長官は、石炭、コークス又は指定亞炭の適正な配給を確保するため必要があると認めるときには、配炭公團に対して、監督上必要な命令をなすことができる。

同條（第三項）　主務大臣は、石炭、コークス又は指定亞炭の適正な配給を確保するため必要があると認めるときには、配炭公團に対して、經濟安定本部總務長官の定める割當計画及び配給手続に基いて、監督上必要な命令をなすことができる。

第三十二條　この法律は、昭和二十四年七月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時に、その効力を失う。

配炭公團は、←前項の時に解散する。但し、その時までにした行爲に対する罰則の適用及び配炭公團の清算に関しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

別表第一

第一條第一項の規定による指定亞炭は、左の通りとする。

亞炭及び亞炭コークス（泥炭その他主務大臣が指定する亞炭及び亞炭コークスを除く。）

◎食料品配給公團法の一部を改正する等の法律

（昭和二十四年三月三十日公布法律第三三号）
（昭和二十四年三月三十日施行）
（内閣総理大臣・大藏・農林大臣署名）

食糧品配給公團法の一部を改正する等の法律

（食料品配給公團法の改正）

第一條　食料品配給公團法（昭和二十二年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「四月一日」を「七月一日」に改める。

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律

（飼料配給公團法の改正）

第二條　飼料配給公團法（昭和二十二年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項中「四月一日」を「七月一日」に改める。

（油糧配給公團法の改正）

第三條　油糧配給公團法（昭和二十二年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「四月一日」を「七月一日」に改める。

（食糧管理法の改正）

第四條　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「三月三十一日」を「七月一日」に改める。

（肥料配給公團令の改正）

第五條　肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「四月一日」を「七月一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○食料品配給公團法（昭和二十二年十二月十七日法律第二百一号）

第三十一條（第一項）　この法律は、昭和二十四年四月一日又は経済安定本部廃止の時の何れか早い時にその効力を失う。

○飼料配給公團法（昭和二十二年十二月十七日法律第二百二号）

第三十二條（第一項）　この法律は、昭和二十四年四月一日又は経済安定本部廃止の時の何れか早い時にその効力を失う。

○油糧配給公團法（昭和二十二年十二月十七日法律第二百三号）

第三十一條（第一項）　この法律は、昭和二十四年四月一日又は経済安定本部廃止の時の何れか早い時にその効力を失う。

○食糧管理法（昭和十七年二月二十一日法律第四十号）

第二十條（第一項）　食糧配給公團ハ昭和二十四年三月三十一日又ハ経済安定本部総務長官ノ命令アリタル日ニ解散ス

○肥料配給公團令（昭和二十二年四月三十日勅令第百七十一号）

第三十二條（第一項）　この勅令は、昭和二十四年四月一日又は経済安定本部廃止のときの何れか早いときに、その効力を失う。

◎食料品配給公團法の一部を改正する等の法律（参法）

（昭和二十四年五月三十一日公布法律第百七十一号）（内閣総理・大蔵・昭和二十四年五月三十一日施行）（農林大臣署名）

（食料品配給公團法の改正）

第一條　食料品配給公團法（昭和二十二年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「（グルタミン酸ソーダを含む。）」及び「罐詰、」を削る。

第三條第三項中「復興金融金庫から借り入れるものとする。」を「借入金によることができる。」に改める。

第三十一條第一項中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

（飼料配給公團法の改正）

第二條　飼料配給公團法（昭和二十二年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「復興金融金庫から借り入れるものとする。」を「借入金によることができる。」に改める。

第三十二條第一項中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

（油糧配給公團法の改正）

第三條　油糧配給公團法（昭和二十二年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「一千万円」を「十五億一千万円」に改め、同條第三項中「復興金融金庫から借り入れるものとする。」を「借入金によることができる。」に改める。

（食料品配給公團法の一部を改正する等の法律

第三十一條第一項中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

（食糧管理法の改正）

第四條　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「復興金融金庫ヨリ之ヲ借入ルモノトス」を「借入金ニ依ルコトヲ得」に改める。

第二十條第一項中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

（肥料配給公團令の改正）

第五條　肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「復興金融金庫から借り入れるものとする。」を「借入金によることができる。」に改める。

第三十二條第一項中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　食料品配給公團は、食料品配給公團法第一條第一項及び第十五條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の際現にその所有し、又は占有する罐詰を処分することができる。この場合には、食料品配給公團法第二十五條第一号の規定は、適用しない。

參照

○食料品配給公團法（昭和二十二年十二月十七日法律第二百一号）

第一條（第一項）　食料品配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及び配給手續に從い、みそ、しようゆ、アミノ酸（グルタミン酸ソーダを含む。）、砂糖、罐詰、乳製品その他命令で定める食料品（以下食料品という。）の適正な配給に關する事務を行うことを目的とする。

第三條（第三項）　食料品配給公團の運營資金は、必要があるときには、復興金融金庫から借り入れるものとする。

第十五條（第一項）　食料品配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及び配給手續並びにこれらに關する指示に基き、主務大臣の監督に從い左の業務を行う。

一　物價廳の定める價格による國內產食料品及び輸入食料品の一手買取及び一手賣渡

二　食料品の保管、輸送、加工及び檢査

三　食料品の販賣業者の指定

四　第一号及び第二号の事業に附帶する業務

第二十五條　左の場合においては、その違反行爲をなした食料品配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

一　第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

第三十一條　この法律は昭和二十四年七月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時にその効力を失う。

食料品配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになした行爲に對する罰則の適用及び食料品配給公團の清算に關しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

○飼料配給公團法（昭和二十二年十二月十七日法律第二百二号）

第三條（第三項）　飼料配給公團の運營資金は、必要があるときには、復興金融金庫から借り入れるものとする。

第三十二條（第一項）　この法律は、昭和二十四年七月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時にその効力を失う。

○油糧配給公團法（昭和二十二年十二月十七日法律第二百三号）

第三條（第一項）　油糧配給公團の基本金は、一千万円とする。

同條（第三項）　油糧配給公團の運營資金は、必要があるときには、復興金融金庫から借り入れるものとする。

第三十一條（第一項）　この法律は、昭和二十四年七月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時にその効力を失う。

○食糧管理法（昭和十七年二月二十一日法律第四十一号）

第十六條（第三項）　食糧配給公團ノ運營資金ハ必要ニ應ジ復興金融金庫ヨリ之ヲ借入ルモノトス

第二十條（第一項）　食糧配給公團ハ昭和二十四年七月一日又ハ經濟安定本部廢止の時のいずれか早い時に、その効力を失う。

○肥料配給公團令（昭和二十二年四月三十日勅令第百七十一号）

第三條（第三項）　肥料配給公團の運營資金は、必要があるときには、復興金融金庫から借り入れるものとする。

第三十二條（第一項）　この勅令は、昭和二十四年七月一日又は經濟安定本部廢止のときの何れか早いときにその効力を失う。

◎酒類配給公團法の一部を改正する法律

（昭和二十四年三月三十一日公布法律第二十号／昭和二十四年三月三十一日施行）（内閣總理・大藏大臣署名）

酒類配給公團法の一部を改正する法律

酒類配給公團法（昭和二十二年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「四月一日」を「七月一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

參照

○酒類配給公團法（昭和二十二年十二月十二日法律第百七十二号）

附　則

第二條（第一項）　この法律は、昭和二十四年四月一日又は經濟安定本部廢止の時のいずれか早い時に、その効力を失う。

◎自轉車競技法の一部を改正する法律（衆法）

（昭和二十四年六月二十四日公布法律第二百十七号／昭和二十四年六月二十四日施行）（内閣總理・通商産業・運輸大臣署名）

自轉車競技法の一部を改正する法律

自轉車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「市」を「市町村」に、「指定市」を「指定市町村」に改める。

第四條中「指定市」を「指定市町村」に改める。

第六條中「指定市の市長」を「指定市町村の市町村長」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

參照

○自轉車競技法（昭和二十三年八月一日法律第二百九号）

第一條（第一項）　都道府縣及び人口、財政等を勘案して主務大臣が指定する市（以下指定市という。）は自轉車の改良、增産、輸出の增加、國內需要の充足に寄與するとともに、地方財政の增收を圖るため、この法律により、自轉車競走を行うことができる。

第四條　第一條の自轉車競走を行う競走場の數は、都道府縣は各二箇所以内、指定市は各一箇所である。

第六條　自轉車競走場で自轉車競走を開催するときは、入場者から入場料を取らなければならない。但し、都道府縣知事又は指定市の市長が、無料入場者と定めた者からは、入場料を取らなくてもよい。

◎農地調整法の一部を改正する等の法律

（昭和二十四年六月二十日公布法律第二百十五号／昭和二十四年六月二十日一部施行／同二十五年一月一日一部施行）（農林大臣署名）

農地調整法の一部を改正する等の法律

第一條　農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「放牧地ヲ除ク」の下に「以下本條ニ於テ同ジ」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

前項ノ許可又ハ承認ハ左ニ掲グル場合ニハ之ヲ行フコトヲ得ズ

一　前項ニ掲グル權利（耕作、採草又ハ家畜ノ放牧ヲ目的トセザル權利ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ）ヲ取得セントスル者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ガ當該權利ノ目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ自ラ耕作又ハ蠶畜ノ業務ノ目的ニ供スルモノト認メ得ザル場合

二　前項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ當該權利ヲ取得スルコトニ因リ其ノ者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ノ面積ノ合計ガ自作農創設特別措置法第三條第一項第三號ノ面積（同條第三項ノ規定ニ依リ當該區域ニ付定メラレタル同號ノ面積ニ代ルベキ面積ガアルトキハ其ノ面積）ヲ超ユル場合又ハ此等ノ者ノ所有シ若ハ耕作若ハ養畜ノ業務ニ供スル農地、採草地若ハ放牧地ノ面積ノ合計ガ同法第四十條ノ二第一項第三號ノ面積（同條第二項ニ於テ準用スル同法第三條第三項ノ規定ニ依リ當該區域ニ付定メラレタル同號ノ面積ニ代ルベキ面積ガアルトキハ其ノ面積）ヲ超ユル場合但シ市町村農地委員會ガ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケテ當該權利ヲ取得セントスル者ノ營ム耕作又ハ養畜ノ業務ヲ適正ト認メタル場合ヲ除ク

三　前項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ當該權利ヲ取得スルモ其ノ者又ハ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ノ耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スル農地、採草地又ハ放牧地ノ面積ノ合計ガ北海道ニ在リテハ二町歩、都府縣ニ在リテハ三段歩ヲ基準トシテ都道府縣知事ノ定メタル面積ニ達セザル場合但シ市町村農地委員會ガ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除ク

四　農地、採草地又ハ放牧地ニ付耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スルコトヲ目的トシテ設定セラレタル地上權、永小作權、賃借權又ハ使用貸借ニ依ル權利ヲ有スル者ガ當該土地ヲ轉貸セントスル場合但シ轉貸セントスル者ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作、採

草又ハ放牧スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時轉貸セントスル場合ヲ除ク

五　其ノ他前項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ當該權利ノ目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ耕作又ハ蠶畜ノ業務ニ供スルコトニ因リ當該土地ニ付テノ農業生産ノ低下ヲ來スコト明ナル場合

都道府縣知事第一項ノ許可ヲ爲サントスル場合ニ於テ同項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ耕作以外ノ用ニ供スル爲五千坪ヲ超ユル面積ノ農地ニ付同項ニ掲グル權利ヲ取得セントスルトキハ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第四條に第六項として次の一項を加える。

第一項及前二項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第二十九條第二項ニ於テ準用スル同法第十六條ノ規定又ハ同法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ賣渡シタル土地（第一項ノ土地ヲ除ク）又ハ建物ニ付之ヲ準用ス

第五條第三号中「農地」を「前條第一項又ハ第六項ニ規定スル土地又ハ建物」に改める。

第六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

都道府縣知事前項ノ許可ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該許可ニ係ル農地ノ面積ガ五千坪ヲ超ユルトキ（同一ノ事業ノ目的ニ供セラルル農地ノ面積ノ合計ガ五千坪ヲ超ユル場合ヲ含ム）ハ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

農地調整法の一部を改正する等の法律

第六條に第四項として次の一項を加える。

第一項及前項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ土地ヲ買受ケタル者其ノ土地ヲ採草若ハ家畜ノ放牧又ハ農地ノ開發若ハ農地ノ開發ニ伴ヲ土地ノ利用以外ノ目的ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス

第九條第二項中「期間滿了前六月乃至一年内」の下に「（賃貸人ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ期間滿了前一月乃至六月内）」を加え、同項但書を削り、同條第三項に次の但書を加える。

但シ賃貸借ノ解約ガ小作調停法ニ依ル調停ニ依リ爲サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條に第七項として次の一項を加える。

農地ノ賃貸借ニ附シタル解除條件又ハ不確定期限ハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第九條ノ二第二項中「第九條ノ三各號」を「第九條ノ三第一項各號」に、「同條」を「同項」に改める。

第九條ノ三に次の一項を加える。

前項但書ノ規定ニ依ル許可ハ省令ヲ以テ定ムル場合ニハ市町村農地委員會ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第九條ノ四第一項及び第四項中「前條各號」を「前條第一項各號」に改める。

第九條ノ五第一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」

に、「第九條ノ三各號」を「第九條ノ三第一項各號」に改める。

第九條ノ六を次のように改める。

第九條ノ六　削除

第十四條ノ二第二項として次の一項を加える。

小作調停法並ニ第十條乃至第十二條及前條ノ規定ハ薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ賃貸借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的トスル契約ニ付之ヲ準用ス但シ此等ノ規定中「小作官又ハ小作主事」トアルハ「小作官又ハ小作主事及林業又ハ畜産ノ事務ニ從事スル都道府縣ノ吏員ニシテ都道府縣知事ノ指定スルモノ」トス

第十五條第二項第二号中「農地關係」を「農地關係等」に改める。

第十五條ノ二第二項中「第八項」を「第十三項」に改め、同條第三項を次のように改める。

委員ハ左ノ各號ノ區分ノ一ニ屬シ被選擧權ヲ有スル者ニ就キ當該區分ニ屬シ選擧權ヲ有スル者ノ選擧シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　北海道ニ在リテハ五段歩、都府縣ニ在リテハ二段歩ヲ超ユル面積ノ小作地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者

二　前號ニ掲グル面積ヲ超ユル面積ノ小作地ヲ所有スル者

三　耕作ノ業務ヲ營ム者又ハ農地ヲ所有スル者ニシテ前二號ニ該當セザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地ヲ所有シ且ツ小作地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者ニ在リテハ其ノ者ノ所有スル小作地ト其ノ者ノ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル小作地トノ面積ノ差ニ依リ同項各號ノ區分ヲ定ム

第十五條ノ二第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次の後段を加える。

小作地ヲ所有スル者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ小作地ヲ所有スル者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル小作地ニ付亦同ジ

第十五條ノ二第五項の次に次の二項を加える。

前三項ニ於テ小作地トハ耕作ノ業務ヲ營ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利、地上權、永小作權又ハ質權ニ基キ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂フ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ガ有スル同項ニ掲グル權利ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ有スルモノト看做ス

第十五條ノ二第八項の次に次の二項を加える。

第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地臺帳ニ登錄セラレタル地積ノアル農地ニ在リテハ當該地積（市町村農地委員會當該地積ヲ以テ著シク不相當ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積）、土地臺帳ニ登錄セラレタル地積ナキ農地ニ在リテハ市町村農地委員會ノ定メタル面積トス

第三項各號ノ區分ハ選擧權又ハ被選擧權ヲ有スル者ノ登載セラレタル第十五條ノ五ノ規定ニ依リ調製セラレタル選擧人名簿ノ區分ニ依ル但シ選擧人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選擧人名簿ニ登載セラルベキモノノ被選擧權ノ區分ニ付テハ當該選擧人名簿ノ調製ノ期日ニ於ケル其ノ者ノ年齡、住所及生年月日ニ依リ之ヲ定ム

選擧人名簿ニ登載セラレタル者ニシテ選擧人名簿ニ登載セラレザル者ノ申請ニ依リ選擧人名簿ニ登載セラルベキ者ノ年齡、住所及生年月日ニ付調査シタル結果ニ依リ選擧人名簿ニ登載セラルベキモノト認メタル者ハ選擧人名簿ノ調製ノ期日ニ於テ選擧人名簿ニ登載セラレタルモノト看做ス

第十五條ノ二第三項の次に次の一項を加える。

選擧人名簿ニ登載セラレタル者ハ選擧ノ期日ニ於テ選擧人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選擧人名簿ニ登載セラルベキ者ノ年齡、住所及生年月日ニ付調査シタル結果ニ依リ選擧人名簿ニ登載セラルベキモノト認メタル者ハ選擧ノ期日ニ於テ選擧人名簿ニ登載セラレタルモノト看做ス

第十五條ノ二第四項の次に次の一項を加える。

第三項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若ハ遺漏アルトキハ市町村ノ選擧管理委員會ハ職權ヲ以テ選擧人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得

第十五條ノ二第五項の次に次の一項を加える。

選擧人名簿ニ登載セラレタル者ハ選擧ノ期日ニ於テ選擧人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選擧人名簿ニ登載セラルベキ者ノ年齡、住所及生年月日ニ付調査シタル結果ニ依リ選擧人名簿ニ登載セラルベキモノト認メタル者ハ選擧ノ期日ニ於テ選擧人名簿ニ登載セラレタルモノト看做ス

第十五條ノ二第六項中「前項」を「前三項」に改め、同項に次の後段を加える。

前項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若ハ遺漏アルトキハ市町村ノ選擧管理委員會ハ職權ヲ以テ選擧人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得

第十五條ノ二第六項の次に次の一項を加える。

選擧人ノ年齡ハ選擧人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

選擧人名簿ニハ選擧人ノ氏名、住所及生年月日並ニ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地又ハ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ營ム小作地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第五項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム）ノ面積等ヲ記載スベシ但シ第十五條ノ三第一項ニ規定スル同居ノ親族又ハ其ノ配偶者タル選擧人ニ付テハ氏名及生年月日等ヲ記載スルヲ以テ足ル

第十五條ノ二第六項、第七項及第九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ六　委員候補者ハ各投票區ニ於ケル自己ノ登載セラレタル選擧人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會人タルベキ者一人ヲ定メ選擧ノ期日前二日迄ニ投票管理者ニ之ヲ届出ヅルコトヲ得但シ同一人ヲ届出ヅルコトヲ妨ゲズ

前項ノ届出アル者（委員候補者死亡シ又ハ委員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ其ノ者ノ届出ニ係ル者ヲ除ク以下同ジ）第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ付二人ヲ超エザルトキハ當該區分

ニ付テハ其ノ者ヲ以テ投票立會人トシ二人ヲ超ユルトキハ當該區分ニ付テハ屆出アリタル者ニ於テ投票立會人二人ヲ互選スベシ

第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ付投票立會人二人ニ達セザルトキ若ハ二人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ投票立會人ニシテ參會スルモノ投票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ二人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後二人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管理者ハ當該投票區ニ於ケル當該區分ノ選擧人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立會ハシムベシ但シ委員ノ選擧ヲ行ハザル區分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

地方自治法第三十條第三項第七項乃至第九項第十一項ノ規定ハ投票立會人ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ七　衆議院議員選擧法第二條、第十三條乃至第十七條、第百四十一條及第百四十六條並ニ衆議院議員選擧法中改正法律（昭和二十年法律第四十二號）附則第八項第九項ノ規定ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧ニ付之ヲ準用ス但シ衆議院議員選擧法第十三條第一項中十一月五日トアルハ次年ノ一月二十日、同法第十七條第一項中十二月二十日トアルハ次年ノ三月五日、同條第二項中次年ノ十二月十九日トアルハ次次年ノ三月四日トス

第十五條ノ八　地方自治法第十七條、第十九條第四項、第二十條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第十項第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條及第百二十八條ノ規定ハ普通地方公共團體ノ長及都道府縣ノ議會ノ議員ノ選擧ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村農地委員會ノ委員ノ選擧ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ六の規定」ト、第五十六條第三項中「事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限經過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき」トアルハ「事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき」ト、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第百四十一條」トアルハ「農地調整法第十五條の二十一」ト、第六十二條第一項中「選擧を行わないで当選人を定めることができず又は更に選擧を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選擧区におけるが議員の定数（選擧区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアリ、第六十三條第一項中「選擧を行わないで当選人を定めることができず若しくは選擧を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第二項にいう当選人の不足数を通じて当該選擧区における議員の定数（選擧区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選擧を行わないで当選人を定めることができないとき（市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において市町村の選擧管理委員会が都道府縣知事の承認を得たときを除く。）」ト、第六十三條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共團体の議会の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「市町村農地委員会の委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人とならなかつた者があるとき、又はその期限經過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは」トアルハ「当選人となならなかつた者があるときは」ト、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項」トアルハ「第十章及び第百四十條第二項」トス

第十五條ノ九を第十五條ノ二十五とし、第十五條ノ十を削る。

第十五條ノ十五第二項第二号中「農地關係」を「農地關係等」に改め、同條を第十五條ノ九とする。

第十五條ノ十六を第十五條ノ十とする。

農地調整法の一部を改正する等の法律

第十五條ノ十一を次のように改める。

第十五條ノ十一　市町村農地委員會ノ委員（第十五條ノ二第十三項ノ規定ニ依リ選任セラレタル委員ヲ除ク）ハ當該市町村農地委員會ノ設置セラレタル市町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有ス

市町村農地委員會ノ委員ノ被選擧權ヲ有スル者ハ當該市町村農地委員會ノ設置セラレタル市町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ノ被選擧權ヲ有ス

第十五條ノ十二を第十五條ノ二十三とする。

第十五條ノ十一の次に次の一條を加える。

第十五條ノ十二　都道府縣農地委員會ノ委員ハ各選擧區ニ於テ之ヲ選擧ス

前項ノ選擧區ハ第十五條ノ二第三項各號ノ區分毎ニ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣ノ選擧管理委員會之ヲ定ム

都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ニ於ケル選擧人ノ所屬ノ選擧區ハ選擧人ノ住所ノアル市町村ニ依リ之ヲ定ム

第十五條ノ十三を次のように改める。

第十五條ノ十三　都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ニ關スル事務ハ都道府縣ノ選擧管理委員會之ヲ管理ス

第十五條ノ十四第二項を次のように改め、同條を第十五條ノ三十とする。

主務大臣ハ中央農地委員會ノ請求ニ因リ都道府縣農地委員會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

農地調整法の一部を改正する等の法律

第十五條ノ十三の次に次の三條を加える。

第十五條ノ十四　都道府縣ノ選擧管理委員會ハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ヲ行フ場合ニ於テ都道府縣農地委員會委員選擧人名簿ヲ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ從ヒ各選擧區毎ニ調製シ其ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ關係人ノ縱覽ニ供スベシ

前項ノ選擧人名簿ニハ氏名及其ノ者ノ屬スル市町村農地委員會ノ名稱等ヲ記載スベシ

地方自治法第二十六條第一項第三項前段第四項第六項ノ規定ハ第一項ノ選擧人名簿ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ十五　都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ノ投票區ハ都道府縣ノ選擧管理委員會ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタルトキハ都道府縣ノ選擧管理委員會之ヲ告示スベシ

第十五條ノ十六　都道府縣ノ選擧管理委員會特ニ必要アリト認ムルトキハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ノ開票區ヲ設クルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ十七を次のように改める。

第十五條ノ十七　第十五條ノ二第三項乃至第十三項第十四項本文及第十五條ノ六ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ十八第一項及び第二項中「議決」の下に「（決定又ハ裁決ヲ含ム）」を加え、同條を第十五條ノ二十八とし、第十五條ノ十九及び第十五條ノ二十中「第十五條ノ十五」を「第十五條ノ九」に改め、第十五條ノ十九を第十五條ノ三十一とし、第十五條ノ二十を第十五條ノ三十二とする。

第十五條ノ十七の次に次の三條を加える。

第十五條ノ十八　地方自治法第十七條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、第二十七條第一項乃至第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第九項乃至第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條及第百二十八條ノ規定ハ普通地方公共團體ノ長及市町村ノ議會ノ議員ノ選擧ニ關スル部分ヲ除ク外都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ六の規定」ト、第五十六條第三項中「事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限經過後に生

じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき」トアルハ「事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき」ト、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第百四十一條」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選擧を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選擧区における議員の定数（選擧区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選擧を行わないで当選人を定めることができず又は更に選擧を行わないで当選人を定めることができないとき（都道府縣農地委員會の委員の任期滿了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において都道府縣の選擧管理委員會が主務大臣の承認を得たときを除く。）」ト、第六十三條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共團体の議會の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府縣農地委員會の委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人とならなかつた者があるとき、又はその期限經過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは」トアルハ「当選人となならなかつた者があるときは」ト、第七十二條第一項中「第十章及び第百四十條第二項」トアルハ「第十章及び第百四十條第二項」トス

第十五條ノ十九　第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有スル者ハ當該區分ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ同項ノ規定ニ依リ選擧セラレタル市町村農地委員會ノ委員ニシテ當該區分ニ屬スルモノノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ選擧管理委員會ニ請求スルコトヲ得

第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有スル者ハ第十五條ノ十二第一項ニ規定スル選擧區毎ニ當該區分ニ屬シ其ノ者ト同一ノ選擧區ニ於テ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ當該選擧區ニ於テ選擧セラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ニシテ當該區分ニ屬スルモノノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣ノ選擧管理委員會ニ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル請求アリタルトキハ都道府縣ノ選擧管理委員會又ハ市町村ノ選擧管理委員會ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ告示スルト共ニ都道府縣知事及都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ニ之ヲ通知スベシ

前項ノ告示アリタルトキハ第一項及第二項ノ請求ニ係ル委員ハ

其ノ告示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル委員ノ全員ノ解任ノ請求ハ此等ノ委員ノ全員ノ選擧アリタル日ヨリ六月内ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第一項及第二項ノ選擧權ヲ有スル者トハ第十五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ調製セラレタル選擧人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登載セラレタル者トシ其ノ二分ノ一ノ數ハ都道府縣ノ選擧管理委員會又ハ市町村ノ選擧管理委員會ニ於テ選擧人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ

第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項ノ區分ハ同項ニ掲グル者ノ登載セラレタル選擧人名簿ノ區分トス

衆議院議員選擧法第二十九條及第三十條第一項ノ規定ハ第一項及第二項ノ同意又ハ請求ニ付之ヲ準用ス但シ第二十九條中「但シ選擧人名簿ニ登錄セラルベキ確定判決書ヲ所持シ選擧ノ當日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムベシ」トアルハ「但シ確定判決ニ因リ選擧人名簿ニ登載セラルベキ者ハ此ノ限ニ在ラズ」トス

第十五條ノ二十　都道府縣ノ選擧管理委員會ハ本法ニ依リ市町村ノ選擧管理委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ニ付市町村ノ選擧管理委員會ヲ指揮監督ス

農林大臣及全國選擧管理委員會ハ本法ニ依リ都道府縣ノ選擧管理委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ニ付都道府縣ノ選擧管理委員會ヲ指揮監督ス

地方自治法第百五十一條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ二十一　市町村農地委員會ノ委員、都道府縣農地委員會ノ委員又ハ中央農地委員會ノ委員ハ相兼ヌルコトヲ得ズ

都道府縣農地委員會ノ委員ハ都道府縣ノ議會ノ議員ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第十五條ノ二十二ヲ第十五條ノ三十四とし、第十五條ノ二十一の次に次の一條を加える。

第十五條ノ二十二　委員ノ任期ハ二年トス

特別ノ事由アルトキハ都道府縣知事ハ第十五條ノ二第十三項（第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ選任シタル市町村農地委員會ノ委員又ハ都道府縣農地委員會ノ委員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條ノ二第十四項本文（第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ總委員トアルハ總委員ノ過半數トス

地方自治法第九十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ委員ノ任期ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十三の次に次の一條を加える。

第十五條ノ二十四　委員ハ自己並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者ニ關スル事件ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ同意アリタルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十五條ノ二十五の次に次の二條を加える。

第十五條ノ二十六　地方自治法第百二十七條第一項第三項第四項及第百二十八條ノ規定ハ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ資格ノ有無ノ決定ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十七　本法ノ規定ニ依ル市町村農地委員會ノ處分（第十四條ノ四又ハ農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百四十号）附則第三條第三項ニ規定スル裁定ヲ除ク）ニ對シ不服アル者ハ處分アリタル日ヨリ二月内ニ都道府縣知事ニ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ提起セラレタル訴願ニ對シ裁決ヲ爲サントスルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第十五條ノ二十八の次に次の一條を加える。

第十五條ノ二十九　都道府縣知事ハ農地關係等ノ調整ノ爲必要アルトキハ本法ニ依リ市町村農地委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ都道府縣農地委員會ニ處理セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ都道府縣農地委員會ニ處理セシムル事項ニ關シテハ本法ニ依リ都道府縣農地委員會ノ權限ニ屬セシムル事項ハ都道府縣知事之ヲ處理シ本法ニ依リ都道府縣農地委員會ニ對シテ爲スベキ訴願ノ提起ハ都道府縣知事ニ對シ之ヲ行フモノトス

第十五條ノ三十二の次に次の一條を加える。

第十五條ノ三十三　農地關係ノ調整ニ要スル費用ハ國庫ニ於テ之ヲ負擔ス但シ當事者ノ申出ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ガ小作關係、相隣關係其ノ他農地等ノ利用關係ニ付行フ斡旋ニ要スル費用ハ市町村又ハ都道府縣ノ負擔トス

第十七條中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に、「當該官吏」を「當該官吏吏員」に改める。

第十七條ノ二第一項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第十七條ノ五第四號中「當該官吏」を「當該官吏吏員」に改める。

第二條　前條中、農地調整法第四條の改正規定は、この法律施行の際現に存する同條第六項の土地又は建物に関する契約で当該契約に係る権利の設定又は移轉に関する登記及び当該土地又は建物の引渡（民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八十三條及び第百八十四條に規定する引渡を除く。）のいずれもが完了していないものについても適用する。

第三條　第一條中農地調整法第九條第二項、第三項又は第七項の改正規定は、それぞれその規定施行の際現に農地の上に存する賃貸借に適用する。

第四條　この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員である者は、改正前の農地調整法第十五條ノ二第三項第一号から第三号まで（改正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選挙された委員にあつては、それぞれ改正後の同法第十五條ノ二第三項第一号から第三号まで

（改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選挙されたものとみなし、改正前の同法第十五條ノ二第八項（改正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選任された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ二第十三項（改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選任されたものとみなし、いずれもこの法律施行後最初に行われる総選挙の日まで在任するものとする。

2　前項に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十一の改正規定により被選挙権を有しなくなつた場合でも、この法律施行後最初に行われる総選挙の日までは、なお、当該規定により被選挙権を有するものとみなす。

3　第一項に規定する委員の定数は、農地調整法第十五條ノ二（同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の改正規定にかかわらず、この法律施行後最初に行われる総選挙の日までは、なお、従前の規定による。

第五條　この法律施行後第六條の規定による市町村農地委員会の委員の総選挙又は都道府縣農地委員会の委員の総選挙がそれぞれ行われるまでは、農地調整法第十五條ノ八又は第十五條ノ十八の改正規定にかかわらず、委員の選挙及び補充は、行わない。

2　この法律施行後第六條に規定する総選挙の日までは、農地調整法第十五條ノ十九第一項及び第二項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の解任の請求は、することができない。

第六條　この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の総選挙の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律公布の日から起算して四箇月以内でなければならない。

2　前項の総選挙に用いる選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に関する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ五及び第十五條ノ七の改正規定にかかわらず、政令で定める。

3　前項の規定により調製された市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年三月四日まで据え置くものとする。

4　昭和二十四年度においては、農地調整法第十五條ノ五第一項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

第七條　改正前の農地調整法又はこれに基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これらの改正前の規定に相当するこの法律又はこれに基いて発する命令の規定によつてした手続その他の行為とみなす。

第八條　自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第五号として次の一号を加える。

五　昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた農地（同日以後適法に自作地となつた農地を除く。）

第四條に第三項及び第四項として次の二項を加える。

前條第一項の規定の適用については、農地を所有する者で自ら耕作の業務を営むもの又はその者の同居の親族若しくはその配偶者が耕作の業務を営むものが第二條第四項に規定する特別の事由以外の正当の事由に因つてその農地のある市町村の区域内に住所を有しなくなつた場合において、引き続きその者の配偶者又はその者と同居していた二親等内の血族が当該農地について耕作の業務を営んでおり、且つ、当該農地の所有者が当該農地のある市町村の区域内に住所を有するに至る見込があると市町村農地委員会が認めるときは、その者は、当該市町村の区域内に住所を有するものとみなす。

市町村農地委員会は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者を二年ごとに審査し、同項に該当するかどうかを決定しなければならない。

第十二條の二第三項の次に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による地役権の設定は、その登記がなくても、当該承役地が電線路の施設の用に供されている限り、その承役地の所有権を取得した者に対しこれをもつて対抗することができる。

第十五條第一項本文中「自作農となるべき者又は当該農地につき所有権その他の権利を有する者が」を「自作農となるべき者が同條の規定による農地の賣渡を受けた日から一箇年以内に」に、同條第二項中「前項」を「第一項」に、同條第三項中「牧野にあつては、命令の定めるところにより」を「命令の定めるところにより、牧野にあつては」に改め、同條第二項として次の一項を加える。

政府は、左の各号の一に該当する場合は、前項の規定による宅地又は建物の買收をしない。

一　宅地につき賃借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する者又は建物につき賃借権を有する者並びにこれらの者の同居の親族及びその配偶者の主たる所得が農業以外の職業から得られている場合

二　宅地又は建物の所有者が近く自ら使用することを相当とする場合

三　宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買收を不適当とする場合

第四十條の二第四項中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号として次の一号を加える。

二　昭和二十三年七月十五日現在において、民法施行法第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた牧野（同日以後適法に自作牧野となつた牧野を除く。）

第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に、「市町村農地委員會」を「都道府縣知事、市町村長又は市町村農地委員會」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

農地調整法の一部を改正する等の法律

前項に規定する國有財産については、省令で國有財産法の特例を定めることができる。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同條第二号中「當該官吏」を「當該官吏員」に改める。

第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第九條 前條中自作農創設特別措置法第四條第三項の改正規定は、同法第三條の規定による農地の買收でこの法律施行前に同法第六條第五項に規定する農地買收計畫が公告されたものについては適用しない。

第十條 この法律施行前に自作農創設特別措置法第十六條の規定による農地の賣渡を受けた者については、改正後の第十五條第一項の規定中「同條の規定による農地の賣渡を受けた日から一箇年以内」とあるのは、「この法律施行後一箇年以内」と讀み替えるものとする。

第十一條 小作調停法(大正十三年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第五條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員會(當該土地ノ所在地ニ農地調整法第十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ設置セラレタル地區農地委員會ノアルトキハ當該地區農地委員會以下同ジ)及市町村長」に改める。

第八條第三項中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員會及市町村長」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條ノ二 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停前當該爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村農地委員會ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ要ス但シ當該爭議ニ付既ニ市町村農地委員會ノ勸解ヲ經タル場合其ノ他爭議ノ實情ニ鑑ミ市町村農地委員會ノ勸解ヲ不適當ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條中「前條ノ規定ニ拘ラズ」を「何時ニテモ」に改める。

第十七條中「市町村長又ハ郡長」を「市町村農地委員會又ハ市町村長」に改める。

第十八條中「小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長」を「第十七條ノ市町村農地委員會又ハ市町村長」に改め、同條を第十八條ノ二とし、第十七條の次に次の一條を加える。

第十八條 裁判所調停ヲ爲サントスルトキハ小作官又ハ小作主事ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第十九條及び第二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。

第二十九條第一項中「調停ニ適當ナル者」を「都道府縣農地委員會ノ推薦シタル者其ノ他調停ニ適當ナル者」に改める。

第四十三條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員會及市町村長」に改める。

第十二條 市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律(昭和二十三年法律第二百七十三号)は、廢止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條中、農地調整法第九條第三項の改正規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

參照

○農地調整法(昭和十三年四月二日法律第六十七號)

第四條(第一項) 農地、採草地又ハ放牧地(農地タル採草地又ハ放牧地竝ニ植林ノ目的其ノ他採草及ヲ家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル採草地又ハ放牧地ヲ除ク←)ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ノ設定又ハ移轉ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當事者ニ於テ都道府縣知事ノ許可又ハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

同條(第二項) 前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第五條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地ヲ收用スル場合

第六條(第一項) 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

農地調整法の一部を改正する等の法律

同條(第二項) 前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條(第二項) 當事者ガ農地ノ賃貸借ノ期間ヲ定メダルトキハ當事者ガ期間滿了前六月乃至一年内←ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ヲ爲サザルトキハ從前ノ賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス但シ賃貸人ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

同條(第三項) 農地ノ賃貸借ノ當事者賃貸借ノ解除若ハ解約(合意解約ヲ含ム以下同ジ)ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村農地委員會ノ承認ヲ受クベシ←

第九條ノ二(第一項) 小作料ハ金錢以外ノ物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ基準トシテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

同條(第二項) 前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタル小作料ノ額又ハ減免條件(金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三各號ニ揭グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ農地ノ賃借人又ハ永小作權者ニ不利ナル場合ニ在リテハ同條各號ニ揭グル小作料ノ額及減免條件)ヲ以テ契約ヲ爲シタルモノト看做ス

第九條ノ三 小作料ハ左ノ各號ニ揭グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ農地ノ賃借人又ハ永小作權者ニ不利ト爲ルベキ額又ハ減免條件ヲ以テ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ農地ノ所有者又ハ賃貸人ガ命令ノ定

ル所ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　小作料統制令廢止ノ際小作料ノ定アル農地ニ付テハ其ノ小作料ノ額及減免條件（金錢以外ノ物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ基準トシテ定メラレタル小作料ノ額及減免條件ニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタル小作料ノ額及減免條件）

二　前號ニ該當セザル農地ニ付テハ小作料統制令廢止後ニ於ケル最初ノ小作料ノ額及減免條件

第九條ノ四（第一項）　市町村農地委員會必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケ當該市町村ニ在ル農地ニ付前條各號ニ揭グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得

同條（第三項）　都道府縣知事第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ公示スベシ

同條（第四項）　前項ノ規定ニ依ル公示アリタルトキハ其ノ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ以テ前條各號ニ揭グル小作料ノ額又ハ減免條件ト看做ス

第九條ノ五（第一項）　行政官廳前二條ノ規定ニ依ル小作料ノ額又ハ減免條件書シク不當ナリト認ムルトキハ第九條ノ三各号ニ揭グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得

同條（第二項）　前項ノ規定ハ裁判、裁判上ノ和解又ハ小作調停法ニ依ル調停ニ依リ定マリタル小作料ノ額又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十五條（第二項）　市町村農地委員會ハ主務大臣及都道府縣知事ノ監督ニ屬シ左ニ揭グル事項ヲ處理ス

二　其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ政令ヲ以テ定ムル事項

第十五條ノ二（第二項）　會長ハ委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者ヲ以テ之ニ充ツ但シ委員ニ於テ會長ヲ互選スルコト能ハザルトキハ第八項ノ規定ニ依リ選任セラレタル委員ノ中ヨリ都道府縣知事ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

同條（第三項）　委員ハ左ノ各號ノ區分ニ從ヒ各號ノ一ニ該當シ被選擧權ヲ有スル者ニ就キ當該各號ニ該當シ選擧權ヲ有スル者ノ選擧シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

二　農地ノ所有者ニシテ耕作ノ業務ヲ營マザルモノ又ハ其ノ所有スル農地ノ面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

三　耕作ノ業務ヲ營ミ且農地ヲ所有スル者ニシテ前二號ニ該當セザルモノ

同條（第五項）（改正前第四項）　前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ親族若ハ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル農地ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ所有スル農地ト看做ス

同條（第十一項）（改正前第六項）　第三項ノ規定ニ依リ選擧セラルベキ委員ノ定數ハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ五人、同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ三人、同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ二人トス

同條（第十二項）（改正前第七項）　都道府縣知事必要アリト認ムルトキハ特定ノ市町村農地委員會ニ付第三項ノ規定ニ依リ選擧セラルベキ委員ノ定數ヲ增加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ增加スベキ委員ノ定數ハ同項第二號及第三號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ增加スベキ委員ノ定數ノ合計ト等シキコトヲ要シ且增加スベキ委員ノ定數ノ合計ハ十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

同條（改正前第八項）　都道府縣知事必要アリト認ムルトキハ第三項ノ規定ニ依リ選擧セラルル委員ノ外三人ヲ限リ委員ヲ選任スルコトヲ得

第十五條ノ三（第一項）　市町村ノ區域内ニ住所ヲ有シ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者若ハ當該市町村ノ區域内ニ於テ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ヲ所有スル者又ハ此等ノ者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權及被選擧權ヲ有ス

同條（第二項）　前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ四　左ニ揭グル者ハ選擧權及被選擧權ヲ有セズ

一　未成年者

二　禁治産者及準禁治産者

三　懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十五條ノ五　選擧ニ關スル事務ハ地方自治法第百八十一條ニ規定スル市町村ノ選擧管理委員會之ヲ管理ス

第十五條ノ六　選擧ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ選擧人自ラ投票所ニ到リ投票用紙ニ被選擧人一人ノ氏名ヲ自書シ之ヲ行フベシ但シ法人ニ在リテハ其ノ代表者之ヲ行フモノトス

投票用紙ニハ選擧人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ズ

第十五條ノ七　投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票數同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條ノ八　前六條ニ規定スルモノノ外市町村農地委員會ノ選擧ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條ノ十　委員ノ任期ハ二年トス

第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ選擧權ヲ有スル者ハ當該區分ニ屬シ選擧權ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ當該區分ニ屬スル者ニ就キ同項ノ規定ニ依リ選擧セラレタル委員ノ全員ノ改選ヲ市町村ノ選擧管理委員會ニ請求スルコトヲ得

都道府縣知事ハ特別ノ事由アルトキハ第十五條ノ二第八項ノ規

定ニ依リ選任シタル委員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條ノ二第九項本文ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ同項本文中總委員トアルハ總委員ノ過半數トス

補闕委員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

委員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任ノ委員就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ

第十五條ノ十五(第二項) 都道府縣農地委員會ハ主務大臣及都道府縣知事ノ監督ニ處シ左ニ揭グル事項ヲ處理ス

二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ政令ヲ以テ定ムル事項

第十五條ノ十一 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ選擧セラレタ委員被選擧權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第十五條ノ十三 委員ハ自己並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者ニ關スル事件ニ付キ議事ニ與ルコトヲ得ズ

第十五條ノ十四(第二項) 前項ノ規定ニ依ル市町村農地委員會ノ解散アリタルトキハ解散ノ日ヨリ二週間內ニ選擧ヲ行フコトヲ要ス

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至第六項第八項第九項本文及第十五條ノ三乃至第十五條ノ十四ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第六項中五人トアルハ十人、三人トアルハ六人、二人トアルハ四人、同條第八項中三人トアルハ五人、第十五條ノ五及第十五條ノ十第二項中市町村ノ選擧管理委員會トアルハ都道府縣ノ選擧管理委員會第十五條ノ二第八項、第十五條ノ十第三項及第十五條ノ十四第一項中都道府縣知事トアルハ主務大臣、第十五條ノ十第二項中當該區分ニ屬シ選擧權ヲ有スル者トアルハ當該區分ニ屬シ選擧權ヲ有スル者(選擧區ノアル場合ニ在リテハ同一選擧區ニ屬スル者ニ限ル)、委員トアルハ委員(選擧區ノアル場合ニ在リテハ當該選擧區ニ屬スル委員ニ限ル)、第十五條ノ十四第一項中都道府縣農地委員會トアルハ中央農地委員會トス

第十五條ノ十八(第一項) 都道府縣知事都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ議決←ガ法令ニ違反シ又ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スルコトヲ得但シ議決ノアリタル日ヨリ一月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

同條(第二項) 都道府縣知事前項ノ規定ニ依ル都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ議決←ガ仍法令ニ違反シ又ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ニ對シ其ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

第十五條ノ十九 市町村農地委員會及都道府縣農地委員會ハ第十五條又ハ第十五條ノ十五ニ規定スル事項ヲ處理スル爲必要アルトキハ農地ノ所有者又ハ耕作者其ノ他關係者ニ對シ其ノ出頭ヲ求メ若ハ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ委員會ノ事務ニ從事スル者ヲシテ農地其ノ他必要ナル場所ニ就キ所要ノ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十五條ノ二十 市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ委員及其ノ事務ニ從事スル者ハ登記所、土地臺帳所管廳、家屋臺帳所管廳又ハ市町村ノ事務所ニ就キ無償ニテ第十五條又ハ第十五

條ノ十五ニ規定スル事項ヲ處理スルニ必要ナル簿書ノ閱覽又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得

第十五條ノ二十一 市町村農地委員會ニ關スル費用ハ市町村、都道府縣農地委員會ニ關スル費用ハ都道府縣之ヲ負擔ス

第十七條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ農地其ノ他ノ土地若ハ物件ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日沒迄ノ間農地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十七條ノ二(第一項) 第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ付被選擧權者ノ數同條第六項ニ規定スル定數ニ滿タザル市町村ニ設置セラルベキ市町村農地委員會ニ關シテハ政令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得

第十七條ノ五 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

四 第十七條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虛僞ノ報告ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

○自作農創設特別措置法(昭和二十一年十月二十一日法律第四十三號)

第十五條(第一項本文) 第三條の規定により買收する農地若しくは第十六條第一項の命令で定める農地に就き自作農となるべき者又は當該農地につき所有権その他の権利を有する者が左に揭げる農業用施設水の使用に關する権利、立木、土地又は建物を政府において買收すべき旨の申請をした場合において、市町村農地委員会がその申請を相当と認めたときは、政府は、これを買收する。

同條(第二項) 前項の場合には、第六條第一項第二項第五項、第七條乃至第十二條の二、第十三條第一項第二項及び前條の規定を準用する。

同條(第三項) 前項において準用する第六條第二項の対價は、牧野にあつては、命令の定めるところにより、当該牧野の近傍類似の農地の時價を參酌し、牧野以外のものにあつては、時價を參酌してこれを定める。

第十六條 政府は、第三條の規定により買收した農地及び政府の所有に屬する農地で命令で定めるものを、命令の定めるところにより、その買收の時期において当該農地に就き耕作の業務を営む小作農その他命令で定める者で、自作農として農業に精進する見込のあるものに賣り渡す。

政府は、特別の事情があるときは、前項に揭げる農地を省令で定める團体に賣り渡すことができる。

前項の規定による賣渡を受けた團体が行ふ農地の管理又は賣渡に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第二十九條(第二項) 第十五條の規定により政府が買收した農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地若しくは建物で命令で定めるものの賣渡については、第十六條、第十八條乃至第二十二條、第二十六條、第二十六條の二及び前條の規定を準用する。この場合において、第十八條第三項中「前條」とあり、又

は第十九條第一項中「第十七條」とあるのは、「第二十九條第一項」と讀み替えるものとする。

第四十一條(第一項)　政府は、左に揭げるものを農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡し、又は賃借することができる。

一　第三十條、第三十三條第二項(第四十條の五第一項において準用する場合を含む。)第三十六條又は第四十條の二の規定により買收し、又は使用した土地、權利又は立木、工作物その他の物件

二　政府の所有に屬する牧野若しくはその區にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に關する權利で、政令の定めるところにより、農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡すべきものと決定されたもの

三　政府の所有に屬する土地物件で、政令の定めるところにより、農地の開發又は開發後における土地の利用に供すべきものと決定されたもの

四　公有水面埋立法により主務大臣が造成した埋立地

第四十六條(第二項)　農林大臣は、前項に揭げる土地、權利又は立木、工作物その他の物件の管理に關する權限の一部を市町村農地委員會、その他省令で定めるものに行はせることができる。

第五十條　左の各号の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五百円以下の罰金に處する。

一　第三十條の二第三項の規定に違反して同項各号の一に該當する行爲をした者

二　第三十二條第二項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十二條第一項の規定による當該官吏の測量、檢査、移轉又は除却を拒み、妨げ又は忌避した者

第五十一條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に關し前條第二号又は第三号の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

○衆議院議員選擧法(大正十四年五月五日法律第四十七號)

第二條　投票區は市町村ノ區域ニ依ル

市町村ハ選擧管理委員會必要アリト認ムルトキハ市町村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタルトキハ市町村ノ選擧管理委員會ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第二項ニ依リ設クル投票區ノ投票ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ政令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條　市町村ノ選擧管理委員會ハ十一月五日ヨリ十五日間市役所、町村役場又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ選擧人名簿ヲ縱覽ニ供スヘシ

市町村ノ選擧管理委員會ハ縱覽開始ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ

縱覽ノ場所ヲ告示スヘシ

第十四條　選擧人名簿ニ脫漏又ハ誤載アリト認ムルトキハ選擧人ハ理由書及證憑ヲ具ヘ(其ノ修正ヲ市町村ノ選擧管理委員會ニ申立ツルコトヲ得

縱覽期限ヲ經過シタルトキハ前項ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條　市町村ノ選擧管理委員會ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證憑ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ之ヲ決定スヘシ其ノ申立ヲ正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選擧人名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ申立人關係人ニ通知シ併セテ之ヲ告示スヘシ其ノ申立ヲ正當ナラスト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ申立人ニ通知スヘシ

第十六條　前條市町村ノ選擧管理委員會ノ決定ニ不服アル申立人又ハ關係人ハ市町村ノ選擧管理委員會ノ委員長ヲ被告トシ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以內ニ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴スルコトヲ得ス但シ最高裁判所ニ上告スルコトヲ得

第十七條　選擧人名簿ハ十二月二十日ヲ以テ確定ス

選擧人名簿ハ次年ノ十二月十九日迄之ヲ据置クヘシ但シ確定判決ニ依リ修正スヘキモノハ市町村ノ選擧管理委員會ニ於テ直ニ之ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ

天災事變其ノ他ノ事故ニ因リ必要アルトキハ更ニ選擧人名簿ヲ調製スヘシ

農地調整法の一部を改正する等の法律

前項選擧人名簿ノ調製及其ノ期日、縱覽確定ニ關スル期日、期間等ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十九條　選擧人名簿ニ登錄セラレサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス但シ選擧人名簿ニ登錄セラルヘキ確定判決書ヲ所持シ選擧ノ當日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムヘシ

第三十條(第一項)　選擧人名簿ニ登錄セラレタル者選擧人名簿ニ登錄セラルルコトヲ得サル者ナルトキハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

選擧ノ當日選擧權ヲ有セサル者ナルトキ亦同シ

第百四十一條　第十六條、第八十一條、第八十三條、又ハ第八十四條第一項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付テハ本法ニ規定シタルモノヲ除クノ外民事訴訟ノ例ニ依ル

第百四十二條ノ二　第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付テハ刑事訴訟法中第五百七十二條第二號第三號第五號乃至第八號第十號乃至第十三號、第五百七十四條、第五百八十二條、第五百八十八條、第五百八十九條、第五百九十一條、第六百五條乃至第六百十條及第六百十二條ノ規定ヲ除クノ外私訴ニ關スル規定ヲ準用ス但シ同法第五百七十六條中民事訴訟法トアルハ刑事訴訟法トシ民事部トアルハ刑事部トス

第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付當選擧無效ノ判決確定スト雖モ其ノ判決ハ公訴ニ付有罪ノ判決確定スルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第百四十一條ノ三　選擧ニ關スル訴訟ニ付テハ裁判所ハ他ノ訴訟

ノ順序ニ拘ラズ速ニ其ノ裁判ヲ爲スベシ

第百四十六條　交通至難ノ島嶼其ノ他ノ地ニ於テ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ政令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

○衆議院議員選擧法中改正法律

（昭和二十年十二月十七日　法律第四十二号）

附　則

第八項　（沖繩縣、北海道廳根室支廳管内國後郡、紗那郡、擇捉郡、蘂取郡及色丹郡竝ニ花咲郡歯舞打水晶島、勇留島、志發島、多樂島及秋勇留島竝ニ）海上交通杜絶其ノ他特別ノ事情アル地域ニシテ政令ヲ以テ指定スルモノニ於テハ政令ヲ以テ定ムル迄ハ選擧ハ之ヲ行ハズ

第九項　前項ニ掲グル地域ニ於テ初テ行フ選擧ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

○地方自治法

（昭和二十二年四月十七日　法律第六十七号）

第十七條　普通地方公共團体の議会の議員及び長は、その被選擧権を有する者について、選擧人が投票によりこれを選擧する。

第十九條（第四項）　前三項の年齢は、選擧の期日によりこれを算定する。

第二十條　禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁錮の刑に処せられその執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、選擧権及び被選擧権を有しない。

第二十一條　選擧管理委員、選擧管理委員会の書記、投票管理者、開票管理者及び選擧長並びに選擧事務に関係のある官吏及び吏員は、その関係区域内においては、被選擧権を有しない。

2　在職の検察官、警察官及び收税官吏並びに普通地方公共團体における公安委員会の委員及び警察吏員は、被選擧権を有しない。

第二十四條　普通地方公共團体の議会の議員及び長の選擧は、これを行うべき事由が生じたときは、その日から六十日以内において速かに行わなければならない。

同條（第二項）　普通地方公共團体の議会の議員又は長の任期満了に因る選擧は、その任期満了の日前三十日前にはこれを行うことができない。

同條（第四項）　選擧の期日は、当該選擧に関する事務を管理する選擧管理委員会が選擧の期日前、都道府縣にあつては三十日、市町村にあつては二十日までにこれを告示しなければならない。

第二十六條（第一項）　普通地方公共團体の選擧は、衆議院議員選擧人名簿及び補充選擧人名簿又はその抄本によりこれを行う。

同條（第三項）　選擧権の要件は、補充選擧人名簿調製の期日によりこれを調査しなければならない。この場合において第十八條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選擧の期日によりこれを算定しなければならない。

同條（第四項）　補充選擧人名簿の縦覧の場所は、委員会において縦覧開始の日前三日までにこれを告示しなければならない。

同條（第六項）　補充選擧人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間等は、当該選擧に関する事務を管理する選擧管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならない。

第二十七條　補充選擧人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、関係人は、その名簿の縦覧期間内に当該市町村の選擧管理委員会に異議の申立をすることができる。

同條（第二項）　委員会は、前項の申立を受けた場合において、その申立を正当であると決定したときは、直ちに補充選擧人名簿を修正し、その旨を申立人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その申立を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。

同條（第三項）　前項の規定による決定に不服がある者は決定のあつた日から七日以内に地方裁判所に出訴することができる。その判決に不服がある者は、控訴することはできないが最高裁判所に上告することができる。

同條（第四項）　確定判決により補充選擧人名簿を修正しなければならないときは委員会において直ちにこれを修正しその旨を告示しなければならない。

同條（第五項）　委員会は、毎年十二月二十日の現在により補充選擧人名簿を整理して作製し直さなければならない。

同條（第六項）　天災事変等のため必要があるときは更に名簿を調製しなければならない。

同條（第七項）　前項の名簿に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十九條　投票管理者は、選擧権を有する者の中から市町村の選擧管理委員会の選任した者を以てこれに充てる。

投票管理者は、投票に関する事務を担任する。

投票管理者は、選擧権を有しなくなつたときは、その職を失う。

第三十條（第三項）　前項の規定による互選は、投票によりこれを行い、得票の最多数の者を以て投票立会人とする。得票の数が同じであるときは、投票管理者がくじでこれを定める。

同條（第七項）　第二項の規定による互選又は第五項の規定によるくじは、選擧の期日の前日にこれを行う。

同條（第八項）　第二項の規定による互選又は第五項若しくは第六項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、投票管理者において、予めこれを告示しなければならない。

同條（第九項）　候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、その届出に係る投票立会人は、その職を失う。

同條（第十一項）　投票立會人は、正当の理由がなければ、その職を辞することができない。

第三十一條（第一項）　投票用紙の様式は、当該選擧に関する事務を管理する選擧管理委員会がこれを定める。

第三十二條（第一項）　選擧人は、投票所において、投票用紙に自ら

候補者一人の氏名を記載してこれを投票箱に入れなければならない。

同條(第三項)　身体の故障に因り自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、第三十七條、第四十一條及び前二項の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、投票管理者が投票立会人の意見を聴いて選任する者をして候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

同條(第四項)　投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

第三十三條　投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者がこれを決定しなければならない。

2　前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。

3　前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

4　投票立会人において異議のある選挙人についても、また、前二項と同様とする。

第三十四條　選挙人で左に掲げる事由に因り選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を証明するものの投票については、第三十二條第一項、第二項、第三十七條及び前條の規定にかかわらず、命令で特別の規定を設けることができる。

一　選挙人がその属する投票区の在る郡市の区域外(選挙に関係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外)において職務又は業務に従事中であるべきこと。

二　前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区の在る郡市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

三　前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため又は産褥に在るため歩行が著しく困難であるべきこと。

第三十五條(第一項)　島その他交通不便の地について、投票の当日に投票箱を送致することができない情況があると認めるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

第三十六條(第一項)　天災その他避けることのできない事故に因り、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。但し、その期日は、委員会において少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第三十七條　衆議院議員選挙法第二十一條乃至第二十三條、第二十五條、第二十六條、第二十八條乃至第三十條、第三十二條、第三十四條、第三十五條及び第三十九條乃至第四十三條の規定

は、普通地方公共團体の議会の議員及び長の選挙の投票にこれを準用する。

第三十八條　開票区は衆議院議員の選挙の開票区による。但し、市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の選挙管理委員会は、別に開票区を設けることができる。

第三十九條　開票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任した者を以てこれに充てる。

2　開票管理者は、開票に関する事務を担任する。

3　開票管理者は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

第四十條　第三十條の規定は、開票立会人にこれを準用する。

第四十一條(第一項)　第三十二條第一項の規定による投票で左に掲げるものは、これを無効とする。

一　成規の用紙を用いないもの

二　候補者の氏名の外他事を記載したもの　但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

三　候補者でない者の氏名を記載したもの

四　二人以上の候補者の氏名を記載したもの

五　被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの

六　候補者の氏名を自書しないもの

七　候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

第四十二條　開票管理者は、開票立会人立会の上、投票箱を開き、まず第三十三條第二項及び第四項の規定による投票を調査し、

開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2　開票管理者は、開票立会人とともに、各投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

3　投票の点検が終つたときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長に報告しなければならない。

第四十三條　第三十六條第一項本文、第二項及び第三項の規定は、開票にこれを準用する。

第四十四條　衆議院議員選挙法第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十三條乃至第五十五條及び第五十七條の規定は、普通地方公共團体の議会の議員及び長の選挙の開票にこれを準用する。

第四十五條　選挙長は、選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の選任した者を以てこれに充てる。

2　選挙長は、選挙会に関する事務を担任する。

3　選挙長は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

第四十六條　選挙会は、選挙長の指定した場所でこれを開く。

第四十七條　第三十條の規定は、選挙立会人にこれを準用する。

第四十八條　選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙については、第三十九條、第四十條、第四十二條第三項、第四十三條及び第四十四條の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合せてこれを行うことが

できる。

2　前項の規定により開票の事務を選挙会の事務に合せて行う場合においては、開票管理者又は開票立会人は、選挙長又は選挙立会人を以てこれに充て、開票に関する次第は、選挙録中にこれを併せて記載するものとする。

第四十九條　選挙長は、すべて開票管理者から第四十二條第三項の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各候補者の得票総数を計算しなければならない。

2　前條第一項の場合においては、選挙長は、前項の規定にかかわらず、投票の点検の結果により各候補者の得票総数を計算しなければならない。

3　選挙の一部が無効となり更に選挙を行つた場合において、第四十二條第三項の規定による報告を受けたときは、選挙長は、第一項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査し、各候補者の得票総数を計算しなければならない。

第五十條　選挙長は、選挙録を作り、選挙会に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

2　選挙録は、第四十二條第三項の規定による報告に関する書類と併せて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会において、普通地方公共團体の議会の議員又は長の任期間これを保存しなければならない。

3　第四十八條の場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、投票の有効無効を区別し、投票録及び選挙録と併せて当該普通地方公共團体の議会の議員又は長の任期間これを保存しなければならない。

第五十一條　第三十六條第一項本文の規定は、選挙会にこれを準用する。

第五十二條　衆議院議員選挙法第六十條、第六十三條及び第六十六條の規定は、普通地方公共團体の議会の議員及び長の選挙の選挙会にこれを準用する。

第五十三條（第一項）　候補者となろうとする者は、選挙の期日の告示があつた日から選挙の期日前七日までに、その旨を選挙長に届け出なければならない。

同條（第二項）　選挙人名簿に記載された者が他人を候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その推薦の届出をすることができる。

同條（第三項）　前二項の期間内に届出のあつた候補者が、普通地方公共團体の議会の議員の選挙にあつてはその選挙における議員の定数を超える場合、普通地方公共團体の長の選挙にあつては二人以上ある場合において、その期間を経過した後候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、前二項の例により、都道府縣及び市の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで、候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

同條（第九項）　普通地方公共團体の議会の議員の選挙において選挙区があるときは、一の選挙区において候補者となつた者は、他の選挙区においては、候補者の届出をし又はその推薦届出を承諾することができない。

同條（第十項）　候補者は、選挙長に届出をしなければ、候補者たることを辞することができない。

同條（第十一項）　第一項乃至第三項、第八項及び前項の届出があつたとき、又は候補者が死亡したことを知つたときは、選挙長は直ちにその旨を告示するとともに、これを当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

第五十五條　有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする。但し、普通地方公共團体の議会の議員の選挙にあつてはその選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）を以て有効投票の総数を除して得た数の四分の一、普通地方公共團体の長の選挙にあつては有効投票の総数の八分の三以上の得票がなければならない。

当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじでこれを定める。

第五十六條　第六十六條第一項、第二項又は第四項の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果、更に選挙を行わないで当選人を定めることができる場合においては、選挙会を開きこれを定めなければならない。

当選人が当選を辞したとき、死亡者であるとき、又は第五十七條の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き前條第一項但書の得票者又は第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものの中から当選人を定めなければならない。

第六十二條第一項第五号乃至第七号の事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

前三項の場合において、前條第一項但書の得票者又は前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものが選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができない。

第五十七條　当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

第五十八條（第一項）　普通地方公共團体の議会の議員の選挙において第五十三條第一項の規定による届出があつた候補者がその選挙における議員の定数を超えないとき、普通地方公共團体の長の選挙において同條第一項乃至第三項又は第八項の規定による届出があつた候補者が一人であるときは、投票

は、これを行わない。

同條(第三項)　前二項の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は、都道府縣の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会を経、市町村の選挙にあつては自ら、直ちにその旨を投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

同條(第四項)　投票管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

同條(第五項)　第一項及び第二項の場合においては、選挙長は、選挙の期日から五日以内に選挙会を開き、候補者を以て当選人と定めなければならない。

同條(第六項)　前項の場合において、候補者の被選挙権の有無は、選挙立会人の意見を聽き、選挙長がこれを決定しなければならない。

第五十九條　当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票総数その他選挙の次第を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、且つ、当選人の住所氏名を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府縣の選挙管理委員会にこれを報告しなければならない。

第六十條　当選人は、当選を辞しようとするときは、当選の告知を受けた日から十日以内にその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければはならない。

当選人が前項の期間内に当選を辞する旨の届出をしないときは、当選を承諾したものとみなす。

当選人で、第九十二條若しくは第百四十一條に掲げる職に在る者又は当該普通地方公共團体に対し第百四十二條に規定する関係を有する者は、第一項の委員会に対し第九十二條若しくは第百四十一條に掲げる職を辞し又は第百四十二條に規定する関係を有しなくなつた旨の届出をしなければならない。第一項の期間内にその届出をしないときは、当選を辞したものとみなす。

官吏で当選した者は、所属長官の許可を受けなければ、これを承諾することができない。

告しなければならない。

当選人がないとき、又は普通地方公共團体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府縣の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

第六十一條　前條第一項の期間を経過したとき又は当選人が当選を承諾したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにこれに当選証書を付與し、その住所氏名を告示しなければならない。

当選人がなくなつたとき、又は普通地方公共團体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

前二項の場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、左の区分により、直ちにその旨を報告しなければならない。

一　都道府縣知事の選挙にあつては内閣総理大臣

二　都道府縣の議会の議員の選挙にあつては都道府縣知事

三　市町村長の選挙にあつては都道府縣知事及び都道府縣の選挙管理委員会

四　市町村の議会の議員の選挙にあつては都道府縣知事、都道府縣の選挙管理委員会及び市町村長

第六十二條　(第一項)左に掲げる事由の一が生じた場合において、普通地方公共團体の議会の議員の選挙にあつては更に選挙を行わないで当選人を定めることができず又は更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき、普通地方公共團体の長の選挙にあつては更に選挙を行わないで当選人を定めることができないときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し左に掲げるその他の事由により、又は第六十三條第一項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一　当選人がないとき、又は普通地方公共團体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しないとき

二　当選人が当選を辞したとき、又は死亡者であるとき

三　当選人が第五十七條の規定により当選を失つたとき

四　第六十六條第一項、第二項又は第四項の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果、当選人がなくなり、又は普通地方公共團体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたとき

五　第六十八條第一項の規定による訴訟の結果、当選人の当選が無効となつたとき

六　選挙運動を総括主宰した者が選挙に関する犯罪に因り刑に処せられ又は政治資金規正法第四十五條第一項の規定により又は政治資金規正法第四十五條第一項の規定により当選人の当選が無効となつたとき

七　当選人が選挙に関する犯罪に因り刑に処せられ当選が無効

となつたとき

同條(第二項)　第六十六條第一項、第二項又は第四項の規定による異議の申立期間、異議の決定若しくは訴願の裁決が確定しない間又は訴訟が裁判所にかかつている間は、前項の選擧は、これを行うことができない。

第六十三條　普通地方公共團體の議會の議員に欠員を生じた場合において選擧を行わないで當選人を定めることができず若しくは選擧を行わないで當選人を定めてもなおその欠員の數が前條第一項にいう當選人の不足數と通じて當該選擧區における議員の定數(選擧區がないときは議員の定數)の六分の一を超えるに至つたとき、又は普通地方公共團體の長が欠けるに至つたとき若しくはその退職の申立があつたときは、當該選擧に關する事務を管理する選擧管理委員會は、選擧の期日を定めてこれを告示し選擧を行わせなければならない。但し、同一人に關し前條第一項の規定により選擧の期日を告示したときは、この限りでない。

第六十條第一項の期限前に普通地方公共團體の議會の議員に欠員を生じた場合又は普通地方公共團體の長が欠け若しくはその退職の申立があつた場合において第五十五條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で當選人となるべき者がないとき、又はその期限經過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で當選人となるべき者がないときは、直ちに選擧會を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。この場合においては、第五十六條第四項の規定を準用する。

前條第二項の規定は第一項の選擧に、同條第三項及び第四項の規定は第一項の普通地方公共團體の議會の議員の選擧にこれを準用する。

第六十四條　普通地方公共團體の議會の議員又はその選擧における當選人について、第六十二條第一項又は前條第一項に掲げる事由が生じた場合において、議員又は當選人がすべてなくなつたときは、これらの規定にかかわらず、總選擧を行う。但し、これらの事由に關し第六十二條第一項若しくは前條第一項の規定による選擧の告示又は第五十六條第一項乃至第三項若しくは前條第二項の規定による選擧會の告示をしたときは、この限りでない。

第六十二條第二項の規定は、前項の選擧にこれを準用する。

一の普通地方公共團體の議會の議員に關する第六十二條第一項又は前條第一項の選擧を同時に行う場合においては、一の選擧を以て合併してこれを行う。

第六十六條(第一項)　選擧人又は候補者は、選擧又は當選の効力に關し異議があるときは、選擧に關しては選擧の日、當選に關しては第五十九條第二項又は第四項の告示の日から十四日以内に、當該選擧に關する事務を管理する選擧管理委員會に對してこれを申し立てることができる。

同條(第二項)　前項の規定による市町村の選擧管理委員會の決定に不服がある者は、都道府縣の選擧管理委員會に訴願することができる。

同條(第三項)　第一項の規定による決定及び前項の規定による裁決は、文書を以てこれをし、理由を附けてこれを申立人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。

同條(第四項)　第一項の規定による都道府縣の選擧管理委員會の決定又は第二項の規定による裁決に不服がある者は、その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日又は前項の規定による告示の日から三十日以内に高等裁判所に出訴することができる。

同條(第七項)　衆議院議員選擧法第百四十一條及び第百四十一條の三の規定は、第四項の規定による訴訟にこれを準用する。

同條(第八項)　第一項の規定による市町村の選擧管理委員會の決定に對しては、第二項の規定による裁決を受けた後でなければ裁判所に出訴することができない。

第六十七條　選擧の規定に違反することがあるときは、選擧の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選擧管理委員會又は裁判所は、その選擧の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

第六十八條(第二項)　檢察官は、衆議院議員選擧法第百十二條乃至第百十三條の規定の準用による罪にあたる事件の被告人が選擧運動を總括主宰した者であるため同法第百三十六條の規定の準用により當選が無効であると認めるときは、公訴に附帶し、當選人を被告として、訴訟を提起しなければならない。

同條(第三項)　衆議院議員選擧法第百四十一條及び第百四十一條ノ三の規定は、第一項の規定による訴訟に、同法第百四十一條ノ二及び第百四十二條ノ三の規定は、前項の訴訟にこれを準用する。

第六十九條　裁判所は、第六十六條第四項又は前條第一項の訴訟を裁判するに當り、檢察官をして口頭弁論に立ち会わしめることができる。

第七十條　第六十六條第四項による訴訟が提起されたとき、裁判所にかからなくなつたとき若しくはその訴訟につき判決があつたとき、又は第六十八條第二項の規定による訴訟につき判決があつたとき、若くは第六十八條第二項の規定による訴訟につき判決が確定し効力を生じたときは、裁判所は、關係のある普通地方公共團體の長を經て當該選擧に關する事務を管理する選擧管理委員會に通知しなければならない。

第七十二條　衆議院議員選擧法第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項の規定は、普通地方公共團體の議會の議員及び長の選擧の選擧運動に、同法第百四十條第三項乃至第五項の規定は、都道府縣知事の選擧の選擧運動にこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

同條(第二項)　衆議院議員選擧法第九十條但書の規定は、前項の規定にかかわらず、都道府縣の議會の議員並びに市町村の議會の議員及び長の選擧については、これを準用しない。

農地調整法の一部を改正する等の法律

第七十三條　衆議院議員選擧法第十二章並びに第百四十二條、第百四十三條及び第百四十七條の規定は、普通地方公共團體の議會の議員及び長の選擧にこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第九十三條(第二項)　前項の任期は、總選擧の日からこれを起算する。但し、普通地方公共團體の議會の議員の任期滿了の日前に總選擧を行つた場合においては、前任者の任期滿了の日の翌日から、これを起算する。

同條(第三項)　補欠議員は、前任者の殘任期間在任する。

同條(第四項)　議員の定數に異動を生じたためあらたに選擧された議員は、總選擧により選擧された議員の任期滿了の日まで在任する。

第百二十七條(第一項)　普通地方公共團體の議會の議員が被選擧權を有しない者であるときは、その職を失う。その被選擧權の有無は、議員が左の各号の一に該當するため被選擧權を有しない場合を除く外、議會がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多數によりこれを決定しなければならない。

一　禁治産者又は準禁治産者となつたとき

二　禁錮以上の刑に處せられたとき

三　選擧に關する犯罪に因り罰金の刑に處せられたとき

同條(第三項)　第一項の場合においては、議員は、第百十七條の規定にかかわらず、その會議に出席して自己の資格に關し弁明することはできるが決定に加わることができない。

同條(第四項)　第百十八條第五項及び第六項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第百二十八條　普通地方公共團體の議會の議員は、第六十六條第一項、第二項若しくは第四項、第六十八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による決定若しくは裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第百五十一條(第一項)　都道府縣知事は、その管理に屬する行政廳又は市町村長の權限に屬する國又は當該都道府縣の事務につき、その處分が成規に違反し、又は權限を犯すと認めるときは、その處分を取り消し、又は停止することができる。

○民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九號）

第百八十三條　代理人カ自己ノ占有物ヲ爾後本人ノ爲メニ占有スヘキ意思ヲ表示シタルトキハ本人ハ之ニ因リテ占有權ヲ取得ス

第百八十四條　代理人ニ依リテ占有ヲ爲ス場合ニ於テ本人カ其代理人ニ對シ爾後第三者ノ爲メ其物ヲ占有スヘキ旨ヲ命シ第三者之ヲ承諾シタルトキハ其第三者ハ占有權ヲ取得ス

○民法施行法（明治三十一年六月二十一日法律第十一號）

第四十七條　民法施行前ニ設定シタル永小作權ハ其存續期間カ五十年ヨリ長キトキト雖モ其效力ヲ存ス但其期間カ民法施行ノ日ヨリ起算シテ五十年ヲ超ユルトキハ其日ヨリ起算シテ之ヲ五十年ニ短縮ス

民法施行前ニ期間ヲ定メスシテ設定シタル永小作權ノ存續期間ハ慣習ニ依リ五十年ヨリ短キ場合ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ五十年トス

民法施行前ニ永久存續スヘキモノトシテ設定シタル永小作權ハ民法ノ施行ノ日ヨリ五十年ヲ經過シタル後一年內ニ所有者ニ於テ相當ノ償金ヲ拂ヒテ其消滅ヲ請求スルコトヲ得若シ所有者カ此權利ヲ拋棄シ又ハ一年內ニ永小作人ニ於テ相當ノ代價ヲ拂ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス

○小作調停法（大正十三年七月二十二日法律第十八號）

第五條　裁判所直接ニ調停ノ申立ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ事件ヲ移送スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條(第三項)　第一項ノ場合ニ於テ事件ノ移送ヲ受ケタル裁判所ハ遲滯ナク爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條　裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス之ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

第十七條　爭議ノ目的タル土地ノ所在地又ハ當事者ノ所在地ノ市町村長又ハ郡長ハ裁判ニ對シ事件ノ經過ニ付陳述ヲ爲スコトヲ得

第十八條　裁判所必要アリト認ムルトキハ小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ムルコトヲ得

第十九條　小作官ハ期日ニ出席シテ又ハ期日外ニ於テ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十條　裁判所必要アリト認ムルトキハ事實ノ調査ヲ小作官ニ囑託スルコトヲ得

第二十九條(第一項)　調停主任ハ判事ノ中ヨリ每年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス

調停委員ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス但シ當事者カ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ又ハ地方裁判所長ノ選任シタル者ニ就キ當事者雙方カ各別ニ選定シタル者アルトキハ其ノ者ノ中ヨリ先ツ之ヲ指定スルコトヲ要ス

第四十三條　調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

◎食糧管理法の一部を改正する法律

（昭和二十四年六月二十五日公布法律第二百十八号）（内閣總理大臣・法務總裁・大藏・農林大臣署名）

昭和二十四年六月二十五日施行

食糧管理法の一部を改正する法律

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

食糧管理法の一部を改正する法律

第二條中「其ノ加工品タル食糧ヲ含ム」を「其ノ加工品タル食糧ニシテ農林大臣ノ指定スルモノヲ含ム」に改める。

第八條の次に次の五條を加える。

第八條ノ二　農林大臣ハ毎月主要食糧ノ配給計畫ヲ定メ之ヲ都道府縣知事ニ指示ス

都道府縣知事ハ前項ノ指示ニ從ヒ當該都道府縣ニ於ケル主要食糧ノ配給ニ關スル實施計畫ヲ定メ其ノ實施ニ關シ必要ナル事項ヲ食糧配給公團及市町村長ニ指示ス

第八條ノ三　農林大臣ハ主要食糧ヲ自己ノ生活上又ハ業務上消費スル者（以下消費者ト稱ス）ニ對スル主要食糧ノ配給割當ヲ証明スル購入切符又ハ購入通帳（以下購入券ト稱ス）ヲ發給ス

農林大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ購入券ノ交付ニ關スル事務ヲ他ノ行政官廳又ハ都道府縣知事ニ委任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ農林大臣ガ購入券ヲ交付シ得ル數量ノ最高限度ヲ指示シタルトキハ當該行政官廳又ハ都道府縣知事ハ當該限度ヲ超エテ購入券ヲ交付スベカラズ

都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ依ルモノノ外消費者ニ對シ農林大臣ノ指示ニ從ヒ購入券ヲ發給スルコトヲ得

都道府縣知事ハ第一項又ハ前項ノ購入券ノ交付ニ關シ必要ナル事務ヲ市町村長ニ委任スルコトヲ得

第二項後段ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ農林大臣トアルハ都道府縣知事トス

第八條ノ四　食糧配給公團ハ農林大臣ノ指示及第八條ノ二第一項ノ規定ニ依ル都道府縣知事ノ指示並ニ前條ノ購入券ノ記載スル所ニ從ヒ且當該購入券ト引換ニ又ハ當該購入券ニ必要ナル事項ヲ記入シ消費者ニ對シ主要食糧ヲ賣渡スベシ

消費者ハ購入券ノ記載スル所ニ從ヒ且當該購入券ト引換ニ又ハ當該購入券ニ必要ナル事項ノ記入ヲ受クルニ非ザレバ食糧配給公團ヨリ主要食糧ヲ買受クルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ災害ニ因リ已ムヲ得ザル場合其ノ他農林大臣ノ指定スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第八條ノ五　購入券ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第八條ノ六　前四條ニ定ムルモノノ外購入券ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條を次のように改める。

第九條　政府ハ主要食糧ノ公正且適正ナル配給ヲ確保シ其ノ他本法ノ目的ヲ遂行スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ配給、加工、製造、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、保管及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタルトキハ其ノ理由ヲ公表スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタル場合ニ於テ當該命令ノ規定ニ對シ不服アル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ經濟安定本部總裁ニ其ノ旨ヲ申立ツルコトヲ得但シ當該命令ノ規定ニ付直接利害關係ヲ有セザル者ハ此ノ限ニ在ラズ

經濟安定本部總裁前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ五十日以內ニ之ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

經濟安定本部總裁前項ノ決定ヲ爲サントスルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ當該不服申立人ニ對シ公開ニ依リ聽聞ヲ行フコトヲ要ス

經濟安定本部總裁第四項ノ決定ヲ爲シタルトキハ當該命令ヲ定メタル者及當該不服申立人ニ對シ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第十三條の次に次の一部を加える。

第十三條ノ二　農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ニ對シ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトヲ得

都道府縣知事ハ前項ノ例ニ依リ市町村長ニ對シ報告ヲ命ズルコトヲ得

第十六條第一項中「一億三千万円」を「一億八千万円」に改める。

第二十八條第二項を次のように改める。

都道府縣知事ハ第八條ノ二第二項ノ規定ニ依ル實施計畫ノ設定、實施其ノ他政令ヲ以テ定ムル事項ニ關シ食糧配給公團ノ業務ヲ監督スルコトヲ得

第三十條ノ七の次に次の二條を加える。

第三十條ノ八　都道府縣知事ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ離島又ハ山間僻地ニ付本法ノ規定ニ拘ラズ主要食糧ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ本法ノ規定ニ拘ラズ屑又ハ碎ノ米麥等ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

第三十條ノ九　政府ハ必要アリト認ムルトキハ本法ニ定ムルモノノ外政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ヲ地方公共團體ノ長ニ委任スルコトヲ得

第三十一條中「第九條又ハ第十條ノ規定ニ依ル命令」を「第八條ノ五ノ規定又ハ第九條第一項若ハ第十條ノ規定ニ依ル命令」に改める。

第三十一條ノ三中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一　第八條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタル場合

第三十二條第一項中第二号を第三号とし、第二号として次の一号を加え、第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

二　第八條ノ四第二項ノ規定ニ違反シタル者

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用に関しては、この法律施行後も、なお從前の例による。

3　改正前の第九條の規定に基く命令は、この法律施行後は、第九條第一項の規定によりなされたものとみなす。但し、改正前の第九條に基く命令によつて発給された購入券は、この法律施行後は、第八條ノ三第一項又は第三項の規定によつて発給されたものとみなす。

参照

○食糧管理法（昭和十七年二月二十一日法律第四十号）

第二條　本法ニ於テ主要食糧トハ米穀、大麥、裸麥、小麥、甘藷（其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ）、馬鈴薯（其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ）、雜穀其ノ他政令デ定ムル食糧ヲ謂フ

第九條　政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ配給、加工、製造、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、保管及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條（第一項）　食糧配給公團ノ基本金ハ一億三千萬圓トス

第二十八條（第二項）　農林大臣ハ前項ニ規定スル權限ニシテ必要ナルモノヲ都道府縣知事ニ委任スルコトヲ得

第三十一條　第九條又ハ第十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條ノ三　左ノ場合ニ於テハ其ノ違反行爲ヲ爲シタル食糧配給公團ノ役員又ハ職員ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第二十八條第一項ニ規定スル業務以外ノ業務ヲ行ヒタル場合

二　第三十條ノ四第一項（同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル場合

第三十二條（第一項）　左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第三條第一項又ハ第十一條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二　第十一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第四條ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者

同條（第二項）　前項第二號ノ場合ニ於テ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入シタル主要食糧ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徵スルコトヲ得

◎農業協同組合法の一部を改正する法律

（昭和二十四年五月十六日公布法律第七十二号）（昭和二十四年五月十六日施行）（農林大臣署名）

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二條の次に次の一條を加える。

第四十二條の二　組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに從事する者は、当該組合の理事、監事、参事又は会計主任になつてはならない。

第六十四條第一項第五号中「第九十五條第二項」を「第九十五條の二」に改める。

第八十六條第三項を次のように改める。

裁判所が組合を解散した場合における解散の登記は、当該裁判所の嘱託によつてこれをする。

第九十五條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第九十五條の二　組合が第十條に規定する事業以外の事業を行つたときは、裁判所は、行政廳の申立により、当該組合の解散を命ずることができる。

前項の規定による事件は、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

第一項の場合における手続については、最高裁判所の定めるところによる。

第百一條の次に次の一條を加える。

第百一條の二　第四十二條の二の規定に違反した者は、これを一万円以下の過料に処する。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際現に組合の理事、監事、参事又は会計主任である者については、第四十二條の二の規定は、公布の日から起算して一箇月間は適用しない。

参照

○農業協同組合法（昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号）

第六十四條（第一項）　組合は、左の事由に因つて解散する。

一　総会の議決

二　組合の合併

三　組合の破産

四　存続時期の満了

五　第九十五條第二項の規定による解散の命令

第八十六條（第三項）　行政廳が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政廳の嘱託に因つてこれをする。

第九十五條（第二項）　組合が第十條に規定する以外の事業を行つたときは、行政廳は、当該組合の解散を命ずることができる。

◎農業災害補償法の一部を改正する法律（衆法）

（昭和二十四年六月八日公布法律第一百一号）（昭和二十四年六月八日一部施行）（同年八月一日一部施行）（大蔵・農林大臣署名）

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二條から第四條まで、第五條第二項、第十三條第二項、第十五條第二項、第十六條第二項、第二十條、第八十二條第一項、第九十一條、第四章題名、第百二十一條から第百二十四條まで、第百二十五條第一項、第百二十六條から第百三十條まで、第百三十一條第一

項、第百三十二條から第百三十四條まで、第百三十八條から第百四十一條まで、第百五十三條第二項及び第百五十六條中「農業共済保険組合」を「農業共済組合連合会」に、第六十七條第二項中「(「農業共済保険組合登記簿」を「農業共済組合連合会登記簿」に改める。

第十五條第一項に次の一号を加える。

三　第八十三條第一項第四号の任意共済事業を行う農業共済組合にあつては、当該農業共済組合の区域内に住所を有し、当該共済事業の共済目的である農作物の耕作の業務を営む者又は当該共済事業の共済目的である農産物、建物若しくは農機具等を所有する者で農業を営むもの

第十六條第三項中「前條第一項第二号のみに該当する者」を「組合員たる資格を有する者で前條第一項第一号に該当しないもの」に改める。

第十九條第二項中「第十五條第一項第二号のみに該当するもの」を「第十五條第一項第一号に該当しないもの」に改める。

第二十條中「第十五條第一項第一号又は第二号」を「第十五條第一項各号」に改める。

第三十條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　共済事業又は保険事業の種類

第三十條第二項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

農業共済組合の定款には、前項の事項の外、総代会を設ける場合には、総代の定数及び選挙に関する規定を記載しなければならない。

第三十五條に次の一項を加える。

理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会又は総代会を招集することができる。

第三十六條に次の後段を加える。

総代が総代総数の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の招集を請求したときも、また同様とする。

第三十七條、第三十九條第一項及び第四十一條中「総会」の下に「又は総代会」を加え、第三十七條及び第三十八條第三項中「総会招集」を「総会又は総代会の招集」に改める。

第四十二條中「、第五十九條及び第六十一條第一項」を「及び第五十九條」に、「民法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「行政廳」と」を「民法第五十三條及び第五十五條中「総会」とあるのは、「総会又は総代会」と、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「行政廳」と」に改める。

第四十五條の次に次の一條を加える。

第四十五條の二　農業共済組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。但し、左の場合には、総代会は、総会に代ることができない。

一　役員又は総代の選挙

二　清算人又は合併に因る農業共済組合の設立委員の選任

三　定款の変更（第三十條第一項第六号又は第七号に掲げる事項についての変更を除く。）、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処理案、不足金処理案、合併及び解散の議決並びに第百十一條の議決

第百十一條を第百十一條の二とし、同條の前に次の一條を加える。

第百十一條　第十六條第一項の規定による組合員は、総会においてその旨の議決をしたときは、命令で定める場合を除き、その所有又は管理する出生後第五月の月の末日を経過し十二歳以下の牛及び明け二歳以上明け十六歳以下の馬を当該農業共済組合の死亡廃用共済に付さなければならない。

第百十四條を次のように改める。

第百十四條　家畜共済の共済金額は、左の金額とする。

一　死亡廃用共済にあつては、定款で定める共済掛金に対應する金額を最低の額とし、家畜の價額の百分の八十に相当する金額を最高の額として定款で定める額

二　疾病傷害共済にあつては、主務大臣の定める額を超えない範囲内において定款で定める額

三　生産共済にあつては、胎児については、母畜の價額の百分の十六に相当する金額の範囲内において定款で定める額、出生した牛及び馬については生後満一箇月までは胎児の共済金額と同額とし、生後一箇月を加えるごとにその額にその百分の十五を加えた額

前項第一号の最低の額に対應する共済掛金の額の基準は、主務大臣が定める。

第百二十條の次に次の一節を加える。

第四節　任意共済

農業災害補償法の一部を改正する法律

第百二十條の二　主務大臣は、必要があると認めるときは、任意共済の共済金額について、その最高額を定めることができる。この場合には、任意共済の共済金額は、当該金額を超えてはならない。

第百二十條の三　任意共済には、第百十一條の二並びに商法第六百三十一條、第六百三十七條、第六百三十七條、第六百三十九條乃至第六百四十一條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第百二十一條中「農業共済組合が」の下に「第八十三條第一項第一号乃至第三号に掲げる」を加え、同條に次の二項を加える。

農業共済組合連合会は、前項の規定による目的の外、組合員たる農業共済組合が第八十三條第一項第四号に掲げる共済事業に因つてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とすることができる。

主務大臣は、前項の規定により保険事業を行う農業共済組合連合会に対して、当該事業について監督上必要な事項を指示することができる。

第百二十三條第一項に次の一号を加える。

三　任意共済にあつては、その共済金額の百分の九十以上で定款で定める金額

第百二十五條第一項に次の一号を加える。

三　任意共済にあつては、組合員が支拂うべき共済金に、共済金額に対する保険金額の割合を乗じて得た金額

第百三十二條の次に次の一條を加える。

第百三十二條の二　農業共済組合連合会は、第百二十一條の規定による保険事業の外、総会の議決を経て、所属農業共済組合又は当該農業共済組合連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会から共済掛金の支拂を受け、第八十四條第三項に掲げる損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。

第百二十條の三及び第百二十一條第三項の規定は、前項の事業に準用する。

第百三十三條中「保険事業」を「農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済に係る保険事業」に改める。

第百三十四條中「保険関係」を「前條の保険関係」に改める。

第百四十七條第五号中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同條第七号中「第四十一條第四項」の下に「（第四十五條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

1　この法律中第百十一條の改正規定は、昭和二十四年八月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。

2　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「農業共済保険組合」を「農業共済組合連合会」に改める。

3　地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第十五号中「農業共済保険組合」を「農業共済組合連合会」に改める。

4　第百六條の規定により主務大臣が定める農作物共済及び蚕繭共済の共済金額の基準額は、同條の規定にかかわらず、当分の間、最高額と最低額に代えて一律にその額を定めることができる。

5　この法律施行の際現に存する農業共済保険組合の名称中「農業共済保険組合」とあるのは、この法律施行の際「農業共済組合連合会」と改められたものとみなす。

6　前項の農業共済組合連合会は、農業災害補償法第六十二條の規定に基き、名称変更の登記をしなければならない。

参照

○農業災害補償法（昭和二十二年十二月十五日法律第百八十五号）

第十五條（第一項）　農業共済組合員たる資格を有する者は、左の各号の一に該当する者とする。但し、命令の定めるところにより定款で特別の定をしたときは、その定による。

第十六條（第三項）　農業共済組合は、前條第一項第二号のみに該当する者から加入の申込を受けたときは、正当の理由がなければ、その加入を拒んではならない。

第十九條（第二項）　農業共済組合の組合員で第十五條第一項第二号のみに該当するものは、前項の事由に因るの外、共済関係の全部の消滅に因つて脱退する。但し、定款で特別の定をしたときは、この限りでない。

第二十條　農業共済組合を設立するには、十五人以上の第十五條第一項第一号又は第二号に掲げる者が、農業共済保険組合を設立するには、二以上の農業共済組合が発起人とならなければならない。

第三十六條　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない←

第三十七條　理事の職務を行うものがないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当の理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会←を招集しなければならない。

第三十八條（第三項）　総会招集の通知は、その会日から十日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

第三十九條（第一項）　理事は、定款及び総会←の議事錄を各事務所に備え置き、且つ、命令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

第四十二條　役員には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十六條、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。この場合において、民法第五十六條中

「裁判所」とあるは「行政廳」と読み替えるものとする。

第八十一條　組合員が總組合員の十分の一以上の同意を得て、總會←の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反することを理由として、その議決若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決、又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第八十三條　農業共済組合の行う共済事業は、左の通りとする。

一　農作物共済

二　蚕繭共済

三　家畜共済

第八十五條（第一項）　農業共済組合は、命令で定める場合を除いては、第八十三條に掲げる共済事業のすべてを行わなければならない。

第九十三條（第二項）　家畜共済の共済目的の譲受人は、農業共済組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができる。

第百十四條　家畜共済の共済金額は、左の金額とする。

一　死亡廃用共済にあつては家畜の価格の百分の八十に相当する金額を、疾病傷害共済にあつては、主務大臣の定める額を超えない範囲内において定款で定める額

二　生産共済にあつては、胎児については母畜の死亡廃用共済の共済金額の百分の二十に相当する金額、出生した牛及び馬については生後満一箇月までは胎児の共済金額と同額とし、生後一箇月を加えるごとにその額にその百分の十五を加えた額

第百二十一條　農業共済保険組合は組合員たる、農業共済組合が←共済事業によつてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とする。

第百二十三條（第一項）　農業共済保険組合の保険金額は、左の金額とする。

一　農業作物共済及び蚕繭共済にあつては、その共済金額の百分の九十に相当する金額

二　家畜共済にあつてはその共済金額に相当する金額

第百二十五條　農業共済保険組合の支拂うべき保険金は、左の金額とする。

一　農作物共済及び蚕繭共済にあつては、組合員が支拂うべき共済金の百分の九十に相当する金額

二　家畜共済にあつては、組合員が支拂うべき共済金に相当する金額

第百三十三條　政府は、農業共済保険組合が保険事業に因つてその組合員に対して負う保険責任を再保険するものとする。

第百三十四條　農業共済保険組合とその組合員との間に保険関係が成立したときは、これによつて政府と当該組合との間に再保険関係が成立するものとする。

第百四十七條　左の場合には、農業共済團体の役員又は清算人も一万円以下の過料に処する。

五　第三十五條、第三十六條又は第三十七條の規定に違反したとき。

七　第四十一條第四項←の規定に違反したとき。

○農林中央金庫法（大正十二年四月六日法律第四十二號）

第五條　政府（中略）、農業共済保険組合、（中略）ノ外農林中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ス

○地方税法（昭和二十三年七月七日法律第百十号）

第十三條　左に掲げるものに対しては、地方税（鉱産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材取引税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割を除く。）を課することができない。

（下略）

十五　健康保険組合、（中略）、農業共済組合、（下略）

◎競馬法の一部を改正する法律（衆法）

（昭和二十四年六月六日公布法律第百九十七号）（大蔵・農林・大臣署名）

（昭和二十四年六月六日施行）

競馬法の一部を改正する法律

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「市」を「市町村」に、「指定市」を「指定市町村」に改める。

第二十條第二項中「指定市」を「指定市町村」に改める。

第二十一條中「指定市」を「指定市町村」に、「市長」を「市町村長」に改める。

第二十二條、第二十三條第二項、第二十五條第一項及び第二十六條第一項中「指定市」を「指定市町村」に改める。

第二十九條中「指定市職員」を「指定市町村職員」に、「指定市」を「指定市町村」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○競馬法（昭和二十二年七月十三日法律第百五十八号）

第一條　政府、都道府縣又は著しく災害を受けた市で内閣総理大臣が指定するもの（指定市という。以下同じ。）は、この法律により、競馬を行うことができる。

第二十條（第二項）　指定市の行う競馬の開催は、各指定市につき年二回以内とする。

第二十一條　都道府縣又は指定市は、競馬を開催するときは、入場者から、五円以上五十円以下の入場料を徴収する。但し、都道府縣知事又は指定市の市長は、一回につき六百人以内の限度

において無料入場を許可することができる。

第二十二條　第五條から第十七條までの規定は、地方競馬にこれを準用する。この場合において、第五條及び第八條中「政府」とあるのは「都道府縣又は指定市」と、第九條中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十九」と、第十三條から第十六條までのうち「政府」とあるのは「都道府縣又は都道府縣の組合」と「國營競馬」とあるのは「地方競馬」と、第十六條中「調教師又は騎手」とあるのは「騎手」と、第十七條中「政府」とあるのは「都道府縣又は都道府縣の組合」と讀み替えるものとする。

第二十三條（第二項）　都道府縣知事は、指定市がこの法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して地方競馬を行つた場合は、農林大臣の承認を得て、当該指定市に対し地方競馬の停止を命ずることができる。

第二十五條（第一項）　農林大臣は、都道府縣に対し、都道府縣知事は、指定市に対し、地方競馬の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について、報告をさせ又は書類及び帳簿を検査することができる。

第二十六條（第一項）　会計検査院は、必要があると認めるときは、地方競馬に関し、都道府縣又は指定市の会計経理の検査をすることができる。

第二十九條　左の各号の一に該当する場合においては、勝馬投票券を買うことができない。

一　競馬に関係する政府職員にあつては、すべての競馬の競走について

二　地方競馬に関係する都道府縣職員又は指定市職員にあつては、当該都道府縣又は指定市の行う地方競馬の競走について

◎競馬法の一部を改正する法律

（昭和二十四年六月六日公布
法律第百九十八号
昭和二十四年六月六日施行）（大藏・農林大臣署名）

競馬法の一部を改正する法律

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「年二回」を「年三回」に、「年三回」を「年四回」に、同條第二項中「年四回」を「年六回」に改める。

第四條中「第一項但書及び第三項」を削る。

第六條中「及び連勝式の三種」を「、連勝式及び重勝式の四種」に改める。

第七條第五項の次に次の二項を加える。

6　重勝式勝馬投票法においては、同一の日の二以上の競走につき第一着となつた馬を一組としたものを勝馬とする。

7　重勝式勝馬投票法において、その投票につき一組とした各競走のうちいずれかに出走すべき馬が七頭以上あるときは、第四項及び第五項の例により重勝式番号をつけることができる。

第八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

2　前項の規定により拂戻金を算出する場合において、勝馬投票の的中者のない勝馬があるときは、その勝馬は、その算出については、勝馬でないものとする。

第十一條の次に次の一條を加える。

（畜産業の振興費への充当）

第十一條の二　政府は、勝馬投票券の発賣による収入金のうち、勝馬投票券の賣得金の總額から拂戻金及び返還金の總額を控除した残額の三分の一に相当する金額を、畜産業の振興のために必要な経費に充てなければならない。

2　前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

第十二條を次のように改める。

（投票の無効）

第十二條　單勝式、複勝式及び連勝式勝馬投票法において、勝馬投票券を発賣した後、当該競走につき左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該競走についての投票は、これを無効とする。

一　出走すべき馬がなくなり、又は一頭のみとなつたこと。

二　競走が成立しなかつたこと。

三　当該が投票法について競走に勝馬がなかつたこと。

2　重勝式勝馬投票法において、勝馬投票券を発賣した後、左の各号の一に該当する事由を生じたときは、その投票は、これを無効とする。

一　その投票において一組とした各競走のすべてについて出走すべき馬が一頭のみとなつたこと、又はいずれかの競走に出走すべき馬がなくなつたこと。

二　その投票において一組とした各競走のうちいずれかが成立しなかつたこと。

三　その投票につき勝馬がなかつたこと。

3　発賣した勝馬投票券に表示された馬が出走しなかつた場合は、その馬（連勝式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあつてはその馬の属する組）に対する投票は、これを無効とする。連勝式勝馬投票法において同一の連勝式番号をつけられた馬を一組とした場合において、表示された馬のうちいずれか一頭のみが出走したときは、その組に対する投票についてもまた同様である。

4　入場者以外の者に対し発賣した勝馬投票券の発賣金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由に因り、入場者に対し発賣した勝馬投票券の発賣金額と合計することができなかつた場合には、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、これを無効とする。

5　前四項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、政府に対し、その勝馬投票券と引換にその券面金額の返還を請求することができる。

6　前項の請求権は、当該勝馬投票券発賣の日から一年内に、これを行使しなければならない。

第十三條第二項第二号の次に次の一号を加える。

三　一年以上の懲役に処せられた者

第二十條第三項中「前二項」を「前七項」に改め、同項を第八項とし、第二項の次に次の五項を加える。

3　都道府縣とその都道府縣の区域内にある指定市町村とが組織する組合の行う競馬の開催は、競馬場ごとに、一年につき、その組合に加入している指定市町村の数に二を乗じた回数に四を加えたもの（その組合に加入している都道府縣及び指定市町村が、加入前、その年に、その競馬場において競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）以内とする。

4　前項の組合のうち競馬の開催は、一年につき、その組合に加入している指定市町村の数に二を乗じた回数にその組合の競馬場の数に四を乗じた回数を加えたもの（その組合に加入している都道府縣及び指定市町村が、加入前、その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）以内とする。

5　同一の都道府縣の区域内にある指定市町村の組合の行う競馬の開催は、一年につき、その組合に加入している指定市町村の数に二を乗じた回数（その組合に加入している指定市町村が、加入前、その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）以内とする。

6　第三項の組合の組織團体でなくなつた都道府縣のその年において行う競馬の開催は、競馬場ごとに、その組合が、その年に、その競馬場において開催した競馬の回数とあわせて四回以内とする。

7　第三項又は第五項の組合の組織團体でなくなつた指定市町村のその年において行う競馬の開催は、その組合が、その年に開催した競馬の回数とあわせて二回以内とする。

第二十一條但書を削る。

第二十三條第一項中「都道府縣」の下に「又は指定市町村」を、「当該都道府縣」の下に「又は当該指定市町村」を加える。

第二十四條中「又は競走の公正」を「その他競馬の公正」に改める。

第二十五條第一項中「都道府縣に対し、」を「都道府縣又は指定市町村に対し、」に改める。

第三十條中「十万円」を「五十万円」に改め、同條第二号の次に次の一号を加える。

三　國営競馬又は地方競馬の競走に関し勝馬投票類似の行爲をさせて利を図つた者

第三十一條中「五万円」を「三十万円」に改め、同條第一号を次のように改める。

一　削除

第三十一條第二号の次に次の一号を加える。

三　競走について財産上の利益を得又は他人に得させるため競走において馬の全能力を発揮させなかつた騎手

第三十三條中「二万円」を「十万円」に、同條第二号中「第三十一條第一号」を「第三十條第三号」に改める。

第三十四條中「千円」を「五万円」に改める。

第四十條中「施行の日から一年を経過した日までに、」を「昭和二十五年三月三十一日までに、」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の日に現に馬主の登録を受けている者であつて第十三條第三号に該当する者については、その登録をまつ消する。

3　國営競馬特別会計法（昭和二十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四條中「第十二條第二項及び第四項」を「第十二條第五項」に改める。

4　この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参照

○競馬法（昭和二十三年七月十三日法律第百五十八号）

（競馬の開催）

第三條（第一項）　國営競馬の開催は、競馬場ごとに、年二回以内とする。但し、天災地変その他やむを得ない事由に因り、一競馬場において年二回開催することができないときは、その隣接競馬場において、年三回開催することができる。

2　阪神競馬場及び宮崎競馬場において競馬の開催ができるまでの間、京都競馬場及び小倉競馬場においては、第一項の規定にかかわらず、年四回國営競馬を開催することができる。

（入場料）

第四條（第一項）　政府は、競馬を開催するときには、入場者から、三十円以上百円以下の範囲内で、地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の規定による入場税及び入場税附加税を含めた入場料を徴收する。但し、農林大臣は、一回につき二千人以内の限度において無料入場を許可することができる。

3　地方税法が制定施行せられるまでの間、第一項中「地方税法（昭和二十三年法律第百十号）」とあるのは「入場税法（昭和十五年法律第四十四号）」と、「入場税及び入場税附加税」とあるのは「入場税」と読み替え、第二項の規定は、これを適用しない。

（勝馬投票法）

第六條　勝馬投票法は、單勝式、複勝式及び連勝式の三種とする

第八條（第二項）　前項の規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を拂戻金の額とする。

（投票の無効）

第十二條　勝馬投票券を発賣した後、当該競走につき左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該競走における投票は、これを無効とする。

一　出走すべき馬が一頭のみとなつたこと。

二　競走が成立しなかつたこと。

三　競走に勝馬がなかつたこと。

2　前項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、政府に対しその勝馬投票券と引換にその券面金額の返還を請求することができる。

3　前項の請求権は、当該勝馬投票券発売の日から一年内に、これを行使しなければならない。

4　発売した勝馬投票券に表示された馬（連勝式勝馬投票法のうち同一の連勝式番号をつけられた馬を一組とした場合にあつては表示された馬のうちいづれか一頭を除いた残の馬）が出走しなかつたときは、その馬（連勝式勝馬投票にあつてはその馬の属する組）に対する投票についてもまた前三項と同様とする。

第二十條（第三項）　前二項の競馬の開催日数は、一回につき、六日以内とする。

（入場料）

第二十一條　都道府縣又は指定市町村は、競馬を開催するときには、入場者から、五円以上五十円以下の入場料を徴収する。但し、都道府縣知事又は指定市町村長は、一回につき六百人以内の限度において無料入場を許可することができる。

（地方競馬の停止）

第二十三條（第一項）　農林大臣は、都道府縣←が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して地方競馬を行つた場合には、当該都道府縣←に対し、地方競馬の廃止を命ずることができる。

（秩序の維持等）

第二十四條　農林大臣は、國営競馬場内の秩序を維持し又は競走の公正を確保するため必要な命令を発することができる。

2　地方競馬場内の秩序を維持し又は競走の公正を確保するため必要な事項は、政令でこれを定める。

（地方競馬の監督）

第二十五條（第一項）　農林大臣は、都道府縣に対し、都道府縣知事は、指定市町村に対し、地方競馬の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について、報告をさせ又は書類及び帳簿を検査することができる。

第三十條　左の各号の一に該当する者は、これを五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処する。

一　第一條第三項の規定に違反した者

二　第二十七條の規定に違反した者

第三十一條　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処する。

一　國営競馬又は地方競馬の競走に関し勝馬投票類似の行為をさせて利を図つた者

第三十三條　左の各号の一に該当する者は、これを二万円以下の罰金に処する。

二　第三十一條第一号の場合において勝馬投票類似の行為をした者

第三十四條　第二十八條の規定に違反した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第四十條　この法律は、施行の日から一年を経過した日までに、政廃の措置をとらなければならない。

○國営競馬特別会計法（昭和二十四年四月三十日法律第四十二号）

（投票券勘定の歳入及び歳出）

第四條　投票券勘定においては、法第五條の規定による勝馬投票券の発売による収入金、勝投票券の発売に伴う過誤受入金（以下「過誤受入金」という。）及び預金利子その他附属雑収入をもつてその歳入とし、法第八條及び第九條の規定による拂戻金（以下「投票券拂戻金」という。）、法第十二條第二項及び第四項の規定による返還金（以下「返還金」という。）、勝馬投票券の発売に収入金の収納又は投票券拂戻金若しくは返還金の支拂に伴う事故により不足した現金の補てん金（以下「補てん金」という。）、過誤受入金の拂戻金、第十四條第二項の規定による一時借入金の利子並びに業務勘定への繰入金をもつてその歳出とする。

三　廃止法

◎農業協同組合自治監査法を廃止する法律

（昭和二十四年五月二十五日公布法律第百四号／昭和二十四年五月二十五日施行）

（農林大臣署名）

農業協同組合自治監査法を廃止する法律

第一條　農業協同組合自治監査法（昭和十三年法律第十五号）は、廃止する。

第二條　農業協同組合監査連合会は、解散する。

第三條　農業協同組合監査連合会の清算結了の登記が完了するまでは、農業協同組合自治監査法は、第一條の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

3　事業者團体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号ワを次のように改める。

ワ　削除

参照

○事業者團体法（昭和二十三年七月二十九日法律第百九十一号）

（適用除外團体）

第六條　この法律の規定は、左に掲げる團体に対しては、これを適用しない。但し、第三條の規定は、この限りではない。

二　左に掲げる法律の規定に基いて設立された團体

ワ　農業協同組合自治監査法（昭和十三年法律第十五号）

◎酪農業調整法を廃止する法律

（昭和二十四年六月一日公布法律第百八十号 昭和二十四年六月一日施行）（農林大臣署名）

酪農業調整法を廃止する法律

1　酪農業調整法（昭和十四年法律第二十七号）は、廃止する。

2　製酪業組合の清算及び製酪業組合に対する課税並びにこの法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、酪農調整法は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

◎馬籍法を廃止する法律

（昭和二十四年五月十三日公布法律第五十四号 昭和二十四年五月十三日施行）（農林大臣署名）

馬籍法を廃止する法律

馬籍法（大正十年法律第九十五号）は、廃止する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

第九　交通・通信・建設

第九　交通・通信・建設

一　新制定法

◎日本國有鉄道法施行法

（昭和二十四年五月二十五日公布法律第百五号
昭和二十四年五月二十五日一部施行
同年五月三十一日一部施行
同年六月一日一部施行）
（大蔵・運輸大臣署名）

日本國有鉄道法施行法

（監理委員会の委員及び総裁の任命の事前措置）

第一條　内閣は、日本國有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）施行前に、同法第十二條の例により、日本國有鉄道の監理委員会の委員となるべき者を指名することができる。

2　内閣は、日本國有鉄道法施行前に、同法第二十條第一項及び第二項並びに同法第二十一條の例により、前項の規定による委員となるべき者の推薦に基き、日本國有鉄道の総裁となるべき者を指名することができる。

3　前二項において日本國有鉄道法第十二條又は同法第二十一條の例による場合において、同法第十二條第三項第五号中「日本國有鉄道」とあるのは「國有鉄道、國有鉄道に関連する國営船舶及び國営自動車並びにこれらの附帯事業に関して運輸省」と読み替えるものとする。

4　日本國有鉄道法第十七條の規定は、第一項の規定による委員となるべき者に準用する。

5　第一項又は第二項の規定により指名された委員となるべき者及び総裁となるべき者は、日本國有鉄道法施行の時において、同法の規定によりそれぞれ日本國有鉄道の最初の監理委員会の委員又は総裁に任命されたものとする。

（職員の引継）

第二條　日本國有鉄道法施行の際、現に運輸省職員（運輸部内の官吏、官吏の待遇を受ける者、雇員及び見習雇員をいう。以下同じ。）であつて、運輸省鉄道総局等主として國有鉄道、國有鉄道に関連する國営船舶及び國営自動車並びにこれらの附帯事業に関する事務を所掌する部局その他の機関であつて運輸大臣の定めるものに勤務するものは、運輸大臣の指名する者を除き、同法施行の際運輸省職員としての身分を失い、日本國有鉄道に引き継がれるものとする。

2　日本國有鉄道法施行の際、現に運輸省職員であつて、大臣官房等國有鉄道、國有鉄道に関連する國営船舶及び國営自動車並びにこれらの附帯事業に関する事務を所掌する部局その他の機関（前項の規定により運輸大臣の定めるものを除く。）に勤務するものは、運輸大臣の指名する者に限り、同法施行の際運輸省職員とし

ての身分を失い、日本國有鉄道に引き継がれるものとする。

3　前二項の規定により、運輸省職員が、日本國有鉄道に引き継がれる場合においては、その者に対する退官退職手当は、支給しない。

4　前項に規定する者が政府の職員として勤務した期間は、退職金の計算については、日本國有鉄道に勤務した期間とみなす。

（地方公共團体の議会の議員たる者の暫定措置）

第三條　前條第一項又は第二項の規定により日本國有鉄道の職員となつた者であつて、日本國有鉄道法施行の際現に地方公共團体の議会の議員であるものは、その任期中は引き続きその議員であることができる。

（権利義務の承継）

第四條　國有鉄道、國有鉄道に関連する國営船舶及び國営自動車並びにこれらの附帯事業に関し、日本國有鉄道法施行の際現に國が有する権利義務は、別に定めるものを除く外、その時において日本國有鉄道が承継する。

（訴訟の受継）

第五條　前條に規定する事業に関し、國を当事者とする訴訟であつて、日本國有鉄道法施行の際現に係属しているものは、その時において日本國有鉄道が受け継ぐ。同條に規定する事業に関し、これを所管する行政廳を当事者とする訴訟で前段と同様なものは、日本國有鉄道の総裁が受け継ぐ。

（共済組合に関する暫定措置）

第六條　日本國有鉄道法施行の際、現に國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第二條第二項第八号の規定による共済組合の組合員であつて、第二條第一項又は第二項の規定により日本國有鉄道に引き継がれないものは、日本國有鉄道法施行後当分の間、引き続き日本國有鉄道法第五十七條第二項の規定により日本國有鉄道に設けられる共済組合（以下「國鉄共済組合」という。）の組合員とする。

2　國庫は、前項の規定する者に係る國家公務員共済組合法第六十九條第一項各号及び同法第九十二條に掲げる費用を負担するものとし、政府は、これを國鉄共済組合に拂い込まなければならない。

（不動産に関する登記の手続）

第七條　日本國有鉄道が第四條の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきすべき登記の嘱託書には、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十一條第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾書を添附することを要しない。

2　日本國有鉄道の総裁が不動産に関する権利につき登記を嘱託する場合において、その役員又は職員を代理人と定め、その旨を官報で公告したときは、当該代理人は、不動産登記法第三十五條第一項第五号に掲げる書面を提出することを要しない。

（日本國有鉄道が引き継ぐ財産の範囲）

第八條　日本國有鉄道法施行の日において日本國有鉄道が政府から引き継ぐ財産は、昭和二十四年五月三十一日における國有鉄道事業特別会計の資産並びに公債及び借入金以外の負債とする。

（公債及び借入金の処理）

第九條　昭和二十四年五月三十一日において國有鉄道事業特別会計が負担する公債及び借入金は、日本國有鉄道法施行の日において、一般会計に帰属せしめる。

2　日本國有鉄道は、日本國有鉄道法施行の日において、前項に規定する公債及び借入金の金額に相当する額の債務を政府に対し負うものとする。

3　前項に規定する債務については、日本國有鉄道は、政府に対しその債務を表示する証書を交付するものとする。

4　第二項の規定により日本國有鉄道が政府に対し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日は、第一項の規定により一般会計に帰属した公債及び借入金の償還期限、利率及び利子支拂期日によるものとする。

5　政府は、第一項の規定により一般会計に帰属した公債及び借入金の借換をした場合においては、その償還期限、利率及び利子支拂期日並びに公債についてはその発行価格に基き、第二項の規定により日本國有鉄道が政府に対し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日を変更することができる。

（國庫余裕金の貸付）

第十條　政府は、日本國有鉄道において支拂上現金に不足があるときは、日本國有鉄道法第四十五條の規定による貸付として國庫余裕金を一時貸し付けることができる。

（資本金の額）

第十一條　日本國有鉄道法第五條に規定する資本金は、昭和二十四年五月三十一日における國有鉄道事業特別会計の資産の價額（調整勘定に計上する額を含む。）から負債の金額を控除した額に相当する金額とする。

（國有鉄道事業特別会計の残務の処理）

第十二條　國有鉄道事業特別会計における昭和二十三年度及び昭和二十四年度の予備費の使用、決算、財産及び出納その他会計に関する事務は、日本國有鉄道法施行の日以後は、従前の例により日本國有鉄道が行う。

（廳舎の無償貸付）

第十三條　日本國有鉄道は、日本國有鉄道法施行の際現に政府が使用している廳舎を政府に無償で貸し付けることができる。

（他の法令の改廃等）

第十四條　鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「帝國」を「本邦」に、「政府」を「日本國有鉄道」に改める。

第二條、第四條及び第五條を削り、第三條を第二條とする。

第十五條　國有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「國有鉄道（國有鉄道に関連する國営船舶を含

な。）」を「日本國有鉄道の鉄道及び連絡船」に改める。

第五條、第七條第三項、第八條及び第九條中「運輸大臣」を、第八條中「國有鉄道」をそれぞれ「日本國有鉄道」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條の二　第五條、第七條第三項及び第九條の規定により日本國有鉄道が左の各号に掲げる運賃及び料金を定める場合においては、運輸大臣の認可を受けなければならない。

一　定期旅客運賃
二　小口扱貨物運賃
三　手小荷物運賃
四　旅客運賃及び貨物運賃の最低運賃
五　寝台料金

第十六條　日本通運株式会社法（昭和十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「政府」を「日本國有鉄道」に、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第二項を削る。

第九條を次のように改める。

第九條　削除

第九條ノ二を削る。

第十七條　帝都高速度交通営團法（昭和十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「政府」を「日本國有鉄道」に改め、同條第二項を削る。

第六條中「政府」を「日本國有鉄道」に改める。

第二十四條中「帝國鉄道会計」を「日本國有鉄道」に改め、同條後段を削る。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條　削除

第二十七條　削除

第三十四條第二項を削る。

第十八條　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ二　日本國有鉄道ヨリ発スル証書、帳簿

第十九條　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二号を次のように改める。

二　日本國有鉄道自己ノ爲ニスル登記又ハ登録

第二十條　通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則中「國有鉄道（國有鉄道ニ関連スル國営船舶ヲ含ム以下同ジ）」を「日本國有鉄道ノ鉄道及連絡船」に、「運輸大臣」を「日本國有鉄道」に、「國有鉄道ノ乗客」を「日本國有鉄道ノ鉄道及連絡船ノ乗客」に改める。

第二十一條　國家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二條第二項第八号を次のように改める。

八　削除

第二十二條　大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十二年法律第百七十号）、政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大藏省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律（昭和二十三年法律第十三号）及び大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十三年法律第十八号）の一部をそれぞれ次のように改正する。

第二項中「、國有鉄道事業特別会計」を削る。

第二十三條　左に掲げる法令は、廃止する。

國有鉄道事業特別会計法（昭和二十二年法律第四十号）

地方鉄道及軌道に於ける納付金等に関する法律（昭和二十年法律第十九号）

鉄道会議官制（昭和五年勅令第百二十九号）

鉄道輸送協議会官制（昭和十七年勅令第五百十二号）

鉄道教習所官制（昭和十四年勅令第六百十七号）

地方鉄道軌道納付金委員会官制（昭和二十年勅令第二百九十号）

鉄道大臣に於て委託に依り陸運に関する機械器具等の製作、修理又は調達を爲す件（昭和十七年勅令第三百六十九号）

日本國有鉄道法施行法

附　則

1　この法律は、日本國有鉄道法施行の日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から、第二十二條の規定は、昭和二十四年五月三十一日から施行する。

2　國有鉄道事業特別会計法は、第二十三條の規定にかかわらず、日本國有鉄道法第三十六條第一項の規定においてその例による限度において、なおその効力を有する。

3　日本國有鉄道が政令で定める期間内になす物品の運送に関する取引には、取引高税を課さない。

4　日本國有鉄道は、昭和二十四年度においては、第九條第二項の規定により日本國有鉄道が政府に対し負う債務の利子及びその償務の取扱に要する経費を國債整理基金特別会計に納付することができる。

参　照

○日本國有鉄道法（昭和二十三年十二月二十日法律第二百五十六号）

（資本金）

第五條　日本國有鉄道の資本金は、昭和二十四年五月三十一日における國有鉄道事業特別会計の資産の價額に相当する額とし、政府が、金額出資するものとする。

（委員の任命）

第十二條　監理委員会の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について、廣い経験と智識とを有する年齢三十五年以上の者の

うちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2　委員の任命において、衆議院が同意して参議院が同意しない場合には、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて両議院の同意とする。

3　左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁こ又は懲役に処せられた者

三　國務大臣、國会議員、政府職員又は地方公共團体の議会の議員

四　政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

五　日本國有鉄道に対し、物品の賣買若しくは工事の請負を業とする者、又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。）

六　前号に掲げる事業者の團体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。）

（公務員たる性質）

第十七條　委員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2　委員には、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）は適用されない。

（役員の任命及び任期）

第二十條　総裁は、監理委員会が推薦した者につき、内閣が任命する。

2　前項の推薦は、第十六條の規定にかかわらず、委員四人以上の多数による議決によることを要する。

3　副総裁は、監理委員会の同意を得て、総裁が任命する。

4　理事は、総裁が任命する。

5　総裁及び副総裁の任期は、各々四年とする。

6　総裁及び副総裁は、再任されることができる。

（役員の欠格條項）

第二十一條　第十二條第三項各号の一に該当する者は、役員であることができない。

（経理原則及び運賃）

第三十六條　日本國有鉄道の会計及び財務（運賃の設定及び変更に関するものを含む。）に関しては、鉄道事業の高能率に役立つような公共企業体の会計を規律する法律が制定施行されるまでは、日本國有鉄道を國の行政機関とみなして、この法律又はこの法律に基く政令に定める場合を除く外、國有鉄道事業特別会計法（昭和二十二年法律第四十号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）その他従前の國有鉄道事業の会計に関し適用される法令の規定の例による。但し、財政法、会計法及び國有財産法の規定は、國有鉄道事業特別会計法の規定によつて制限される。國有鉄道事業特別会計法は、将来にわたつて効力を継続し、修正又は廃止されるまで日本國有鉄道に適用されるものとする。

（政府からの貸付）

第四十五條　政府は、日本國有鉄道に対し、資金の貸付をすることができる。

（共済組合）

第五十七條　日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用されるもので國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を準用する。この場合において、同法中「各省各廳」とあるのは、「日本國有鉄道」と、「各省各廳の長」とあるのは、「日本國有鉄道総裁」と、第六十九條（第一項第三号を準用する場合を除く。）及び第九十二條中「國庫」とあるのは、「日本國有鉄道」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは、「日本國有鉄道を代表する者」と読み替えるものとする。

2　國家公務員共済組合法第二條第二項第八号の規定による共済組合は前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により日本國有鉄道に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

○國家公務員共済組合法（昭和二十三年六月三十日法律第六十九号）

第二條（第二項）　前項に定めるものの外、左の各号の一に該当する職員を単位として、当該各号に掲げる各省各廳に、それぞれ別に一組合を設ける。

八　運輸省に属し、陸運に関する事務並びに國有鉄道に関連する國有船舶及び倉庫営業（臨港倉庫に係るものを除く。）に関する事務に従事する職員　運輸省

（國庫負担金）

第六十九條　國庫は、左と各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

一　保健給付、罹災給付及び休業給付に要する費用の二分の一

二　退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用の百分の五十五

三　組合の事務に要する費用の全額

（期間の計算の特例に伴う追加費用の負担）

第九十二條　前條の規定により生ずべき組合の追加費用は國庫（第八十六條第一項の規定に該当する者で國庫から報酬を受ける者以外の者については都道府縣又は市町村。）が、これを負担する。

○不動産登記法（明治三十二年六月二十一日法律第十一号）

第三十一條（第一項）　官廳又ハ公署カ不動産ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ其權利ニ付爲スベキ登記ハ其官廳又ハ公署ヨリ遲滯ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面及ヒ登記義務者ノ承諾書ヲ添付シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十五條（第一項）　登記ヲ申請スルニハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

五　代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其權限ヲ證スル書面

○鐵道敷設法（大正十一年四月十一日法律第三十七號）

第一條　帝國ニ必要ナル鐵道ヲ完成スル爲政府ノ敷設スヘキ豫定鐵道線路ハ別表ニ掲クル所ニ依ル

第二條　政府ハ前條豫定鐵道線路ヲ調査敷設セムトスルトキハ經費ノ豫算ヲ定メ漸次繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムヘシ

第四條　實定鐵道線路ヲ變更シ又ハ豫定鐵道線路中新ニ工事ニ着手スルモノヲ定ムルトキハ鐵道會議ノ諮詢ヲ經ヘシ

第五條　鐵道會議ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○國有鉄道運賃法（昭和二十三年七月七日法律第百十二号）

（總則）

第一條　國有鉄道（國有鉄道に関連する國営船舶を含む。）における旅客運賃及び貨物運賃並びにこれに関連する運賃及び料金については、この法律の定めるところによる。

（定期旅客運賃）

第五條　定期旅客運賃は、左の各号の規定に従ひ、運輸大臣がこれを定める。

（左記略）

第七條（第三項）　小口扱貨物運賃は、車扱貨物運賃の賃率を参しやくして運輸大臣の定める賃率による。

（運賃料金の軽微な変更）

第八條　全体として國有鉄道の総收入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の軽微な変更は、運輸大臣がこれを行うことができる。

（委任規定）

第九條　この法律に定めるもののの外、旅客又は貨物の運送に関する運賃及び料金並びにこの法律に定める賃率の適用に関する細目は、運輸大臣がこれを定める。但し、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の規定の適用を妨げない。

○日本通運株式會社法（昭和十二年四月五日法律第四十六号）

第四條（第一項）　政府ハ日本通運株式會社ノ資本ノ半額ヲ限リ其ノ株式ノ引受ヲ爲スコトヲ得

同條（第二項）　前項ノ株式引受ニ因ル拂込金ハ帝國鐵道會計ノ資本勘定ノ歳出トシ政府カ該引受ニ因リ取得シタル株式ハ同會計ノ資本所屬物件トス

同條（第三項）　第一項ノ規定ニ依ル株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第九條　日本通運株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ第四條第一項ノ規定ニ依ル株式以外ノ株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年六分ノ割合ニ達スル迄第四條第一項ノ規定ニ依ル株式以外ノ株式ノ拂込ミタル株金額及第四條第一項ノ規定ニ依ル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第九條ノ二　政府ハ二千萬圓ヲ限リ社債ノ元利支拂ヲ保證スルコトヲ得

前項ノ保證ニ因ル政府ノ支出ハ帝國鐵道會計ノ收益勘定ノ歳出トス

○帝都高速度交通營團法（昭和十六年三月七日法律第五十一號）

第五條　政府ハ四千萬圓ヲ限リ帝都高速度交通營團ニ出資スルコトヲ得

前項ノ出資ハ帝國鐵道會計ノ資本勘定ノ歳出トシ之ニ因リ取得シタル出資證券ハ同會計ノ資本所屬物件トス

第六條　政府又ハ公共團體ガ帝國高速度交通營團ニ出資シタル場合ニ於テハ其ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第二十四條　帝國鐵道會計ハ豫算ノ範圍内ニ於テ交通債券ノ引受ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ其ノ引受ニ要スル支出ハ同會計ノ資本勘定ノ歳出トシ其ノ引受ケタル交通債券ハ同會計ノ資本所屬物件トス

（第三項）　國有鐵道（國有鐵道ニ關聯スル國營船舶ヲ含ム以下同

料營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ第四條第一項ノ規定ニ依ル株式以外ノ株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年六分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ總株式ニ對スル利益配當ガ拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄第四條第一項ノ規定ニ依ル株式以外ノ株式ノ拂込ミタル株金額及第四條第一項ノ規定ニ依ル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第九條ノ二　政府ハ二千萬圓ヲ限リ社債ノ元利支拂ヲ保證スルコトヲ得

前項ノ保證ニ因ル政府ノ支出ハ帝國鐵道會計ノ收益勘定ノ歳出トス

第二十七條　帝都高速度交通營團ハ地下高速度交通事業又ハ之ニ關聯スル事業ノ讓受代價ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ支拂保證アル交通債券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第三十四條（第二項）　帝都高速度交通營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ對シ利益金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

○印紙稅法（明治三十二年三月十日法律第五十四號）

第五條　左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

六ノ五　産業設備營團ノ業務ニ關スル證書、帳簿及産業設備債券

○登錄稅法（明治二十九年三月二十八日法律第二十七號）

第十九條　左ニ掲クルモノニハ登錄稅ヲ課セス（後略）

二　削除

○通行稅法（昭和十五年三月二十九日法律第四十三號）

附　則

（第三項）　國有鐵道（國有鐵道ニ關聯スル國營船舶ヲ含ム以下同

ジ）ニ付テハ當分ノ間第二條ノ旅客運賃ハ國有鐵道運賃法第三條及第四條ニ規定スル運賃ノ百五分ノ百、第三條ノ急行料金又ハ準急行料金ハ同法第六條ニ規定スル料金ノ百二十分ノ百、第三條ノ寢臺料金ハ同法第九條ノ規定ニ依リ運輸大臣カ定ムル料金ノ百二十分ノ百トス

（第四項）　前項ノ運賃又ハ料金ニハ國有鐵道運賃法第八條ノ規定ニ依リ運輸大臣カ變更スル運賃又ハ料金ヲ含ムモノトス

（第五項）　國庫出納金端數計算法（大正五年法律第二号）第一條第一項（同法第二條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ハ當分ノ間國有鐵道ノ乘客ニ對スル通行稅ニ付テ運輸業者ガ第八條ノ規定ニ依リ通行稅ヲ徵收スル場合ニハ之ヲ適用セズ

○大藏部預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計並びに通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歲入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十二年十二月十二日法律第百七十一号）

（第二項）　政府は、前項の規定による繰入金については、後日大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定から、各〻その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

○政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大藏省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律（昭和二十三年三月二十日法律第十三号）

（第二項）　政府は前項の規定による繰入金については、後日大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定から各〻その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

○大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歲入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十三年四月一日法律第十八号）

（第二項）　政府は、前項の規定による繰入金については、大藏省預金部特別会計國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計からそれぞれ、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

◎海上運送法

（昭和二十四年六月一日公布法律第百八十七号昭和二十四年八月二十五日施行）（運輸大臣署名）

海上運送法

目次

第一章　總則（第一條・第二條）
第二章　船舶運航事業（第三條―第三十二條）
第三章　船舶貸渡業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、檢數業、鑑定業及び檢量業（第三十三條―第三十九條）
第四章　海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十條・第四十一條）
第五章　雜則（第四十二條―第四十五條）
第六章　罰則（第四十六條―第五十條）
附則

第一章　總則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、海上運送の秩序を維持し、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、檢數業、鑑定業及び檢量業をいう。

2　この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（海上運送に附随して貨物の船積又は陸揚のためはしけ又は引船により貨物の運ばんをする事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3　この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を就航させて一定の日程表と賃率表とに從つて運送をする旨を公示して行う船舶運航事業をいい、「不定期航路事業」とは、その他の船舶運航事業をいう。

4　この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡（期間よう船を含む。以下同じ。）又は運航の委託をする事業をいう。

5　この法律において「海上運送取扱業」とは、自己の名をもつて海上における船舶による物品の運送（以下「物品海上運送」という。）の取次をする事業をいう。

6　この法律において「海運仲立業」とは、物品海上運送又は船舶の貸渡、賣買若しくは運航の委託の媒介をする事業をいう。

7　この法律において「海運代理店業」とは、船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする